

高槻市スポーツ推進計画

平成26年3月

はじめに



高槻市は、大阪と京都の中間に位置し、北部には美しい山並みの北摂連山、南には市域を分ける淀川が流れ、緑豊かな自然景観を形づくっています。市内には、ポンポン山を始めとするハイキングコース、城跡公園や今城塚古墳を中心としたウォーキングコースを設置するなど、豊かな自然や歴史遺産を生かしたまちづくりを行っています。

豊かな緑や交通の利便性から、住宅都市として開発が進み、昭和40年代の高度経済成長期には人口が急増し、現在では人口35万人を超える中核市へと発展しています。

この間、本市では市民スポーツ祭やシティハーフマラソン大会をはじめとする大規模スポーツイベント、スポーツ団体や関連団体による市民大会等、様々なスポーツ推進施策を展開してまいりました。一方、市内では総合型地域スポーツクラブが2つ設立され、スポーツを通じて各地域で活発な交流が行われています。

近年では、女子サッカーやプロ野球公式戦が開催される中、市内外から多くの方が本市を訪れていただいております。本市の魅力を広く発信する機会として、一層の発展が期待されています。全国的には、2020年に開催される東京オリンピックに向け、ますますスポーツへの関心が高まる一方で、指導者等による選手への体罰が社会的な問題となりました。

今後、成熟した都市として、「市民一人ひとりがスポーツを通じて、幸福で豊かな生活を営むこと」を実現していくためには、心身ともに健康であることだけでなく、次の世代である子ども達が夢を抱ける社会を築くことが重要です。

また、わがまち高槻をより多くの人へ知っていただくには、「スポーツ」の力を活かしたまちづくりを進め、都市としての魅力を高めていかなければなりません。

今回策定した「高槻市スポーツ推進計画」を指針として、市民、関連団体、企業、行政等が力を合わせ、各種の取り組みを積極的に展開し、心豊かな市民生活を実現するとともに、高槻の魅力を一層高めていきたいと考えております。

結びに、本推進計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました高槻市スポーツ推進審議会の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

平成26年3月

高槻市長 濱田 剛史

目 次

第1章 計画の概要	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 上位計画の位置づけ	2
第2章 背景と現状	3
1 少子・超高齢化と人口減少（社会的背景①）	3
2 医療費の推移（社会的背景②）	4
3 スポーツ実施率（スポーツの現状①）	5
4 子どもの体力（スポーツの現状②）	6
5 アンケート調査（スポーツの現状③）	7
第3章 めざす方向性	8
1 基本方針（コンセプト）	8
① 施設の再活用	
② 主体の多様化	
③ 賑わいづくり	
④ 民の力の利用	
2 スローガン	8
2-1 イメージ	8
2-2 スローガン	8
第4章 施策の展開	9
1 施策の展開3つの柱	9
1-1 スポーツ推進のシステムづくり	10
1-1-1 システムづくりの施策	11
1-2 スポーツ推進の人づくり	13
1-2-1 人づくりの施策	14
1-3 スポーツ推進の環境づくり	16
1-3-1 環境づくりの施策	17
1-3-2 トップチームがもたらす効果	19

2	目標	20
2-1	体力の衰えや運動不足と思う市民の割合	21
2-1-1	現状値について	21
2-1-2	目標値について	21
2-2	成人の年1回以上のスポーツ実施率、週1回以上の実施率	22
2-2-1	現状値について	22
2-2-2	目標値について	22
2-3	子どもの体力の平均値	23
2-3-1	現状値について	23
2-3-2	目標値について	23
2-4	大規模スポーツイベントの参加者数（含む観客数）	24
2-4-1	現状値について	24
2-4-2	目標値について	24
2-5	スポーツ施設への来訪者数	25
2-5-1	現状値について	25
2-5-2	目標値について	25
	用語について	26
	資料編	28

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

平成12年「高槻市スポーツ振興対策及び施設整備に関する基本方策」（以下「基本方策」という。）を策定し施策を推進してきた結果、生涯スポーツの振興を図ることが概ねできました。

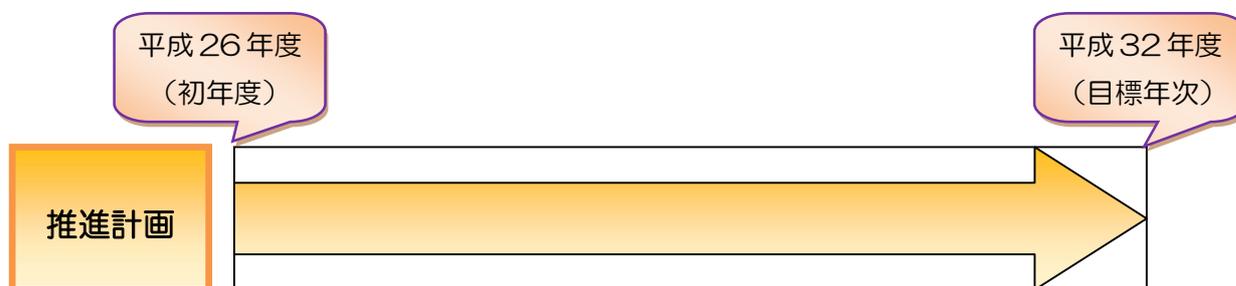
市を取り巻く環境として、少子・超高齢化や近い将来の「人口減少」の予測等、人口構成に大きな変化が続いていきます。また、医療費は年々増加をたどっています。一方、成人の市民が、週1回以上するスポーツ実施率はゆるやかに伸びてきているものの、未だ国・府には及んでいません。そして、市の子どもの体力も、全体的に向上傾向にあります。種目別にみると、全国平均値を大きく下回っているものがあります。しかし、市民のスポーツに取り組みたいという欲求は根強いものがあります。

平成23年6月制定の「スポーツ基本法」は、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利」と規定し、平成24年3月文部科学省が「スポーツ基本計画」を策定しました。また、府においても、平成24年4月「大阪府スポーツ推進計画～大阪スポーツ王国の創造～」を発表しました。

そこで、これまでの取り組みの成果を活かしつつ、新たに生じた課題に対応するため、ここに「高槻市スポーツ推進計画」（以下「推進計画」という。）を基本方策の改訂版として策定します。

2 計画の期間

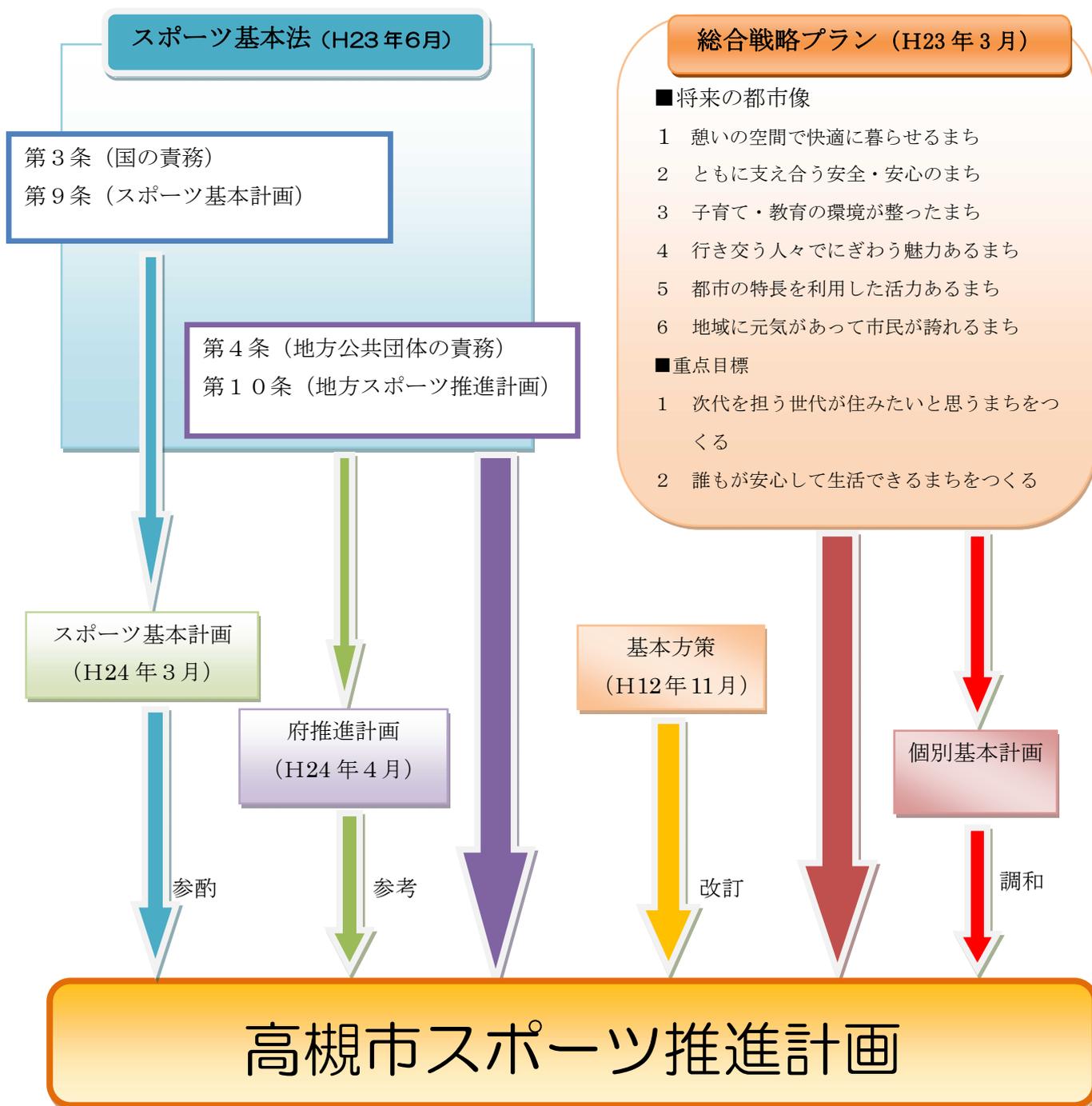
「高槻市総合戦略プラン」に基づく推進計画として策定をするという観点から、平成32年度を目標年次とした7年間の期間設定とします。現状と課題を踏まえた計画としつつ、社会やスポーツ界の変化の早さに適切に対応するため、実施計画において毎年ローリング方式^{*1}で進捗管理を行います。



^{*1} ローリング方式：長期計画と実績の乖離を防ぐために、施策・事業の見直しや部分的な修正を転がすように定期的に行っていく手法。

3 上位計画の位置づけ

本推進計画は、スポーツ基本法第10条（地方スポーツ推進計画）に基づく本市のスポーツ推進に関する基本的な計画です。文部科学省の「スポーツ基本計画」、府の「スポーツ推進計画」さらに本市の「総合戦略プラン」をはじめとし、関連する市・個別基本計画との調和や整合を図ります。



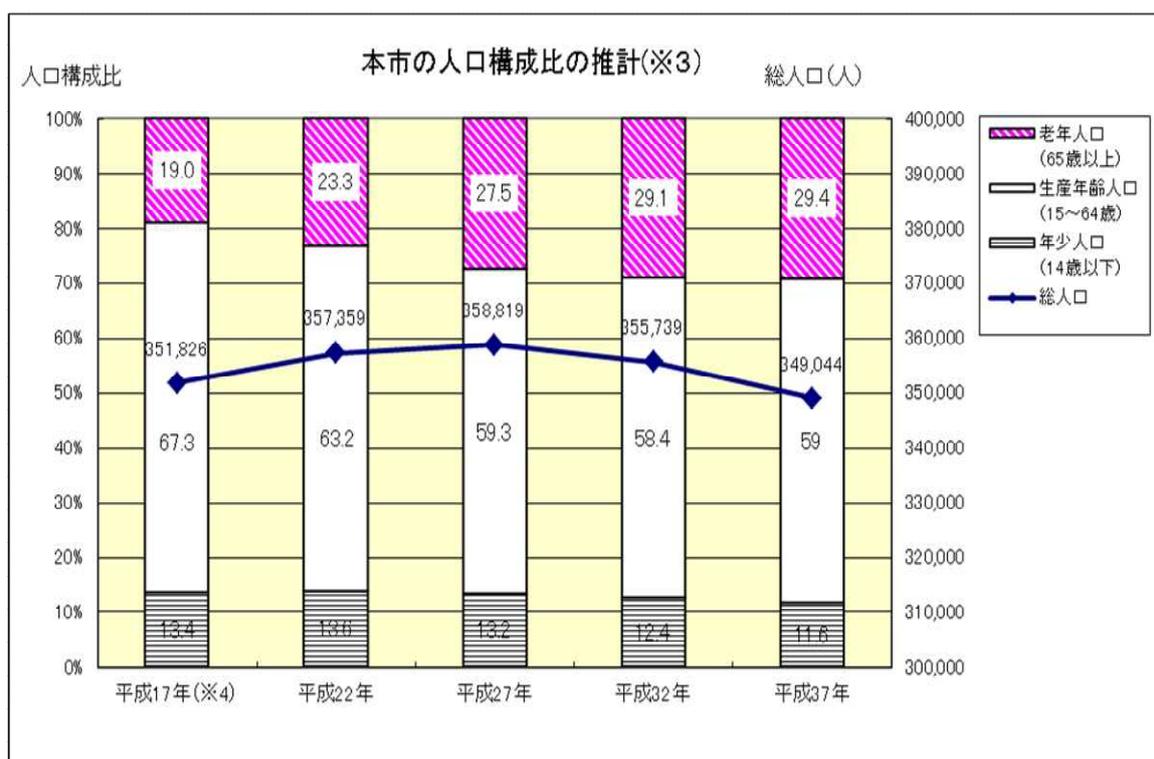
第2章 背景と現状

1 少子・超高齢化と人口減少（社会的背景①）

平成25年3月現在、市の統計によると65歳以上の人が総人口に占める割合（高齢化率）は25%となり、すでに超高齢社会^{※2}を迎えています。

また、人口問題研究所の本市の人口構成の推移については、高齢者の増加と年少人口の減少が続き、平成27年の358,819人を境に総人口は減少すると見込まれています。

本市においては、昭和40年代の高度経済成長期に京阪神の住宅都市として人口が急増したことから、現在70歳前後の世代が多いという特徴を持っており、加えて団塊の世代が高齢者に転じることで、超高齢化の影響をより強く受けるものと考えられます。そのため、増加する高齢者が元気に生き活きと活動できるような本推進計画のあり方を検討するほか、子どもが健やかにのびのびと成長できる環境の充実等積極的な取り組みが求められています。



※2 65歳以上人口の割合が7%超で「高齢化社会」、14%超で「高齢社会」、21%超で「超高齢社会」とされています。

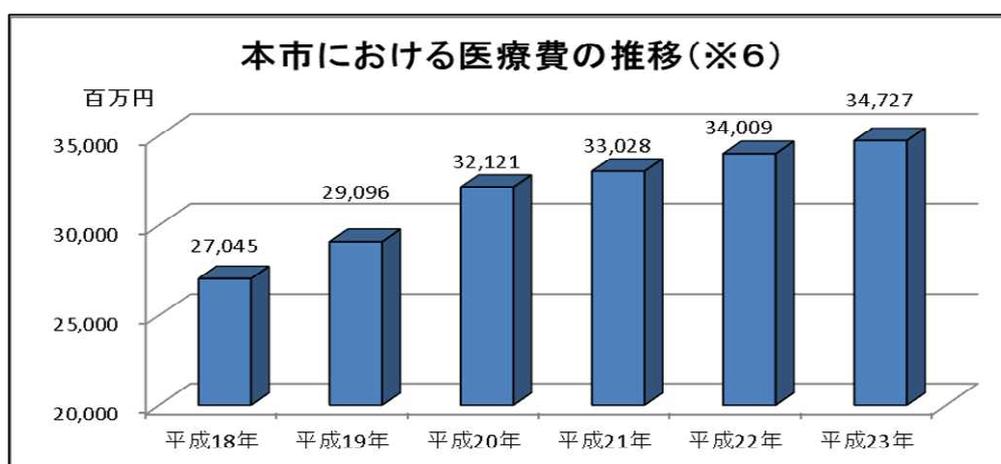
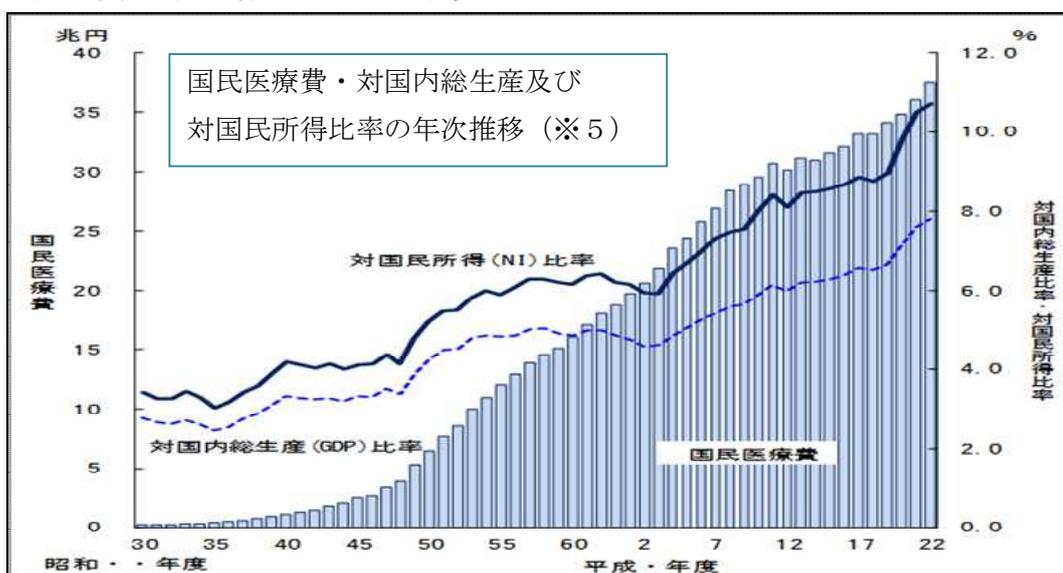
※3 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」

※4 総務省「国勢調査」（平成17年）。年齢不詳を含むため、3区分合計が100%に満たない。

2 医療費の推移（社会的背景②）

全国の医療費の動向について、平成22年度の国民医療費は37兆4202億円、前年度の36兆67億円に比べ1兆4135億円（3.9%）増加しています。また、国民医療費の国内総生産(GDP)に対する比率は7.81%（前年度7.60%）、国民所得(NI)に対する比率は10.71%（前年度10.51%）増加し、全国的に医療費が年々増加※⁵しています。

また、本市においても、同様に平成23年度の医療費が347億2,718万円、前年度の340億859万円に比べ7億1,859万円（2.1%）増加しており※⁶、高齢化率とともに医療費が年々増加しています。



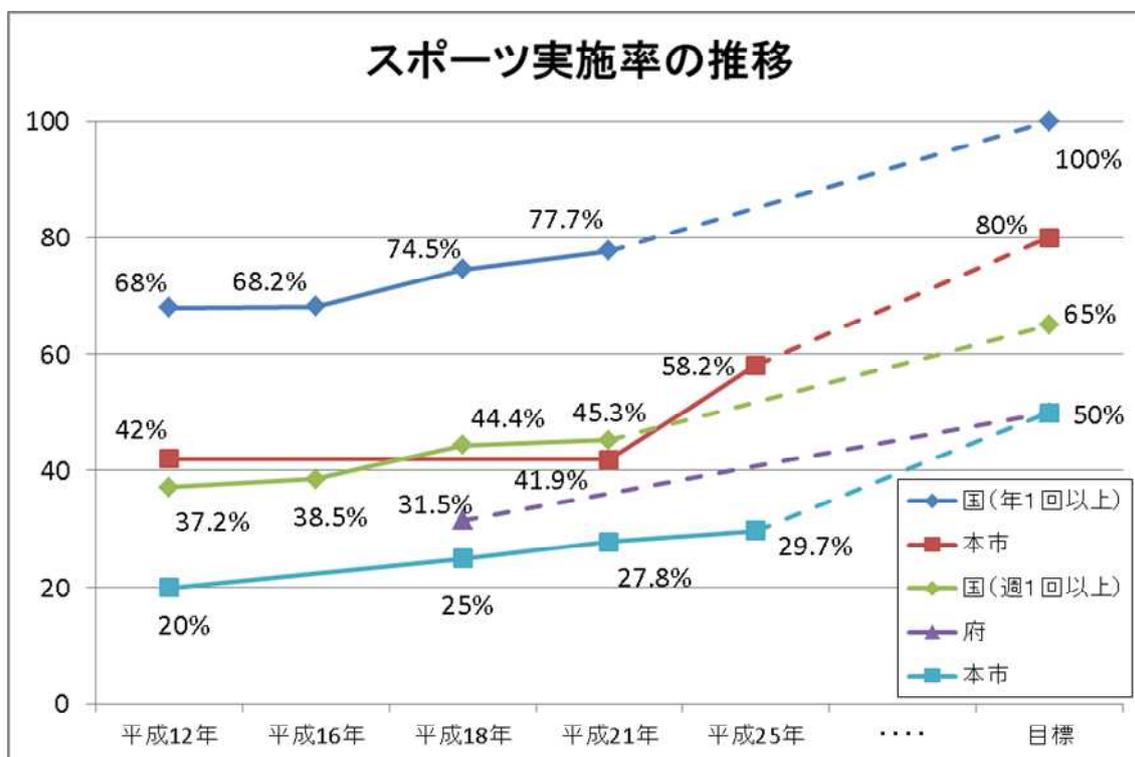
※5 「平成22年度 国民医療費の概況」（厚生労働省大臣官房統計情報局）より抜粋。

※6 主要事務執行報告書に基づき作成。なお、医療費については、国民健康保険にかかる療養の給付等及び療養費等の費用額を合算したもの。

3 スポーツ実施率（スポーツの現状①）

内閣府「体力・スポーツに関する世論調査^{※7}」で、平成12年以降の運動・スポーツ実施状況の推移をみると、年1回以上の実施率は68%からゆるやかに増加し、近年は75%前後で推移しています。また、週1回以上の実施率の割合は、37.2%から最新の平成21年調査では45.3%へと増加しています。

一方、平成12年の「市・スポーツに関するアンケート調査^{※8}」では、年1回以上の実施率は42%であり、直近の平成25年調査では58.2%と変化しています。また、成人の週1回以上のスポーツ実施率は、平成12年での20%から29.7%へと伸びているものの国には遠く及ばず、府^{※9}との比較でもなお低い状況です。



※7 国：内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」に基づく文部科学省推計から抜粋

※8 市：「基本方策」、「市民意識調査」、「文化・スポーツに関するアンケート」から抜粋

※9 府：「大阪府スポーツ推進計画」中の指標から抜粋

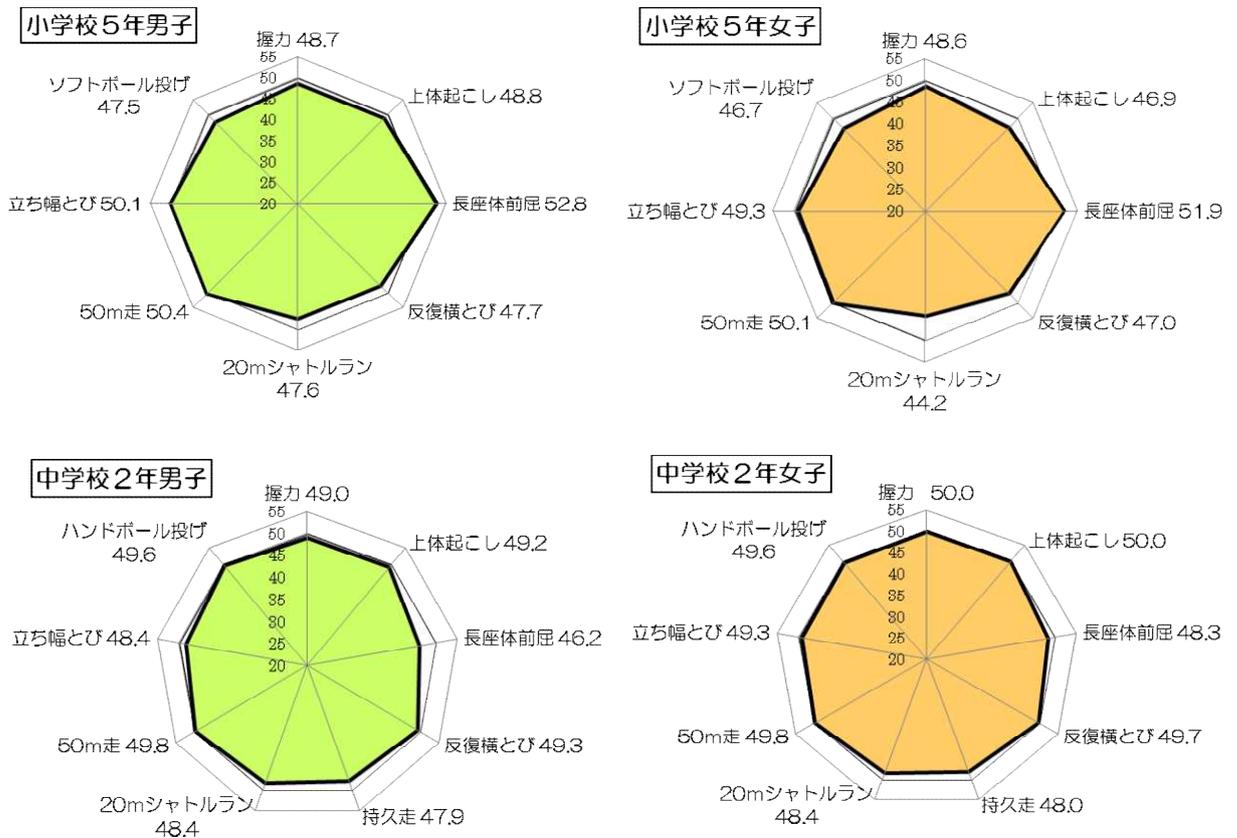
4 子どもの体力（スポーツの現状②）

子どもの体力は、全国ではこの10年間にわたり概ね低下傾向に歯止めがかかってきていますが、体力水準の高かった昭和60年頃と比較すると基礎的運動能力は依然として低い状況にあるといわれています。

子どもの時期に活発な身体活動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高めることはもとより、運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康な状態をつくっていくことにつながります。（「子どもの体力向上」HP抜粋 <http://www.recreation.or.jp/kodomo/>）

一方、これまでの市における体力・運動能力等調査の結果から、市の子どもの体力は全体的に向上傾向にあります。しかし、種目別にみると、小学生では男女とも、20mシャトルラン、反復横とび、ソフトボール投げが全国平均値を大きく下回っています。また、中学生の男女においても、持久走、長座体前屈等が全国平均値を下回っています。

平成24年度 高槻市平均値と全国平均値の比較
 (全国平均値を「50」とした場合のレーダーチャート)



5 アンケート調査（スポーツの現状③）

「日ごろから文化・スポーツに親しみたいと感じている」市民は、72.5%を占めるにも関わらず、年1回以上実施は58.2%、あるいは週1回以上実施は29.7%であり、実際の行動とは大きな開きがあります。さらに、全国値の年1回以上の実施率77.7%、また週1回以上の実施率45.3%との比較でも大きく下回っています。

スポーツへの参加は、今日的な生活形態の多様化を受けて、組織化された団体チーム的なものから、ウォーキングに代表されるような個人的なものへと変化しています。この傾向はすべての年代、男女とも共通しています。それらに比例してスポーツを行う場所は、河川敷や道路がもっとも多くなっています。

（平成25年3月実施）

質 問		上 位 回 答	
問1	日ごろから文化・スポーツに親しみたいと感じていますか。	*感じている	72.5%
問2	ご自分の健康や体力についてどのように感じていますか。	*体力の衰え *運動不足	81.5% 79.8%
問3	ふだん運動やスポーツをどの程度していますか。	*年1回以上している *週1～2回以上している	58.2% 29.7%
問4	どのような運動やスポーツをしていますか。	*ウォーキング *ゴルフ	56.3% 15.5%
問5	運動・スポーツを行う施設や場所はどこですか。	*河川敷・道等 *公営施設	47.4% 20.9%
問6	運動やスポーツをしていない理由は何ですか。	*仕事・家事・育児が忙しい *機会がない	38.1% 27.4%
問7	現在行っているものも含めて、今後行ってみたい運動やスポーツは何ですか。	*ウォーキング *水中ウォーキング・軽い水泳	41.6% 23.4%
問8	本市の体育館、プール、テニスコート等公共スポーツ施設の運営について何か望むことがありますか。	*申込手続、支払方法の簡素化 *駐車、駐輪場の確保	38.4% 33.7%
問9	総合型地域スポーツクラブについてご存知ですか。	*知らない	70.6%
問10	子どもの運動やスポーツ活動のために、どのようなことに力を入れたらよいと思いますか。	*活動したくなる場の充実 *気軽にできる地域クラブ	41.4% 40.2%
問11	今までにスポーツに関するボランティアを行ったことがありますか。	*行ったことはない	80.8%
問12	本市の盛んなスポーツとしてイメージするものは何ですか。	*サッカー *わからない	50.9% 32.6%
問13	スポーツをもっと振興させるために、市に今後どのようなことに力を入れてもらいたいと思いますか。	*各種行事・大会・教室の開催 *広報活動 *学校開放・整備	34.0% 23.9% 22.9%

第3章 めざす方向性

1 基本方針（コンセプト）

少子・超高齢化や医療費の増加等の社会的背景、また、スポーツ実施率の低迷や子どもの体力低下、及びアンケート調査から見た本市のスポーツの現状を鑑み、市民誰もが、生涯を通じたスポーツとの関わりを目指します。

本市のスポーツにかかる現状や課題を踏まえ、次の4点を基本方針とします。

- ① 施設の再活用・・・既存施設の新たな活用と工夫
施設を拡充することは、スポーツ環境の整備として必要です。しかし新設ではなく、既存施設のリニューアルも含めた高度利用化に工夫していきます。
- ② 主体の多様化・・・組織を越えたネットワークづくり
市民誰もが、スポーツを「する」「みる」「ささえる（育てる）」ことができる仕組みを構築し、（公財）高槻市みどりスポーツ振興事業団（以下、「スポーツ振興事業団」という。）、スポーツ関係団体、高齢者団体、障がい者団体等との多様な関わりを通じて豊かなライフスタイルを目指します。
- ③ 賑わいづくり・・・スポーツによる交流人口の増加
「関西の中央都市」高槻に相応しく、スポーツイベントを媒体にして来訪者のキャパシティを広げ、明るい生き活きとしたまちを目指します。
- ④ 民の力の利用・・・公と民の新たなコラボレーション
総合型地域スポーツクラブが持つ「新しい公共」の考えや、大学、企業等との連携、またトップアスリートたちとの交流を通じたコラボレーションで市民のスポーツ活動を促進します。

2 スローガン

2-1 イメージ

市民の誰もが、いつでも、どこでも、生涯にわたってスポーツに親しむことで、健康で精神的な充足感に満たされ、かつ、人・地域間交流による一体感のある豊かな暮らしを目指します。

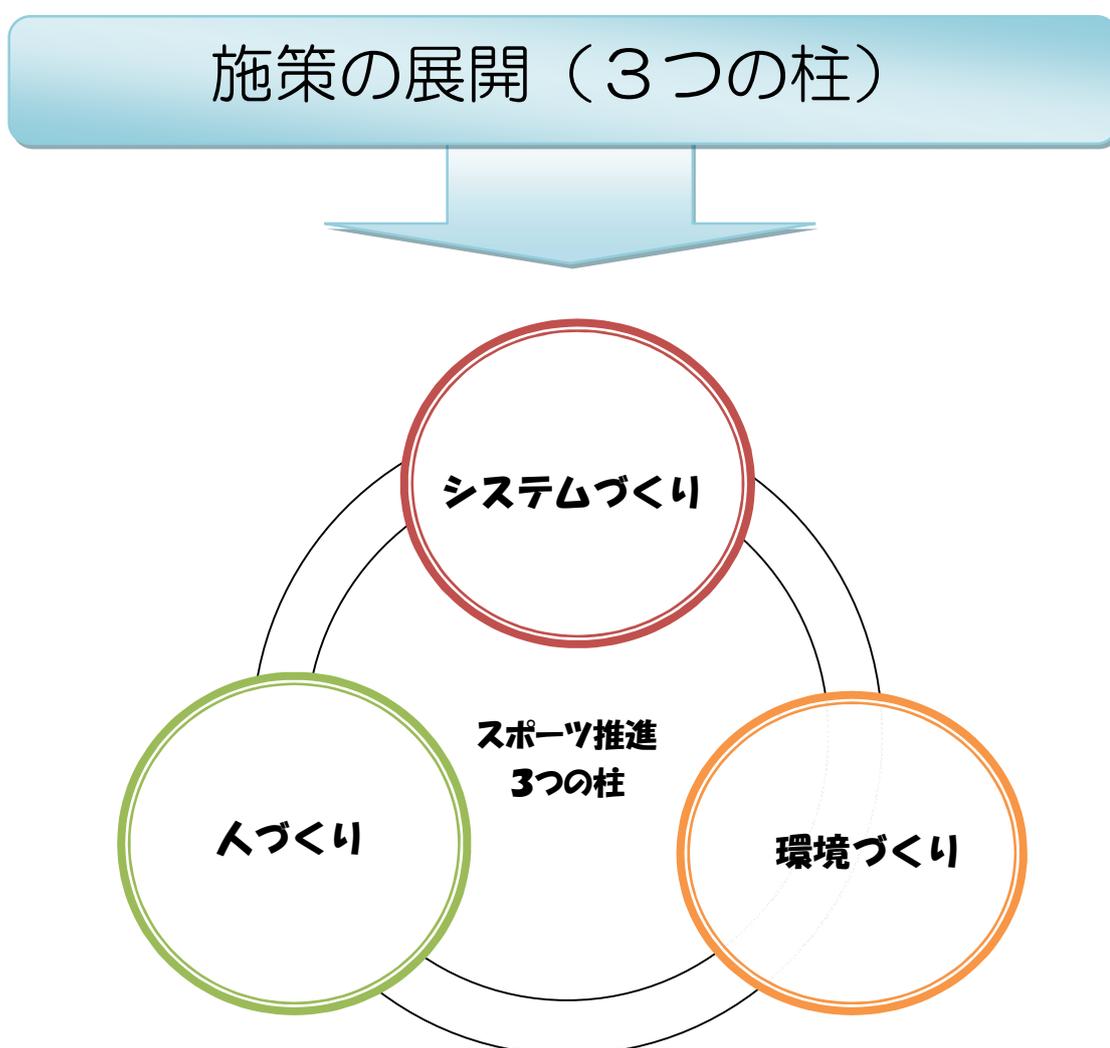
2-2 スローガン

～市民一人 ワン・スポーツへ向かって～
(Sports for Everyone)

第4章 施策の展開

1 施策の展開3つの柱

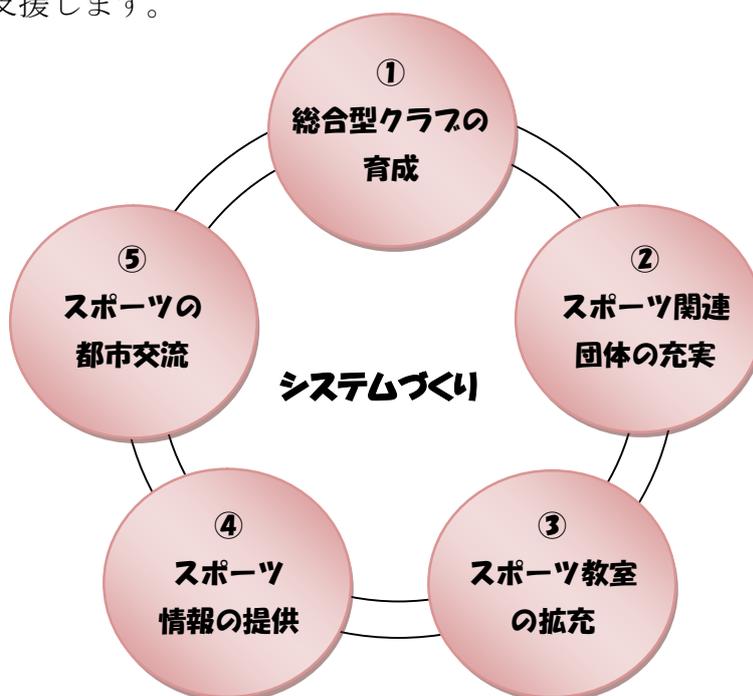
基本方針を実現するための3つの柱（システムづくり・人づくり・環境づくり）と施策です。市民だれもが、それぞれのライフステージに応じたスポーツに楽しむことができる～市民一人 ワン・スポーツへ向かって～の具体的手法です。



1-1 スポーツ推進のシステムづくり

スポーツ推進のシステムとして、地域住民が主体的に運営にかかわる総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の育成や支援、及び関係団体等多くの市民に対し、広くスポーツの機会の創出に取り組みます。

また、スポーツ情報の充実を図るとともに、スポーツによって都市交流が深まるよう支援します。



- ① 総合型クラブの育成** ⇒ NPO 法人化された2つの総合型クラブが存在します。これまでの成果は大きく、「地域の、地域による、地域のための」総合型クラブとして更に発展できるよう育成・支援します。
- ② スポーツ関連団体の充実** ⇒ 平成24年4月にスポーツ振興事業団、また平成25年4月に高槻市スポーツ団体協議会（以下「スポーツ協議会」という。）が設立されました。スポーツ振興事業団との連携を推進し、併せてスポーツ協議会等の活動を支援します。
- ③ スポーツ教室の拡充** ⇒ 指定管理者への委託事業。市民が気軽に参加でき、健康増進、仲間づくりを進めるきっかけの場として開催しており、生涯スポーツ社会への構築に向けてその拡充を目指します。
- ④ スポーツ情報の提供** ⇒ スポーツ情報の発信を通して、市民参加を促進するとともに、市の魅力度を高めます。媒体は紙ベースだけでなく、インターネット等の活用により施設の利用申し込みや情報提供の拡大を図ります。
- ⑤ スポーツの都市交流** ⇒ 姉妹都市や他市町村との交流により、選手・指導者・ボランティア等が互いに連携しあえるネットワークの推進を支援します。

1-1-1 システムづくりの施策

スポーツ実施率を上げるためには、習慣化をはからなければなりません。そのためにはスポーツに取り組むきっかけが大切であり、その重要なファクターとしてシステムづくりがあります。

① 総合型クラブの育成

市民が主体的に参画する総合型クラブは、スポーツを通じて「新しい公共」を担っています。自立化の促進に加えて、スポーツコミュニティの核となれるよう支援します。また、新しい総合型クラブの設立に対しては、地域との相談や調整を図りながら支援します。

	施策	内容
1	新規総合型クラブの育成	設立の相談・調整
2	既存総合型クラブへの支援	市とのパートナーシップの構築
3	総合型クラブハウス整備の検討	コミュニケーションの場の確保等

② スポーツ関連団体の充実

競技大会により選手やコーチ等は、達成感や強い充足感を得られます。競技水準向上のために、大会主催者である競技団体の事業が、円滑に実施できるよう支援します。また、自主事業を積極的に開催するスポーツ振興事業団との連携を推進します。

	施策	内容
1	府・体育協会、体育連合との連携	府・他市体育組織との連携・協力
2	スポーツ協議会等への支援	市内のスポーツ団体等への支援
3	スポーツ振興事業団との連携	出資団体としての連携推進

③ スポーツ教室の拡充

市民が気軽に参加でき、体力づくりや仲間づくりに繋がる教室をこれまで開催してきました。スポーツをする機会の少ない人へのきっかけづくりを目指し、多くの主体とともに取り組み、教室を拡充します。

	施策	内容
1	受講対象者の拡大	スポーツ教室への参加促進等
2	指定管理者への委託事業の拡大	ニーズ把握による種目・時間拡大
3	多様化する主催者との連携	民間事業者への施設貸し出し
4	民間スポーツ教室への支援	情報の提供

④ スポーツ情報の提供

スポーツに関する様々な情報を収集し、目的別に情報が得られる、たとえば施設利用の予約や各種競技大会及び教室の開催日程等は、市・ホームページから検索できるよう充実を図ります。また、大規模スポーツイベントを放映できるよう支援します。

	施 策	内 容
1	施設利用予約の新システムの検討	利便性の高いシステムの検討
2	情報提供の一元化	大会等の情報入手の簡素化
3	ICT ^{※10} （CATV等）の活用	大規模スポーツイベントの映像化

※10 ICT：情報通信技術一般の総称

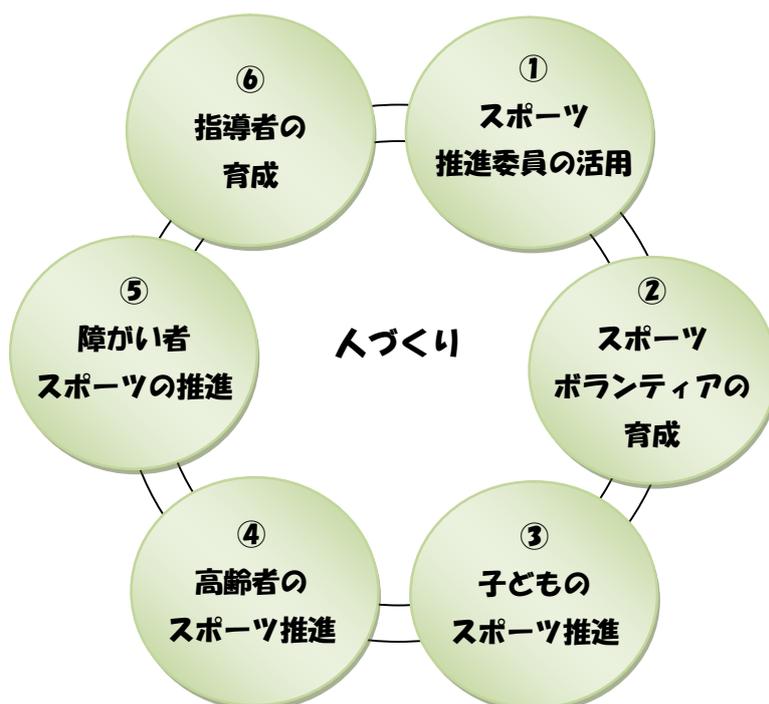
⑤ スポーツの都市交流

スポーツ活動を通じて積極的に姉妹都市や他市町村との交流を促進します。スポーツイベントは、地域を越えて幅広く参加者を募集し増員を図ると共に、友好と親善を深めるよう交流の強化に努め、スポーツコミュニティの醸成を図ります。

	施 策	内 容
1	姉妹都市や他市町村との交流	選手・指導者等ネットワークの推進
2	スポーツ活動領域の拡大化	広域的なスポーツ活動への参加促進

1-2 スポーツ推進の人づくり

学校校区ごとに配置されたスポーツ推進委員は、地域住民に対するコーディネーターとしての役割を求められています。また、スポーツの発展には担い手となる指導者・ボランティア活動の体制づくりが必須要件です。他の関係機関と連携を図り質の高い指導者の育成を図ります。併せて、子ども、高齢者、障がい者が安心して生き活きとスポーツができる仕組づくりを推進します。



- ① **スポーツ推進委員の活用** ⇒ 市内 59 名の委員により、主催事業や協力事業を展開しています。今後は、調整・指導・助言者としての役割を一層果たせるよう支援します。
- ② **スポーツボランティアの育成** ⇒ スポーツボランティアは、イベントを成功に導くために必要不可欠な存在であり、スポーツを支える人材として育成・支援します。
- ③ **子どものスポーツ推進** ⇒ 学校における体育・部活動の充実、及び学校体育と地域スポーツとの連携を図り、子どもの体力強化や競技水準の向上に努めます。
- ④ **高齢者のスポーツ推進** ⇒ 高齢者が、体力を維持し自信と生きがいを持てるよう、また暮らしの中にスポーツを取り入れる支援をします。
- ⑤ **障がい者スポーツの推進** ⇒ 障がい者スポーツ振興懇話会を通じて、関係団体の一層の連携を深めるようネットワークを推進し、障がい者スポーツの振興に努めます。
- ⑥ **指導者の育成** ⇒ スポーツ関係団体との連携により指導者を養成します。また、指導者資格取得のための情報を提供します。

1-2-1 人づくりの施策

スポーツ推進を図るためには、多様な人の関わりが生じてきます。スポーツは、「する人」「みる人」「ささえる（育てる）人」から成り立っていますが、互いに体系的・有機的に繋がるのが重要です。

① スポーツ推進委員の活用

市・スポーツ推進委員協議会を組織し、最も市民に密着した事業を展開しています。市民スポーツへの実技指導や助言だけでなく、市が実施するスポーツ推進事業にかかる連絡調整の役割も担っています。今後、市民・行政・団体間等地域内でのコーディネーターとしての役割を期待されていることから指導力の向上を図れるよう支援します。

	施 策	内 容
1	地域事業の拡大	地域ニーズの把握による事業展開
2	主催事業の拡大・充実	親子リズム体操の集い等の事業展開
3	指導力の向上支援	調整・指導・助言者としての資質向上
4	情報発信の強化	ホームページによる情報発信等

② スポーツボランティアの育成

「ささえる人」としてのスポーツボランティアは近年社会的な評価も高まっています。大規模なイベントではその存在抜きでは成功しないといわれています。ボランティアを確保するだけでなく、その力を有効に活用するためには、実際に活動できる場が重要です。そのためのシステム化を検討します。

	施 策	内 容
1	ボランティアの育成	ボランティア活動の支援
2	情報の提供	大規模イベント等の情報発信

③ 子どものスポーツ推進

子どもの体力低下は全国的な課題ですが、学校体育活動だけでの問題ではありません。子どもが外で遊ばなくなったことや少子化によるチームの減少、また顧問の高齢化、外部指導員の指導力等様々な課題が重複しています。

総合型クラブとの連携やスポーツ施設の利用拡大を図る等、地域ぐるみで支えられるよう支援します。

	施 策	内 容
1	小・中学生のスポーツ活動の支援	市スポーツ施設の利活用
2	中学校運動部活動の推進	外部指導者導入の推進
3	総合型クラブ等との連携	総合型クラブや種目別クラブとの連携
4	活動場所の検討	公園等での軽易なスポーツ活動の検討

④ 高齢者のスポーツ推進

高齢者は、スポーツを若い世代がするものとか、競技であると捉えている傾向があります。また、年とともに体力差も大きくなりますが、体力の落ちてきた人こそ、いつでもできるスポーツを継続的に行うことは、医療費の削減にもつながります。アンチエイジングのためのスポーツ活動を支援します。

	施 策	内 容
1	スポーツへの参加促進	利用料金等の優遇制度の検討
2	高齢者向け事業の開催	高齢者向けスポーツ・体操等の推進
3	高齢者団体等との連携	高齢者スポーツの啓発

⑤ 障がい者スポーツの推進

スポーツ基本法では、「障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう・推進しなければならない。」と法律上初めて明記されました。障がい者スポーツ懇話会を中心に事業を取り組んできましたが、今後は競技水準の向上も視野に入れて支援します。

	施 策	内 容
1	スポーツへの参加促進	バリアフリー化や参加しやすい制度等の充実
2	障がい者向け事業の開催	障がい者向けスポーツ・運動等の推進
3	障がい者スポーツ大会の取組支援	障がい者の競技水準向上に向けた取組
4	障がい者団体等との連携	障がい者スポーツの啓発

⑥ 指導者の育成

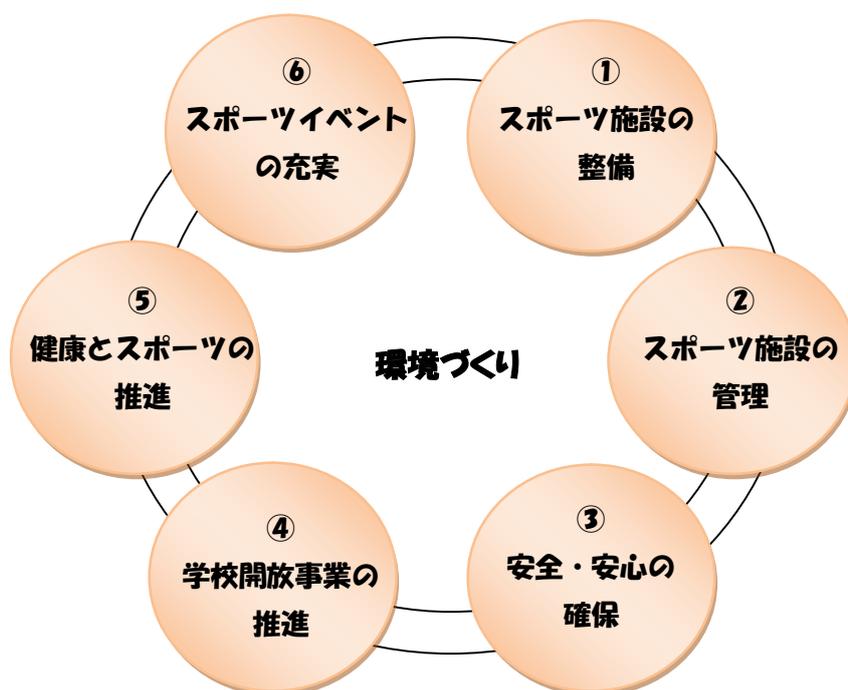
「ささえる人」としての指導者は、競技水準の向上のための指導、あるいはスポーツへのきっかけづくりをサポートするという、重要な役割を担っており質の高い指導者が求められています。また、スポーツ指導者が、安全性の確保のために必要な知識・技術を習得して指導に活用することが重要です。

日本体育協会をはじめ公的な機関が出している公認スポーツ資格の取得を促進し、また指導者が活躍できるよう支援します。

	施 策	内 容
1	公認スポーツ指導者資格の取得促進	許認可にかかる機関・団体との連携
2	情報提供の一元化	情報コーナーの利活用
3	公認スポーツ指導者への支援	資格取得者の活用
4	大学連携の推進	資格を有する学生の活用

1-3 スポーツ推進の環境づくり

スポーツ環境を整備するためには、施設整備と管理運営が有機的に結合しなければなりません。施設整備に必要な財源確保と効果的・効率的な管理運営により、質の高いサービスが提供できるよう工夫します。また、市民に一番身近なスポーツ施設である学校開放や健康と連動した事業の展開に努め、安全・安心な環境整備に努めます。トップレベルスポーツチーム（以下「トップチーム」という。）による地域に根ざした交流（連携）等多様化するスポーツ環境に対応するために、主体的に取り組む役割分担を明確にして推進します。



- ① **スポーツ施設の整備** ⇒ 基本方策の策定後、スポーツ施設の整備は進んできました。今後は施設のリニューアルや夜間照明の設置等高度利用化に努めます。
- ② **スポーツ施設の管理** ⇒ 多くの市民に対して、スポーツを楽しめるきっかけとなるよう、利用者の利便性に配慮した管理運営をめざし、施設利用者の増加に努めます。
- ③ **安全・安心の確保** ⇒ スポーツ活動を行うための環境を整備し、スポーツによって生じる事故・外傷等の防止を図ります。
- ④ **学校開放事業の推進** ⇒ 地域と協働し、地域住民が学校体育施設を活用できる仕組みが重要です。学校と地域が協力する学校開放運営委員会の事業を一層促進します。
- ⑤ **健康とスポーツの推進** ⇒ 健康及び体力の保持増進には、スポーツが不可欠です。市民一人ひとりが自らの意思で積極的にスポーツに取り組めるよう支援します。
- ⑥ **スポーツイベントの充実** ⇒ スポーツイベントの開催は、市民間・都市間交流を活性化して、大会参加者・ボランティア参加者・観客等が増加します。またトップチームとの連携により、市の魅力度を高めるきっかけづくりを図ります。

1-3-1 環境づくりの施策

市民誰もが、いつでも、どこでもスポーツに親しみたいという欲求を満たすには、様々な条件を整える必要があります。そのためには、箱物づくりだけではない魅力あるスポーツ環境・空間の整備が必要といえます。

また、トップチームの出現は、都市のスポーツ文化のイメージを発信したり、地域と連携することで市民一人ひとりにスポーツを媒体とした「まちづくり」に発展する可能性をもたらす等、これまでのスポーツが果たしてきた役割を大きく変えたといわれています。

① スポーツ施設の整備

スポーツ施設の整備により、これまで多くの市民に利用されてきました。今後は快適な利用環境を保持するため、施設のリニューアル化やナイター照明の整備等で多様化する市民ニーズに応えられるよう整備促進します。

	施 策	内 容
1	既存施設の整備	老朽化対策としてのリニューアル化検討
2	ナイター照明の整備促進	活動時間帯の拡大・利用者増加
3	施設の適正配置・量的過不足の調査	スポーツの機会均等の調査

② スポーツ施設の管理

スポーツ施設の利用促進を図るためには、市民ニーズにあった運営形態が求められます。柔軟な対応ができるよう検討するとともに、良好で安定的な維持管理が図れるよう命名権の検討をします。

	施 策	内 容
1	効果・効率的な運営のあり方の検討	利用形態・時間・料金のあり方の検討
2	管理運営方法の検討	市民ニーズに対応した指定管理者制度の研究
3	運営財源の安定的確保の検討	命名権（ネーミングライツ）の検討

③ 安全・安心の確保

スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷等の防止を図ることは、安全な環境のもとで日常的にスポーツに親しむために不可欠です。利用者が、安全・安心に利用できるよう施設のAED設置を充実し、傷害保険等加入の奨励を図ります。

	施 策	内 容
1	AED設置の充実	AEDの適正配置
2	傷害保険等加入の奨励	スポーツ安全保険への加入奨励
3	情報の提供	安全の確保に関する知識の普及

④ 学校開放事業の推進

昭和 53 年度から、学校開放事業は、学校開放運営委員会に委ね、全小中学校で実施されています。市民の最も身近なスポーツ施設として活用されるよう支援します。また、自主・自立化支援として、利用形態について、現在のチーム登録からさらに利用者の増加が見込まれる個人登録制度や年間登録料制度を検討します。

	施 策	内 容
1	日常型スポーツ施設としての利活用	住民の最も身近な拠点施設としての利活用
2	開放運営委員会の自主・自立化支援	地域ニーズにあった事業展開の検討 チーム登録から個人登録への検討 年間登録料制度の検討
3	ナイター照明の整備促進	活動時間帯の拡大・利用者増加

⑤ 健康とスポーツの推進

健康の保持増進とスポーツは一体として考えられ、その活動はこれまでの集団性の強いものから一人で取り組めるウォーキングやサイクリングに広がっています。スポーツ施設の利用もこれまでの箱物から空間に変化していることから、ウォーキング道等魅力あるスポーツ環境の調査や整備に取り組みます。

	施 策	内 容
1	身近なスポーツ環境の整備	ウォーキング道の調査・整備・コース紹介 サイクリング道の調査・整備・コース紹介
2	健康体操の推進	ラジオ体操等の取組支援

⑥ スポーツイベントの充実

スポーツイベントは、スポーツの 3 要素「みる」「する」「ささえる」を含んでおり、多くの市民が参加することで、ひいては市への愛着度も深まると考えられることから、大規模なイベントを支援します。また、本市への来訪者の増加や経済波及効果、スポーツコミュニティの醸成など様々な相乗効果が期待できるため、国内のトップチームとの連携を促進します。

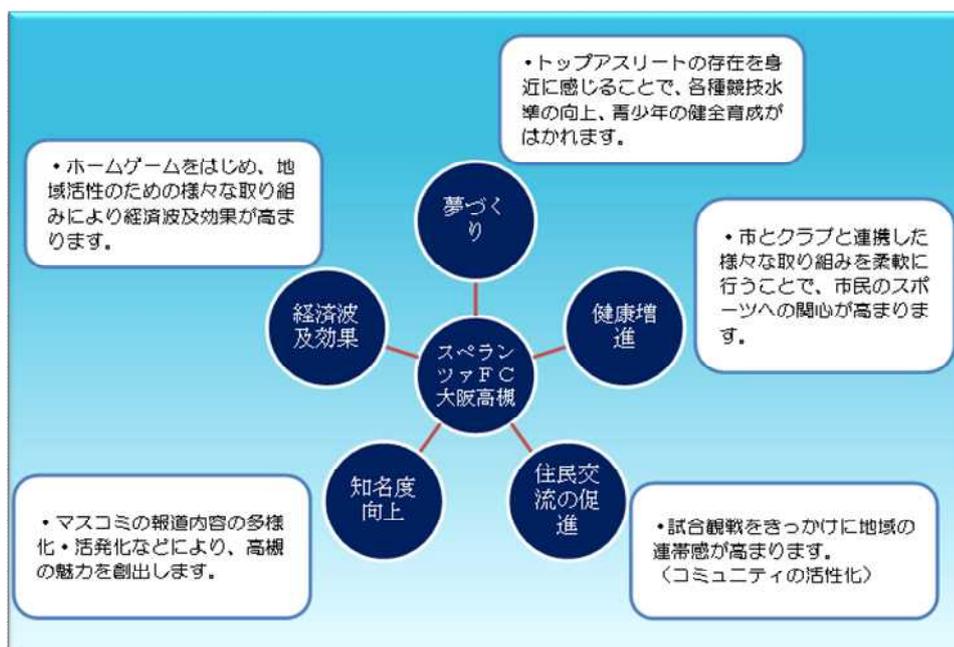
	施 策	内 容
1	広域的スポーツイベントの支援	高槻シティハーフマラソン・スペランツァ FC 大阪高槻公式戦等の支援
2	トップチームとの連携	スペランツァ FC 大阪高槻等との地域連携 同 FC 等の地域密着による生涯スポーツの推進 高槻から全国への情報発信（地域ブランド）

1-3-2 トップチームがもたらす効果

本市には、日本女子サッカーリーグに所属する、スペランツァ FC 大阪高槻が存在します。トップチームが立地する自治体では、連携や交流によりアスリートの発掘等様々な効果を期待した取組を展開しています。

「スペランツァFC大阪高槻」との連携状況		
	主 体	内 容
1	市・スペランツァ	相互サポーターズ&ホームタウン協定を締結（H24年4月）
2	市・スペランツァ	市・HPにて選手ブログを設置
3	企業・スペランツァ	市内商店街でのチームフラッグ設置
4	市・スペランツァ	市役所内での後援会員の募集やサイン会の実施
5	市民・スペランツァ	高槻まつり等に参加（毎年）
6	市・スペランツァ	陸上競技場等にて公式戦の開催 市民応援デーの開催
7	市民・スペランツァ	ゲーム時の運営ボランティア（毎試合）
8	市民・スペランツァ	練習時の常時公開
9	府・スペランツァ	一日警察署長として交通安全啓発キャンペーン参加
10	市・スペランツァ	小・中学生へのサッカー教室の実施
		等、様々な連携事業を実施

スペランツァ FC 大阪高槻が本市にもたらす効果



2 目標

～市民一人、ワン・スポーツへ向かって～（Sports for Everyone）を目指して、PDCA サイクル（Plan 計画, Do 実行, Check 検証, Action 改善）を確立するため、平成 32 年度を目標年次として下記の目標値を設定します。

なお、個別施策の検証は本推進計画では行わず、実施計画において毎年ローリング方式で進捗管理を行います。

	項 目	現状値 (平成 25 年 3 月)	目標値 (平成 33 年 3 月)
1	体力の衰えや運動不足だと思う市民の割合	約 80%	約 60%
2	成人の年 1 回以上のスポーツ実施率 " 週 1 回以上の "	58.2% 29.7%	約 80% 約 50%
3	子どもの体力の平均値	市現状値 < 全国平均値	市目標値 > 全国平均値
4	大規模スポーツイベント ^{※11} の参加者数（含む観客数）	約 2.3 万人	約 3.6 万人
5	スポーツ施設への来訪者数	約 155 万人	約 173 万人

※11 大規模スポーツイベント：

①高槻シティハーフマラソン、②高槻市民スポーツ祭、③高槻クロスカントリー大会、④スペランツァ FC 大阪高槻公式戦等

2-1 体力の衰えや運動不足と思う市民の割合

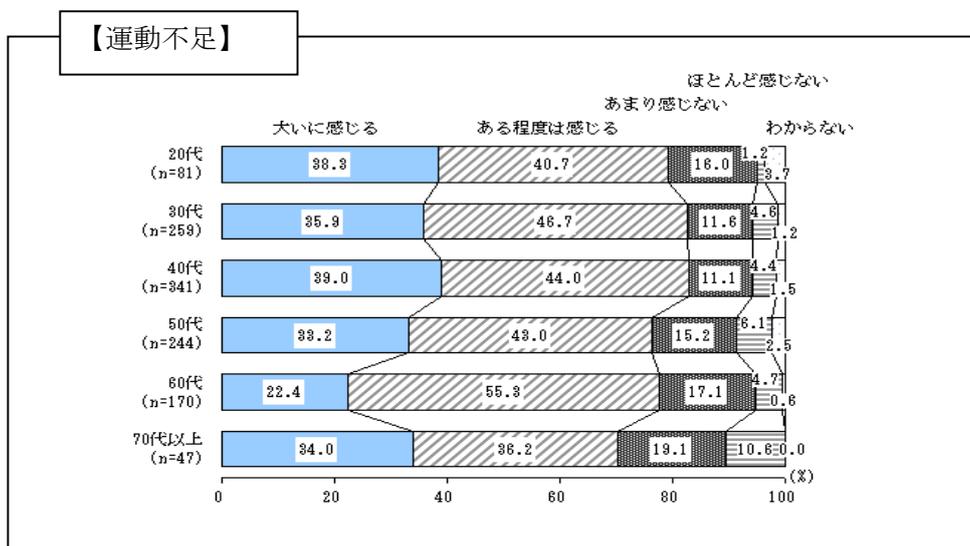
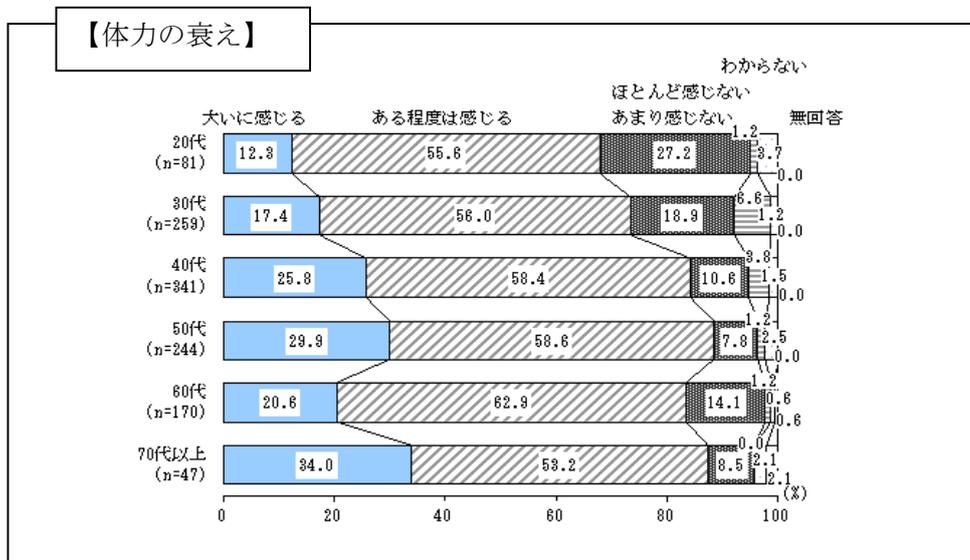
現状値の約80%から目標値として約60%とします。

2-1-1 現状値について

平成25年の市民アンケート調査では、“体力の衰え”を感じる割合は各年代で過半数を占め、40代以上では80%を超えています。特にアンチエイジングとしての高齢者対策が必要です。また、“運動不足”を感じる割合はいずれの年代も70%以上を占め、特に30～40代が80%を超えています。働き盛りの中年世代の運動不足が喫緊の課題です。

2-1-2 目標値について

体力の衰えや運動不足をどう思うかは、日ごろの生活習慣に基づくと考えられますが、スポーツ、運動を生活の中で身近に感じることを肝要であり、そのための施策を展開し、目標を約60%とします。



2-2 成人の年1回以上のスポーツ実施率、週1回以上の実施率

年1回以上の実施率を現状値 58.2%から目標値として約 80%、また週1回以上の実施率を現状値の 29.7%から目標値として約 50%とします。

2-2-1 現状値について

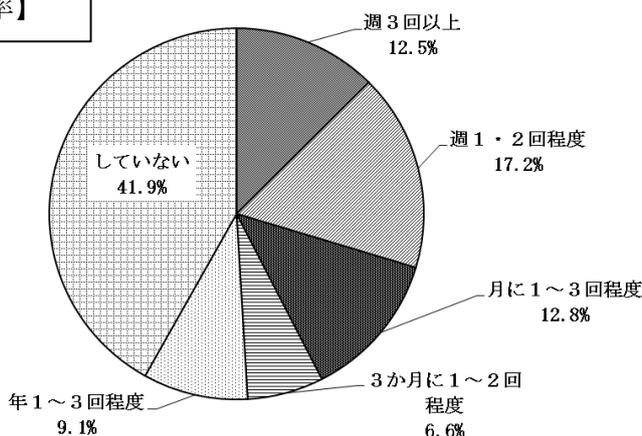
平成 25 年の市民アンケート調査では、ふだんの運動やスポーツを「していない」が 41.9%で最も多く、また「している」人のうち年1回以上のスポーツ実施率は 58.2%、週1回以上は 29.7%となっています。いずれの年代も「していない」人の割合が高くなっていますが、40代が最も顕著です。国との比較では、本市のスポーツ実施率は大きく下回っています。

2-2-2 目標値について

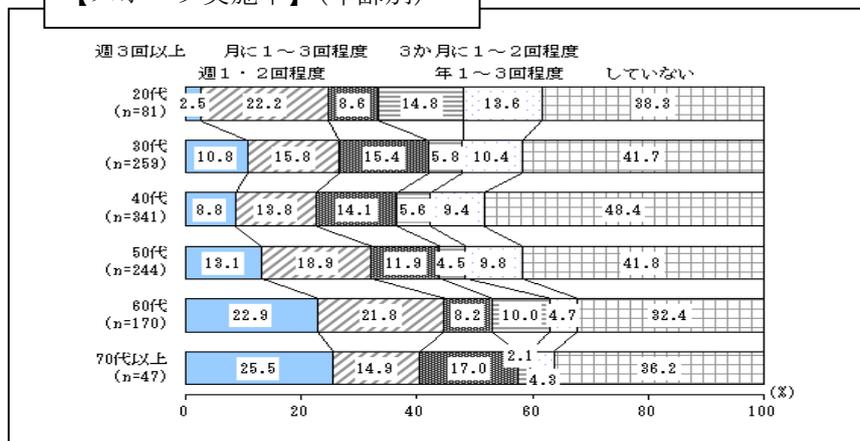
国のスポーツ基本計画では、スポーツを「していない」人の率をゼロに近づけ、週1回以上を 65%程度としています。本市は年1回以上の実施率を約 80%とし、週1回以上の実施率は府レベルの約 50%^{※12}とします。

※12 大阪府スポーツ推進計画（H24.6）目標数値

【スポーツ実施率】



【スポーツ実施率】(年齢別)



2-3 子どもの体力の平均値

運動やスポーツは子どもの体力向上だけでなく、感性や社会性の育成等人間形成に大きな役割を果たします。そのための基礎を養うため本市の小中学生の体力が、全国平均値を上回る値を目標値とします。

2-3-1 現状値について

平成20年度より「全国体力・運動能力等調査」が実施されており、本市の子どもの体力の状況が明らかになっています。向上傾向にあるものの小中学生に共通して、特にシャトルラン等が全国平均値を下回っています。

2-3-2 目標値について

全国平均値を上回る値を目標とします。そのためには、学校だけでなく総合型クラブとの連携やスポーツ施設の利用拡大を図る等子どものスポーツ環境を整える必要があります。

【平成24年度全国体力・運動能力等調査】

小学生

男子

	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (回)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール投げ (m)
H24 全国	16.7	19.4	32.6	41.6	51.6	9.4	152.4	23.8
H24 高槻市	16.3	19.0	34.4	39.7	49.1	9.3	152.6	22.6
全国との差	-0.4	-0.4	1.8	-1.9	-2.5	0.1	0.2	-1.2

女子

	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (回)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール投げ (m)
H24 全国	16.2	17.9	36.7	39.2	40.0	9.6	144.9	14.2
H24 高槻市	15.8	16.8	38.1	36.9	35.3	9.6	143.0	13.3
全国との差	-0.4	-1.1	1.4	-2.3	-4.7	-	-1.9	-0.9

中学生

男子

	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (回)	持久走 (秒)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール投げ (m)
H24 全国	29.6	27.4	43.2	51.5	392.6	85.8	8.0	195.3	21.2
H24 高槻市	29.0	27.0	39.9	50.8	410.0	83.0	8.1	189.0	21.0
全国との差	-0.6	-0.4	-3.3	-0.7	-17.4	-2.8	-0.1	-6.3	-0.2

女子

	握力 (kg)	上体起こし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横とび (回)	持久走 (秒)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅とび (cm)	ソフトボール投げ (m)
H24 全国	24.0	22.8	45.1	45.5	292.9	57.6	8.9	167.1	13.0
H24 高槻市	24.0	22.8	43.6	45.2	305.0	55.7	8.9	164.7	12.9
全国との差	-	-	-1.5	-0.3	-12.1	-1.9	-	-2.4	-0.1

2-4 大規模スポーツイベントの参加者数（含む観客数）

規模の大きなイベントは、市の魅力の創出、経済波及効果、コミュニティの活性化等が期待されます。現状の年間参加者数（推計）約 2.3 万人から目標値を約 3.6 万人とします。

2-4-1 現状値について

最も規模の大きなイベントは、高槻シティハーフマラソンであり、競技レベルの高いイベントはスペランツァ FC 大阪高槻の日本女子サッカーリーグです。他に体育の日の高槻市民スポーツ祭や高槻クロスカントリー大会等は、多くの集客数が見込めます。

2-4-2 目標値について

現在のイベントに更に本市の特色を付加することで、イベントの魅力度を高め参加者数等の増加を図ります。その結果、スポーツに取り組むきっかけや個人の運動習慣が継続し、また、ボランティアの醸成にも繋がることを期待できます。

（平成 24 年度推計）

	参加者数	ボランティア	観客	小計
① 高槻シティハーフマラソン	7,800 人	1,000 人	1,000 人	9,800 人
② 高槻市民スポーツ祭	4,800 人	500 人	—	5,300 人
③ 高槻クロスカントリー大会	1,020 人	140 人	100 人	1,260 人
④ スペランツァ FC 大阪高槻 公式戦	—	360 人	6,400 人	6,760 人
合 計				23,120 人

*高槻シティハーフマラソンの参加者数は、申し込み者数。

2-5 スポーツ施設への来訪者数

既存施設を最大限に活かし、利用率の向上を図ることが必要です。現在の利用者数約 155 万人から目標値を約 173 万人とします。

2-5-1 現状値について

スポーツ協議会をはじめ、団体や個人による活発な施設利用が続けられていますが、スポーツ実施率を上げるためには施設の更なる工夫が必要です。

2-5-2 目標値について

インフラとしての施設を如何に有効利用するかが課題です。施設利用の多様化や開設時間の延長を図ることで快適なスポーツ環境を維持し、来訪者数の増加を図ります。

(平成 24 年度実績)

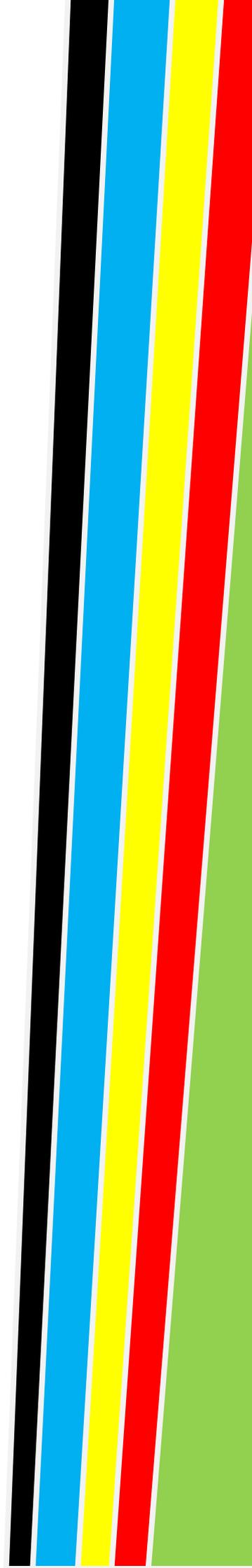
施設名	人数	施設名	人数
スポーツセンター総合体育館	172,905	庄所運動広場	25,657
〃 陸上競技場	23,139	牧田運動広場	35,708
〃 テニスコート	45,972	堤運動広場(運動広場)	25,235
古曽部防災公園体育館	72,454	堤運動広場(体育館)	18,430
〃 野球場	12,017	堤運動広場(夜間照明)	9,120
西大樋テニスコート	27,339	桃園小学校夜間照明	5,767
芥川緑地テニスコート	15,391	阿武山小学校夜間照明	6,912
郡家テニスコート	35,337	萩谷総合公園サッカー場	11,465
萩谷総合公園テニスコート	32,153	市民プール(プール)	105,756
城跡公園野球場	19,888	市民プール(フィットネス)	31,761
萩谷総合公園野球場	12,214	学校開放施設	716,483
青少年運動広場	47,689	計	1,554,107
南大樋運動広場	45,315		

=用語について=

推進計画の文中、語尾の記述については、主に以下のように整理しています。

～育成します	市が主体となって、市民・団体と協働し育成するもの。
～支援します	市民・団体が主体となって活動し、市が支援するもの。
～目指します	市が主体となって、市民・団体と協働し進めるもの。
～図ります	市が主体となって、目標の実現に向けて計画し進めるもの。
～検討します	今後課題解決に向けて計画するかどうか協議・調整・検討するもの。
～促進します	市民・団体等が主体となって、市がその取組を促進するもの。
～努めます	市が主体となって、目標の実現に向けて継続して進めていくもの。
～推進します	市が主体となって、具体的に整備を進めるもの。

資料編



－資料目次－

1	文化・スポーツに関するアンケート調査報告書（抜粋）	
I	調査概要	29
1	調査目的	29
2	調査項目	29
3	調査設計及び回収結果	29
4	報告書の見方	29
5	調査結果の概要	30
II	調査結果	31
II－1	回答者の属性	31
1	回答者の年齢	31
2	回答者の性別	31
II－2	文化・スポーツ全般について	32
1	文化やスポーツへの親しみ意向	32
2	文化・スポーツに関する情報の入手手段	33
II－4	運動やスポーツについて	36
1	主観的健康観	36
2	ふだんの運動やスポーツの実施状況	41
3	今後、行ってみたい運動やスポーツの種類	52
4	公共スポーツ施設の運営に望むこと	55
5	総合型地域スポーツクラブの認知状況	58
6	子どもの運動やスポーツ活動の充実に力を入れるべき点	60
7	スポーツに関するボランティアとしての活動状況	63
8	高槻市の盛んなスポーツとしてイメージするもの	66
9	スポーツ振興のために力を入れるべき施策	69
II－5	自由意見	72
2	スポーツ基本法	74
3	高槻市スポーツ推進審議会規則	83
4	高槻市スポーツ推進審議会委員名簿	84
5	高槻市スポーツ推進審議会への諮問	85
6	高槻市スポーツ推進審議会の答申	86
7	策定の経過	87
8	高槻市スポーツ推進計画検討委員会設置要綱	88

I 調査概要

1 調査目的

本調査は、本市における文化やスポーツなど生涯学習分野について、今後の施策や施設のあり方を検討する際の参考資料として活かしていくことを目的に実施した。

2 調査項目

- (1) 回答者の属性
- (2) 文化・スポーツ全般について
- (3) 文化芸術活動について
- (4) 運動やスポーツについて

3 調査設計及び回収結果

- (1) 調査対象：市内にお住まいの20歳以上の男女個人
- (2) 調査方法：インターネット調査及び、郵送調査
※インターネット調査は有効回収数を1,100人以上とし、年代ごとによ
り、男女比はほぼ半数とする。
- (3) 有効回答者数：①インターネット調査：1,100人
②郵送調査：配布数100人／回答数42人（回答率42.0%）
- (4) 調査期間：①インターネット調査：平成25年3月22日～3月26日
②郵送調査：平成25年3月15日～3月28日

4 報告書の見方

- (1) 図中のn（Number of case）は、設問に対する回答者数のことである。
- (2) 回答比率（%）は回答者数（n）を100%として算出し、小数点以下第2位を四捨五入して表示した。四捨五入の結果、内訳の合計が計に一致しないことがある。また、一人の対象者に複数の回答を求める設問では、回答比率（%）の計は100.0%を超える。
- (3) 図中に次のような表示がある場合は、複数回答を依頼した質問である。
 - ・ MA%（Multiple Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
 - ・ 2LA%（2 Limited Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものを2つ以内で選択する場合
 - ・ 3LA%（3 Limited Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合
- (4) 図表において、コンピュータの入力の都合上、回答選択肢の見出しを簡略化している場合がある。

5 調査結果の概要

(1) 文化・スポーツ全般について

質問		上位回答	
問2	あなたは、日ごろから文化やスポーツに親しみたいと感じていますか。(回答は1つ)	「少し感じている」	50.1%
問3	あなたが文化・スポーツに関する情報を入手する主な手段は何ですか。(回答はいくつでも)	「インターネット」	63.1%

(3) 運動やスポーツについて

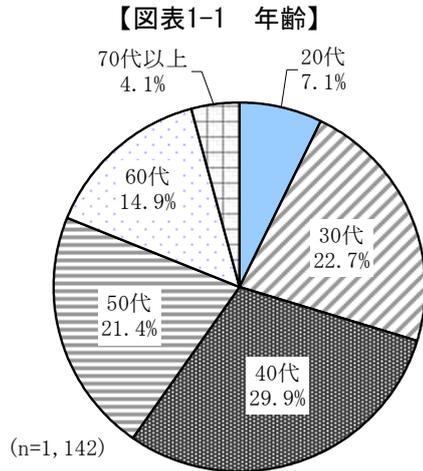
質問		上位回答	
問16	あなたは、ご自分の健康や体力についてどのように感じていますか。(回答は1つ)	体力の衰え 運動不足	81.5% 79.8%
問17	あなたは、ふだん運動やスポーツをどの程度していますか。(回答は1つ)	「年1回以上している」割合 「していない」割合	58.2% 41.9%
問18	(問17で年1回以上スポーツをしていると回答した人) あなたはどのような運動やスポーツをしていますか。(該当するものすべてに回答)	「ウォーキング」	56.3%
問21	(問17で年1回以上スポーツをしていると回答した人) 運動・スポーツを行う施設や場所はどこですか。(回答はいくつでも)	「その他(河川敷・道など)」	47.4%
問19	(問17でスポーツをしていないと回答した人) 運動やスポーツをしていない理由は何ですか。(回答はいくつでも)	「仕事(家事・育児)が忙しくて時間がないから」	38.1%
問20	現在行っているものも含めて、今後行ってみたい運動やスポーツは何ですか。(該当するものすべてに回答)	「ウォーキング」	41.6%
問22	あなたは、本市の体育館、プール、テニスコートなど公共スポーツ施設の運営について何か望むことがありますか。(回答はいくつでも)	「申込手続き、料金の支払方法などの簡素化」	38.4%
問23	あなたは、総合型地域スポーツクラブについてご存知ですか。(回答は1つ)	「知らない」	70.6%
問24	あなたは、子どもの運動やスポーツ活動のための環境を充実するために、どのようなことに力を入れたらよいと思いますか。(回答はいくつでも)	「子どもが体を動かしたくなる場の充実」	41.4%
問25	今までにスポーツに関するボランティアを行ったことがありますか。ある方は、それはどのようなものでしたか。(回答はいくつでも)	「行ったことはない」	80.8%
問26	あなたにとって、高槻市の盛んなスポーツとしてイメージするものは何ですか。(回答は2つまで)	「サッカー」	50.9%
問27	スポーツをもっと振興させるために、市に今後どのようなことに力を入れてもらいたいと思いますか。(回答は3つまで)	「各種スポーツ行事・大会・教室の開催」	34.0%

Ⅱ 調査結果

Ⅱ－1 回答者の属性

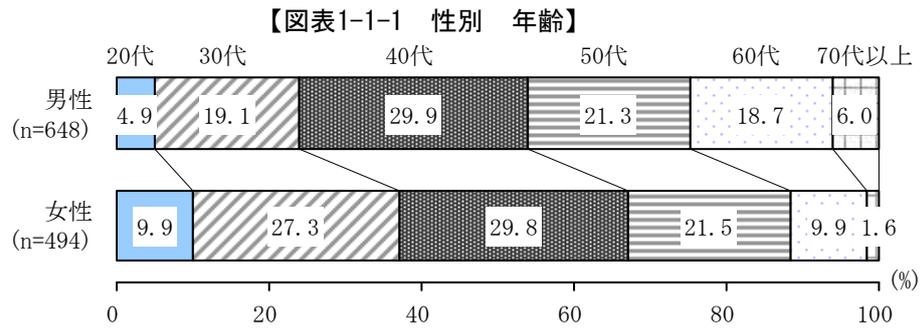
1 回答者の年齢

あなたの年齢は。平成25年3月1日現在の満年齢でお答えください。



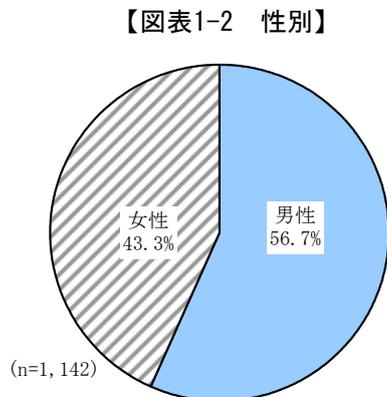
回答者の年齢は、「40代」が29.9%で最も多く、次いで「30代」が22.7%、「50代」が21.4%、「60代」が14.9%となっている。(図表1-1)

性別でみると、男女とも「40代」が約3割を占めて最も多く、次いで、男性は「50代」(21.3%)、女性は「30代」(27.3%)となっている。(図表1-1-1)



2 回答者の性別

あなたの性別は。



回答者の性別は、「男性」が56.7%に対し、「女性」は43.3%となっている。(図表1-2)

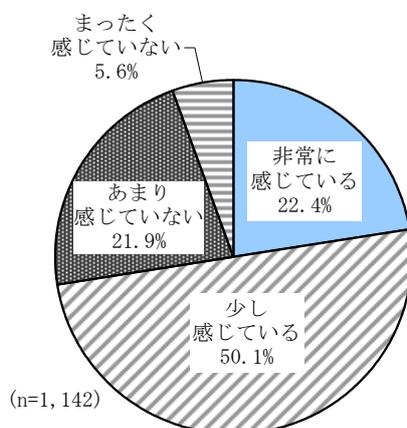
※問1の居住地についての回答結果は割愛します。

Ⅱ-2 文化・スポーツ全般について

1 文化やスポーツへの親しみ意向

問2 あなたは、日ごろから文化やスポーツに親しみたいと感じていますか。(回答は1つ)

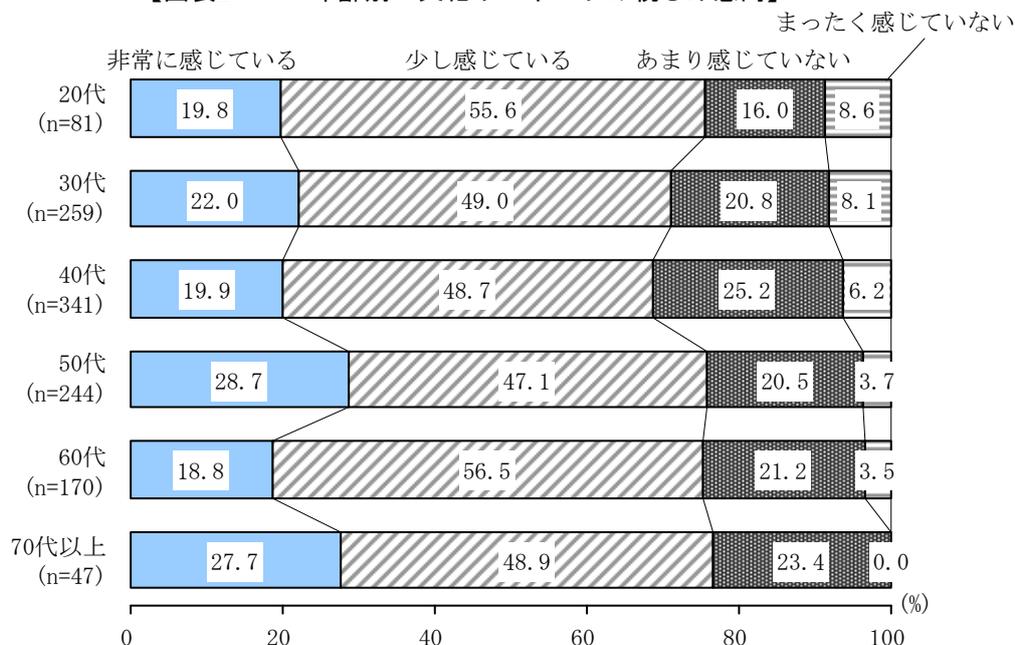
【図表2-1 文化やスポーツの親しみ意向】



文化やスポーツに親しみたいと「少し感じている」が50.1%で最も多く、「非常に感じている」(22.4%)と合わせた『感じている』は72.5%を占めている。これに対し、『感じていない(「あまり感じていない」「まったく感じていない」の計)』では27.5%となっている。(図表2-1)

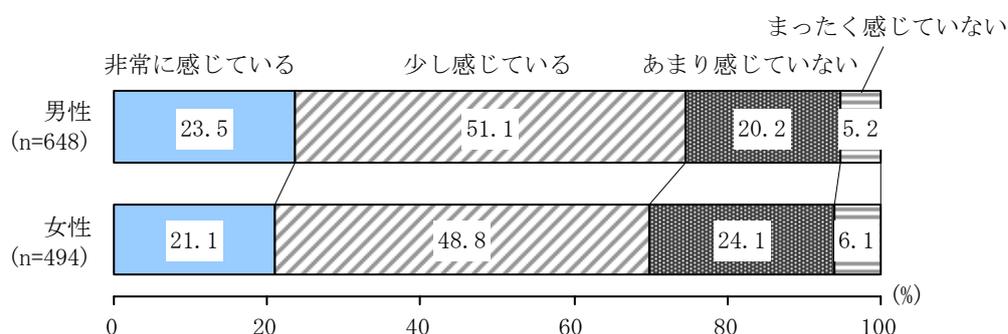
年齢別では、いずれの年代も『感じている』が7割前後を占め、特に20代及び、50代以上の各年代は75%を占めている。これに対し、30・40代の割合はやや低い。(図表2-1-1)

【図表2-1-1 年齢別 文化やスポーツの親しみ意向】



性別では、男女とも文化やスポーツに親しみたいと『感じている』割合が7割前後を占め、男性（74.6%）のほうが女性（69.9%）より4.7ポイント高くなっている。（図表2-1-2）

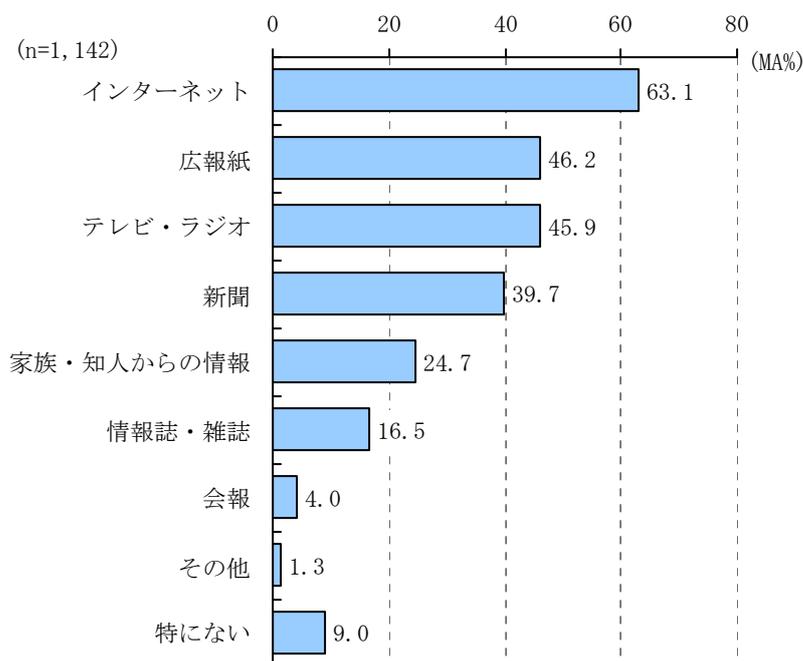
【図表2-1-2 性別 文化やスポーツの親しみ意向】



2 文化・スポーツに関する情報の入手手段

問3 あなたが文化・スポーツに関する情報を入手する主な手段は何ですか。
（回答はいくつでも）

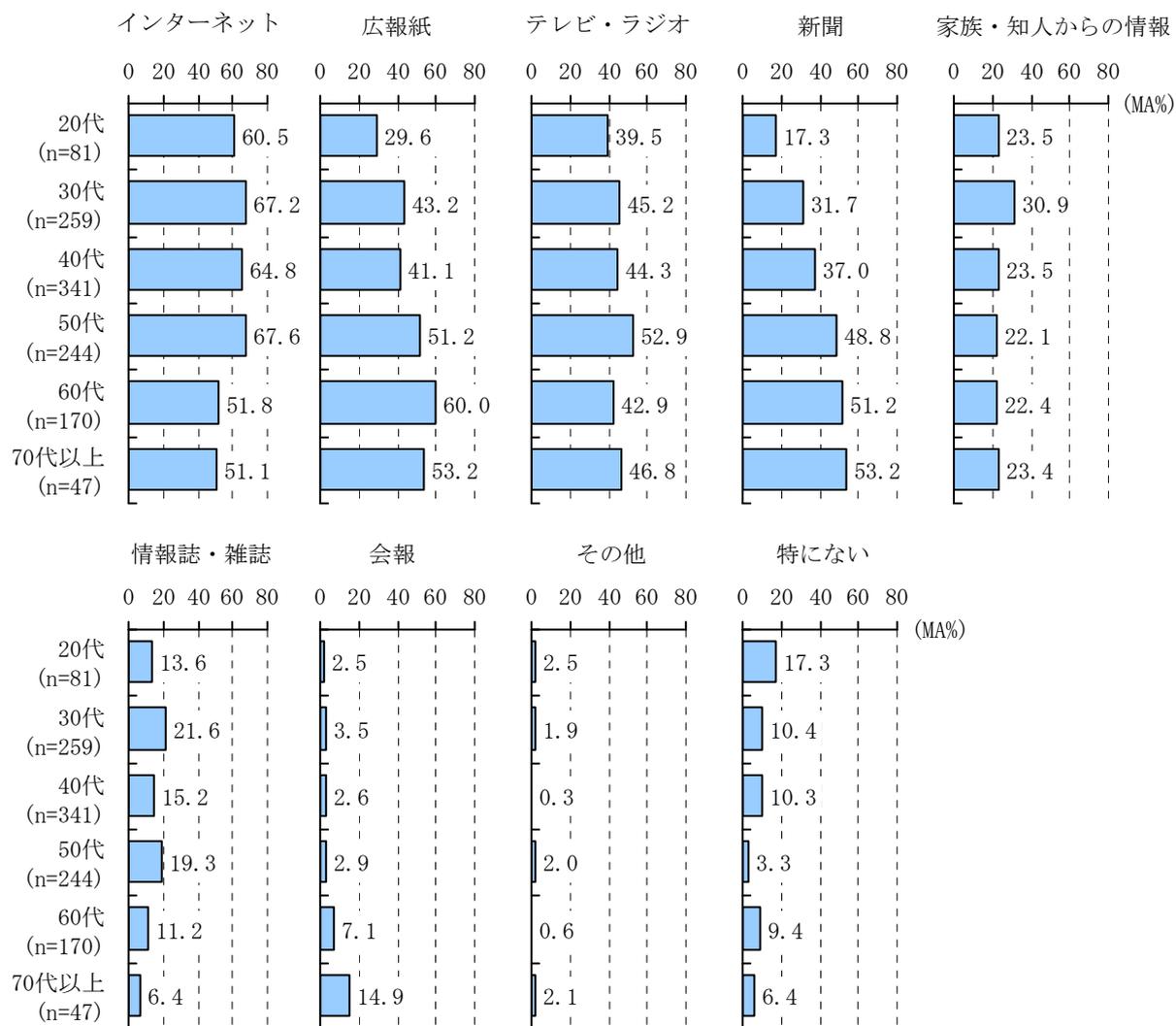
【図表2-2 文化・スポーツに関する情報の入手手段】



文化・スポーツに関する情報の入手手段は、「インターネット」が63.1%で最も多くなっている。これに次いで「広報紙」が46.2%で、以下「テレビ・ラジオ」45.9%、「新聞」39.7%が続いている。（図表2-2）

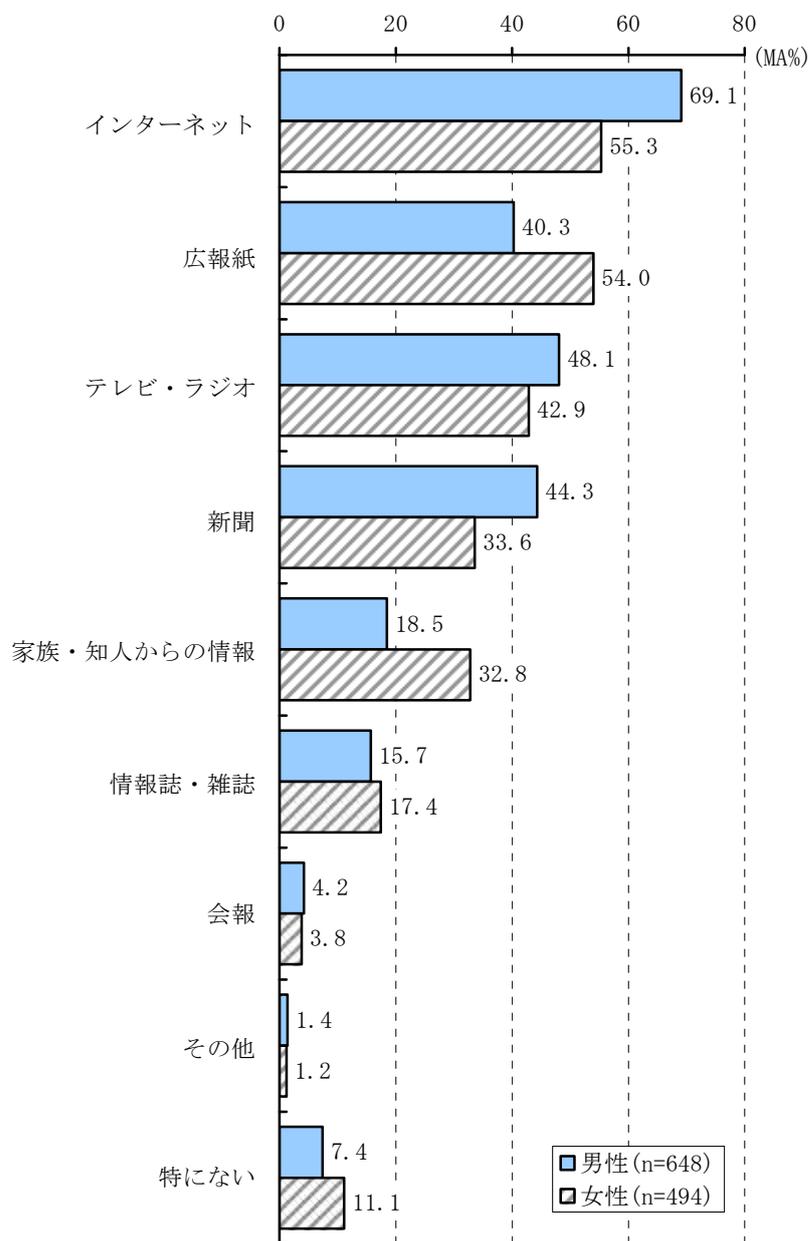
年齢別で見ると、20～50代は「インターネット」の割合が、60代以上の年代では「広報紙」(60代 60.0%、70代以上 53.2%)がそれぞれ高くなっている。70代以上では「新聞」(53.2%)の割合も高く、「広報紙」や「新聞」の割合は高年代層ほど高くなっている。(図表2-2-1)

【図表2-2-1 年齢別 文化・スポーツに関する情報の入手手段】



性別では、男女とも「インターネット」が最も多く、女性（55.3%）に比べ男性（69.1%）のほうが13.8ポイント高い。また、「新聞」も男性（44.3%）のほうが女性（33.6%）に比べ10.7ポイント高くなっている。一方、女性は「広報紙」（54.0%）や「家族・知人からの情報」（32.8%）が男性に比べて10ポイント以上高くなっている。（図表2-2-2）

【図表2-2-2 性別 文化・スポーツに関する情報の入手手段】

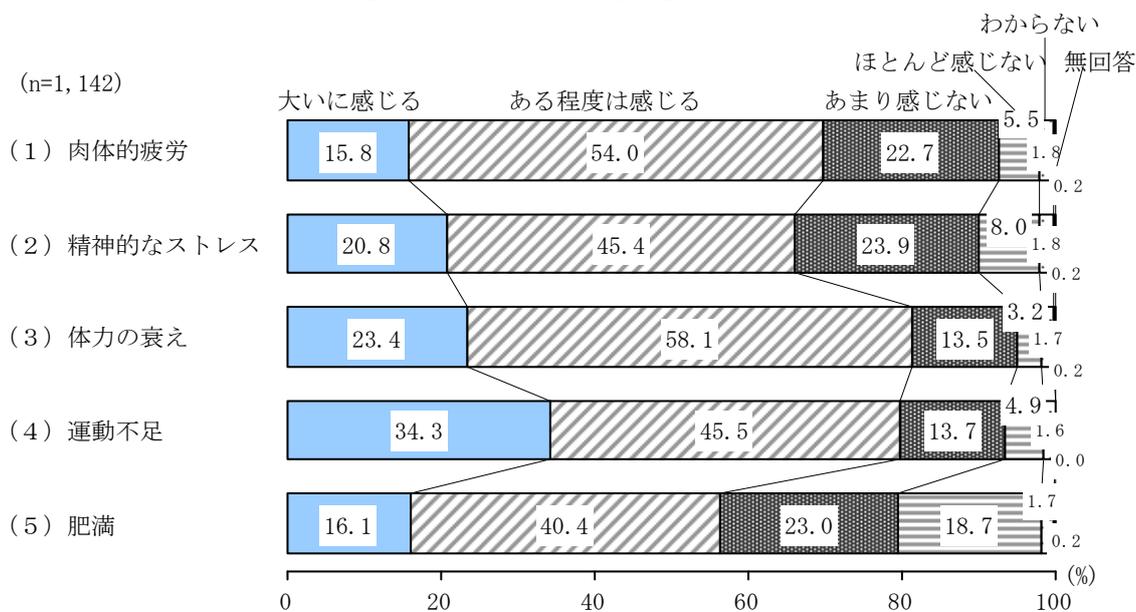


Ⅱ－４．運動やスポーツについて

１ 主観的健康観

問16 あなたは、ご自分の健康や体力についてどのように感じていますか。次の各項目（１）～（５）についてお答えください。（それぞれ回答は１つずつ）

【図表4-1 主観的健康観】

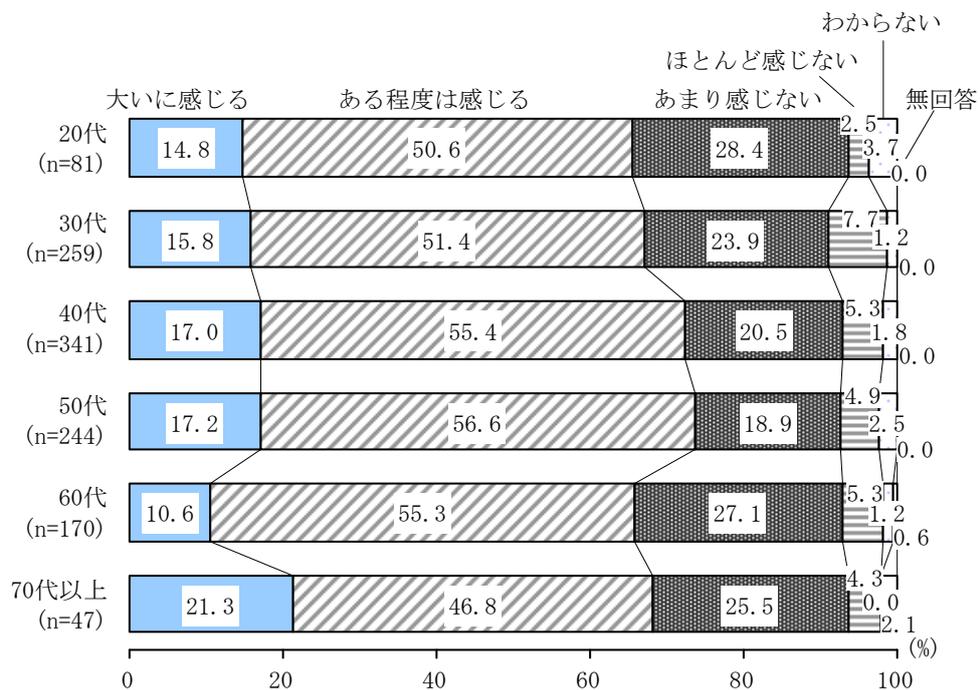


回答者の主観的な健康観をみると、疲労やストレス、体力の衰え、運動不足、肥満について、「ある程度は感じる」が最も多く、「大いに感じている」と合わせた『感じる』割合は、いずれも過半数を占めている。特に“(3) 体力の衰え”の割合は81.5%で最も高く、次いで“(4) 運動不足”の79.8%となっている。(図表4-1)

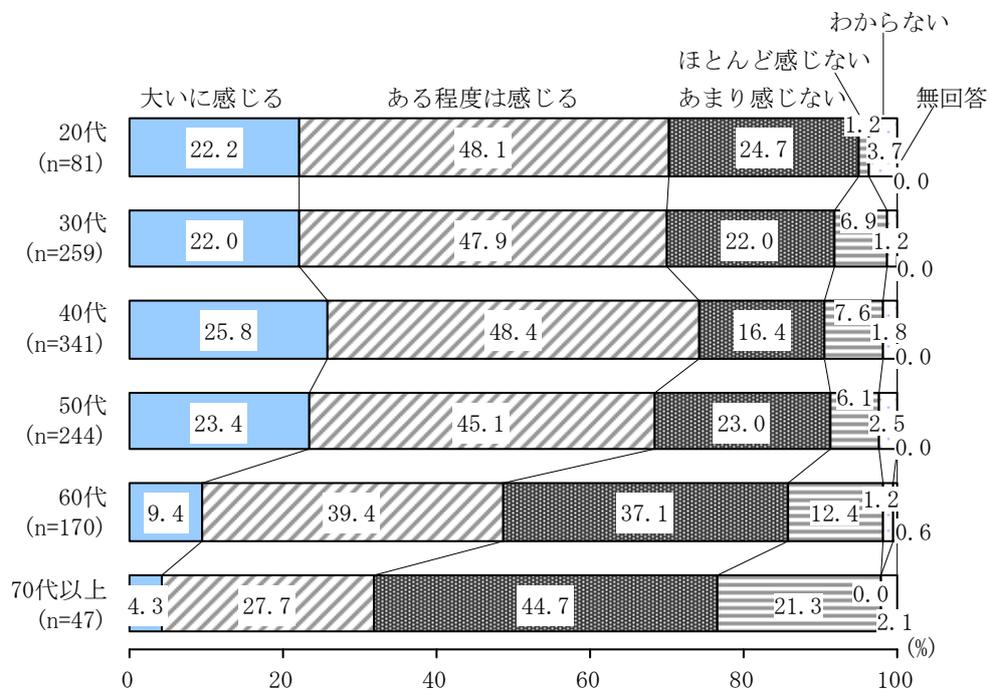
年齢別では、“(1) 肉体的疲労”を『感じる』割合は、いずれの年代も過半数を占め、特に50代が73.8%、40代が72.4%で40・50代の割合が高くなっている。“(2) 精神的なストレス”を『感じる』割合は、20～50代で7割前後を占めるのに対し、60代以上では『感じない（「あまり感じない」「ほとんど感じない」の計）』割合が『感じる』に比べ高く、70代以上では66.0%を占めている。“(3) 体力の衰え”を『感じる』割合は、いずれの年代も過半数を占め、40代以上の各年代では8割台となっている。“(4) 運動不足”を『感じる』割合は、いずれの年代も7割以上を占め、特に40代が83.0%、30代が82.6%と高くなっている。“(5) 肥満”を『感じる』割合は、70代以上を除く各年代で5割台を占めている。(図表4-1-1①～③)

【図表4-1-1① 年齢別 主観的健康観】

■ (1) 肉体的疲労

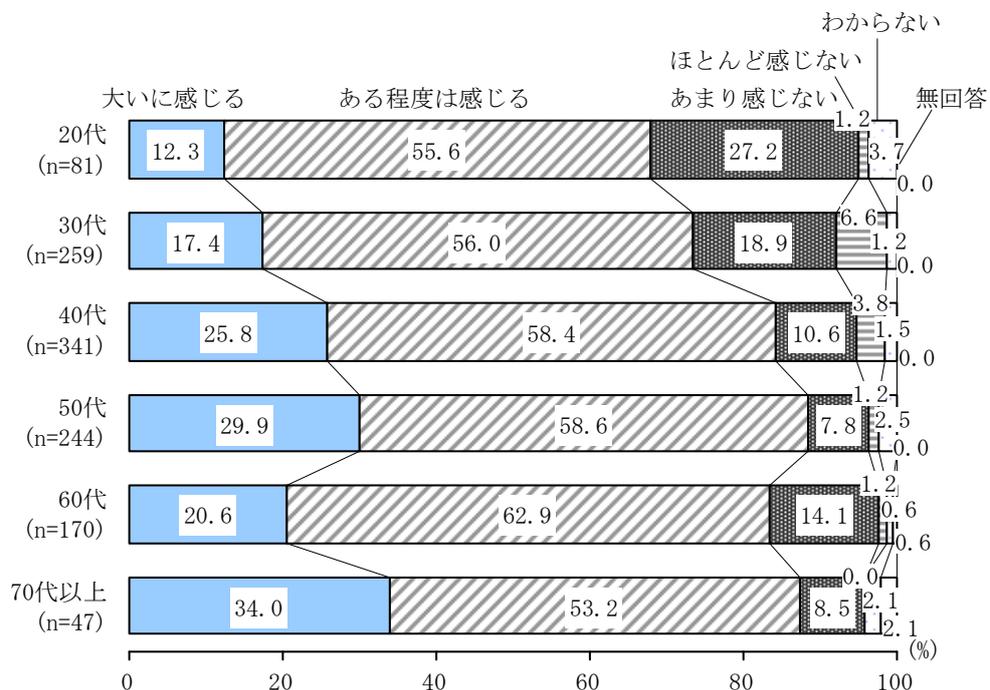


■ (2) 精神的なストレス

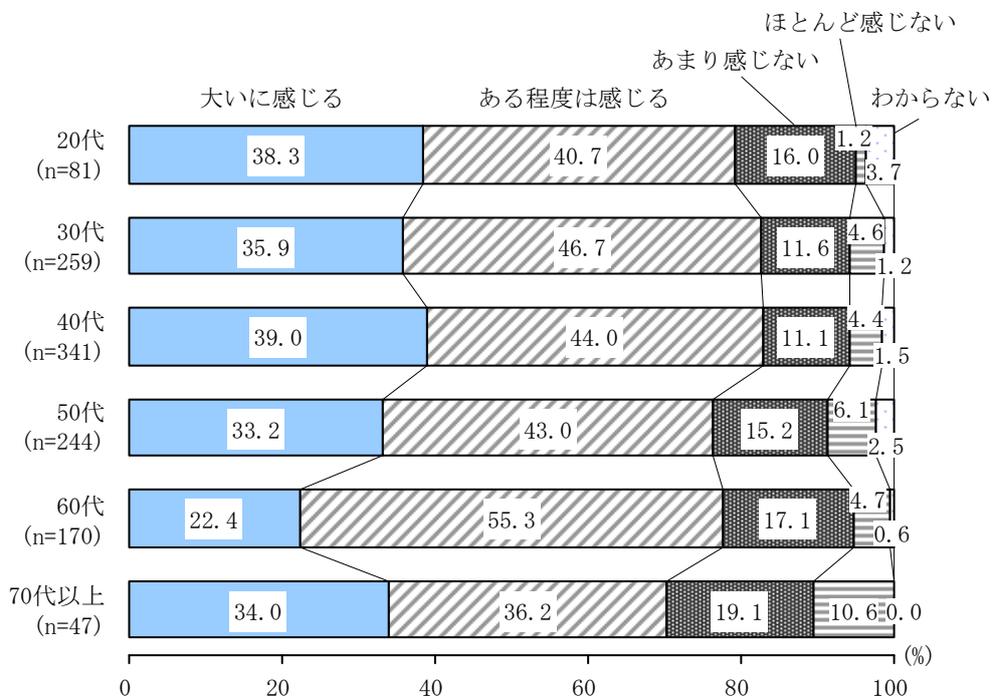


【図表4-1-1② 年齢別 主観的健康観】

■ (3) 体力の衰え

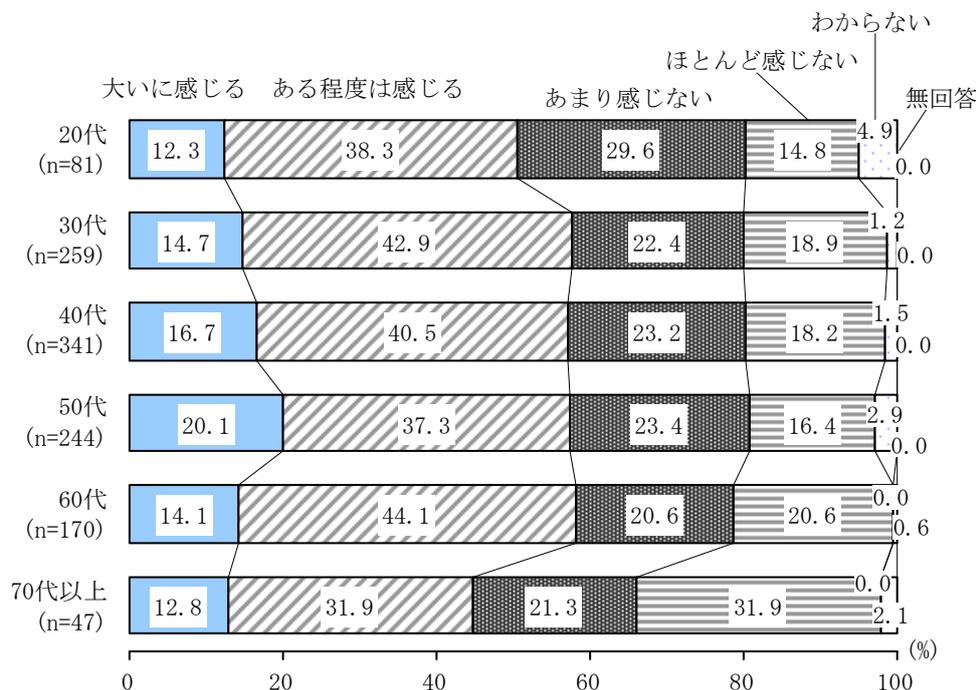


■ (4) 運動不足



【図表4-1-1③ 年齢別 主観的健康観】

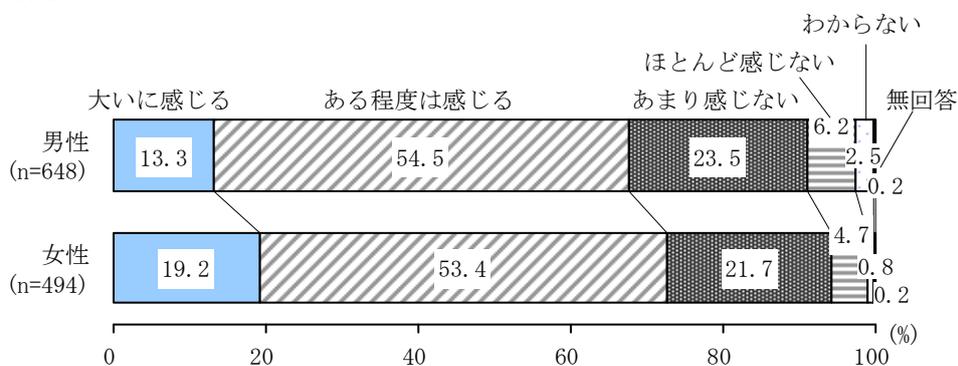
■ (5) 肥満



性別では、“(1) 肉体的疲労”を『感じる』割合は、男女とも7割前後を占め、女性(72.6%)のほうが男性(67.8%)に比べ4.8ポイント高い。“(2) 精神的なストレス”を『感じる』割合は、男女とも6割以上を占め、女性(71.5%)のほうが男性(62.2%)に比べ9.3ポイント高い。“(3) 体力の衰え”を『感じる』割合は、男女とも8割台を占め、女性(83.4%)のほうが男性(80.1%)に比べ3.3ポイント高い。“(4) 運動不足”を『感じる』割合は、男女とも7割以上を占め、女性(84.4%)のほうが男性(76.4%)に比べ8.0ポイント高い。“(5) 肥満”を『感じる』割合は、男女とも過半数を占め、女性(58.5%)のほうが男性(54.9%)に比べ3.6ポイント高くなっている。(図表4-1-2①②)

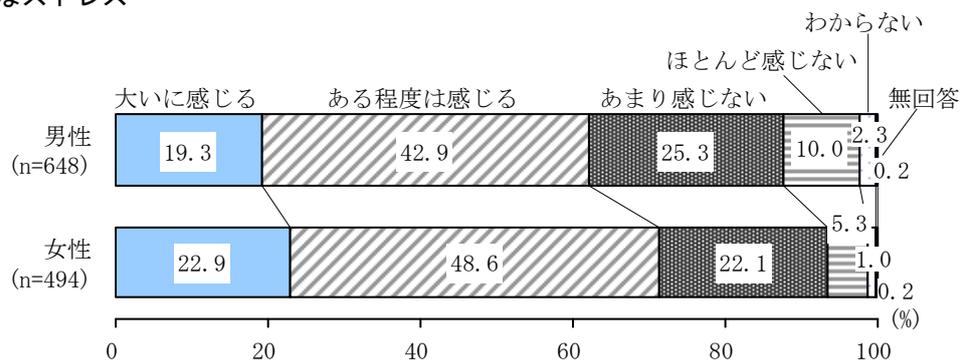
【図表4-1-2① 性別 主観的健康観】

■ (1) 肉体的疲労

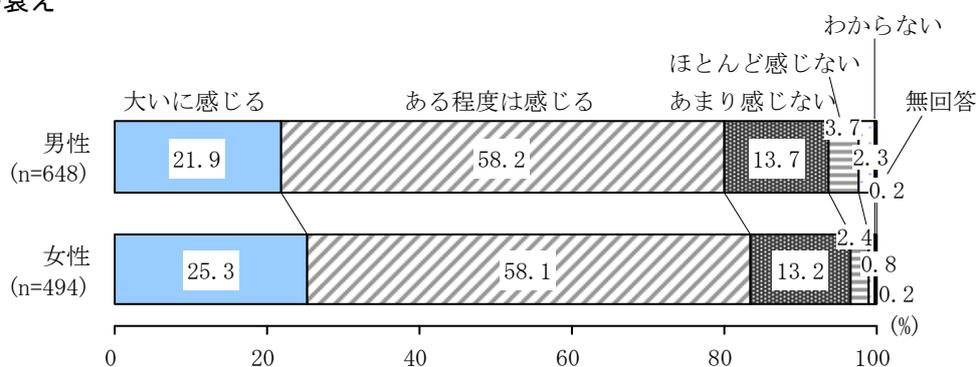


【図表4-1-2② 性別 主観的健康観】

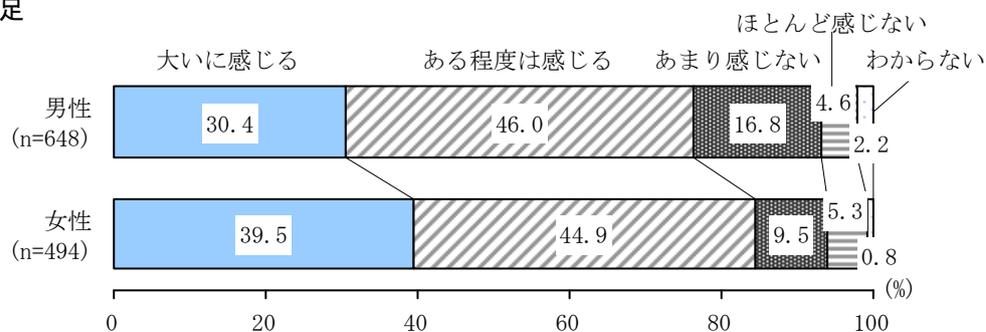
■ (2) 精神的なストレス



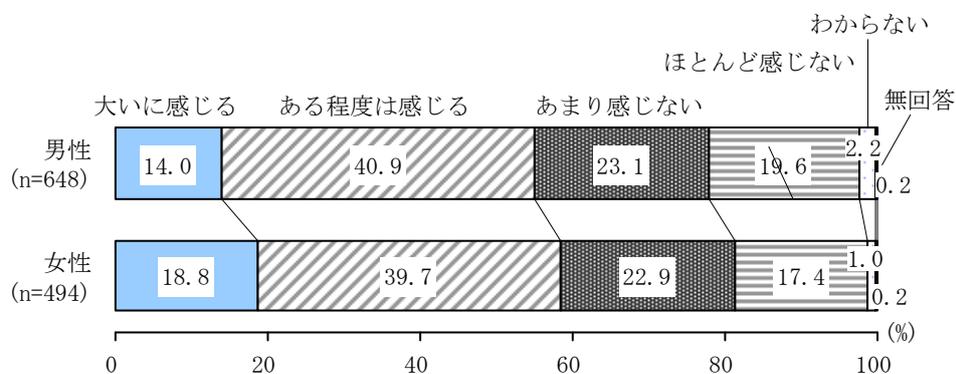
■ (3) 体力の衰え



■ (4) 運動不足



■ (5) 肥満

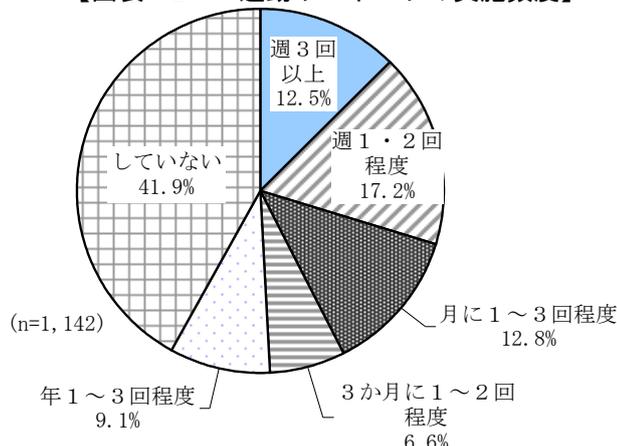


2 ふだんの運動やスポーツの実施状況

(1) 運動やスポーツの実施頻度

問17 あなたは、ふだん運動やスポーツをどの程度していますか。(回答は1つ)
 ※ただし、学校の体育の授業として行ったものや、職業として行ったものは除きます。

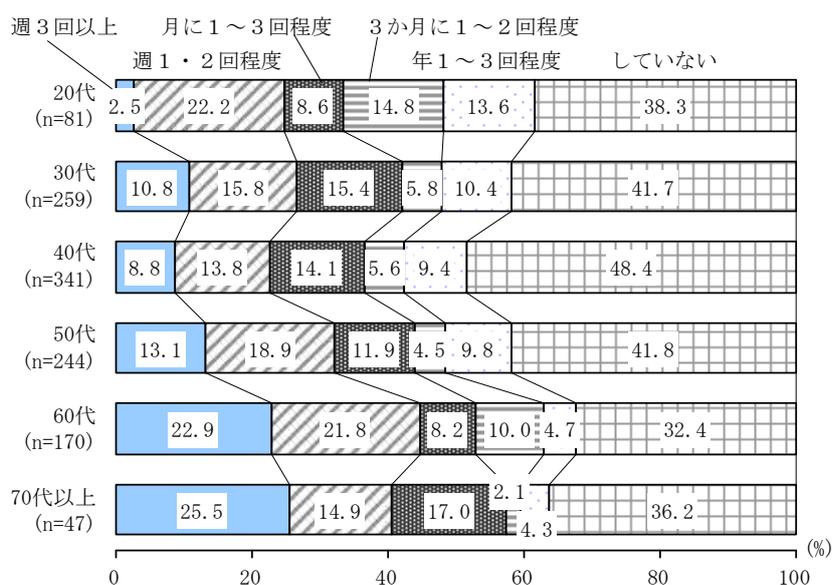
【図表4-2-1 運動やスポーツの実施頻度】



ふだんの運動やスポーツを「していない」が41.9%で最も多い。一方、運動やスポーツをしている人は、全体の58.2%で、そのうち「週1・2回程度」が17.2%で最も多い。これに次いで「月に1〜3回程度」が12.8%、成人の週1回以上のスポーツ実施率は29.7%となっている。(図表4-2-1)

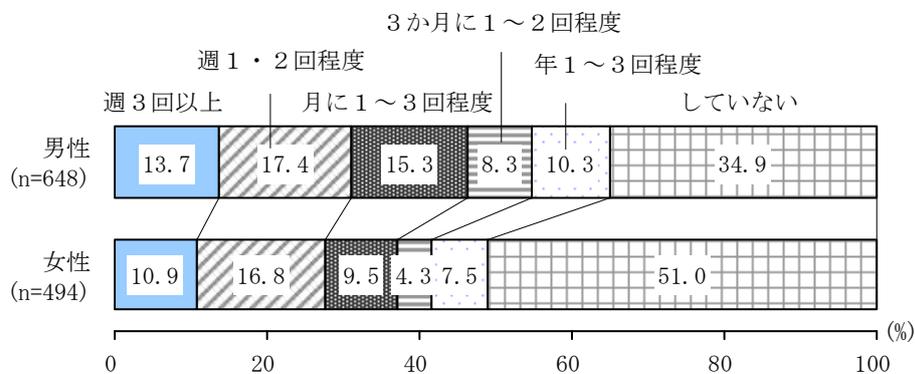
年齢別では、いずれの年代も「していない」の割合が最も高く、特に40代(48.4%)及び50代(41.8%)の割合が高くなっている。一方、60代以上の年代では「週3回以上」の割合が上昇しており、それ以下の年代に比べ運動頻度は多くなっている。(図表4-2-1①)

【図表4-2-1① 年齢別 運動やスポーツの実施頻度】



性別では、男女とも「していない」の割合が最も高く、女性（51.0%）のほうが男性（34.9%）に比べ16.1ポイント高い。一方、運動やスポーツをしている人では、男女とも「週1・2回程度」（男性 17.4%、女性 16.8%）の割合が最も高い。（図表4-2-1②）

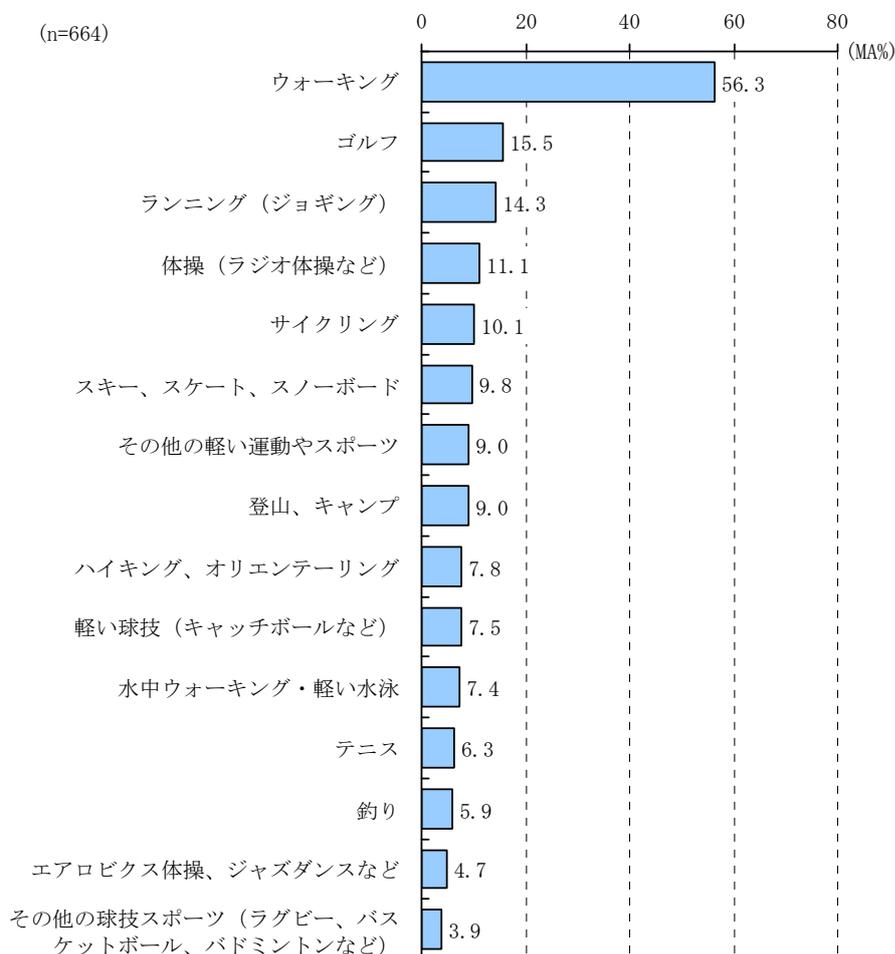
【図表4-2-1② 性別 運動やスポーツの実施頻度】



(2) 行っている運動やスポーツの種類

問18 あなたはどのような運動やスポーツをしていますか。(該当するものすべてに回答)

【図表4-2-2① 行っている運動やスポーツの種類（上位15項目）】



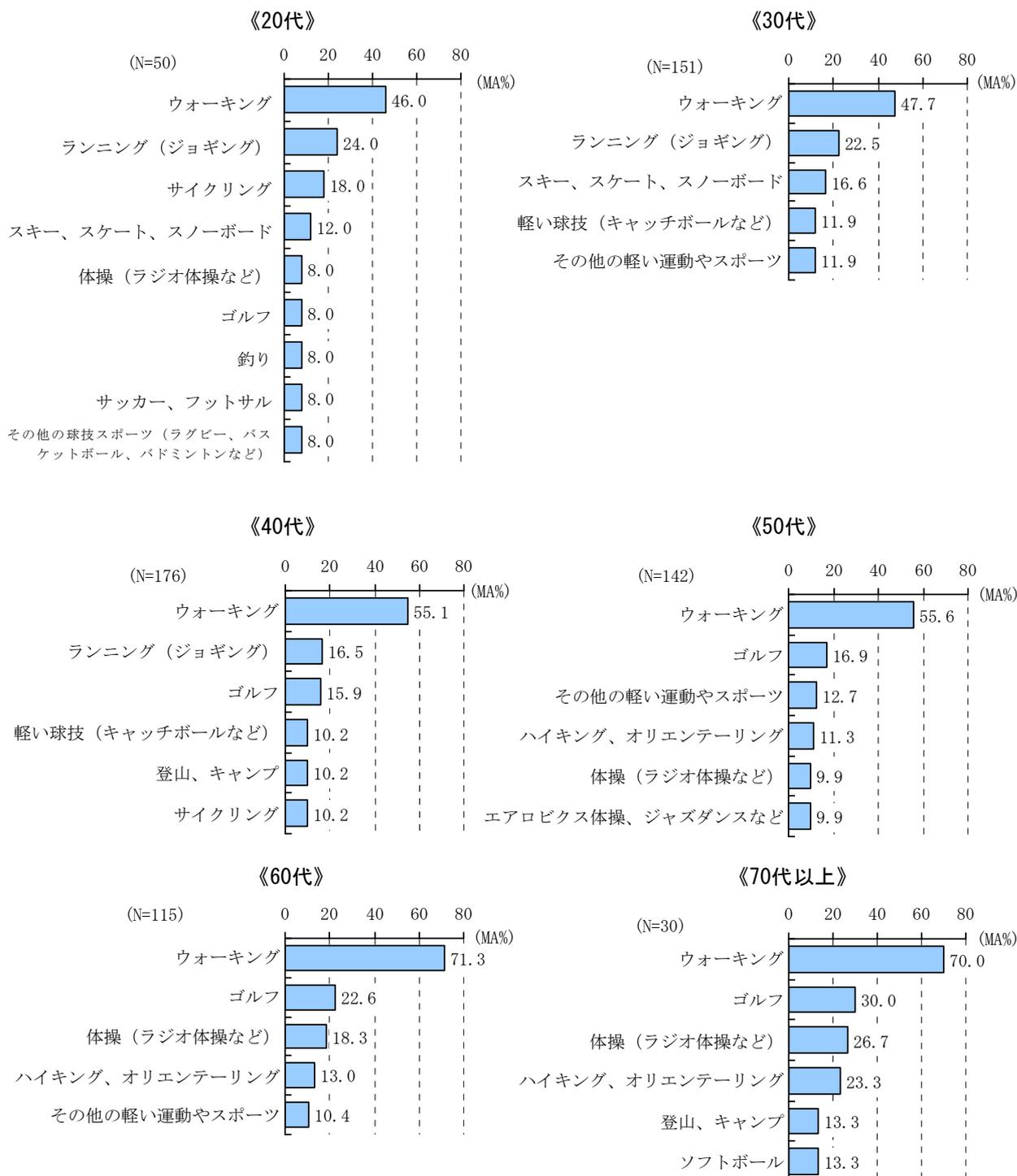
【図表4-2-2② 行っている運動やスポーツの種類（下位16項目）】

						(MA%)
サッカー、フットサル	卓球	海水浴 (遊泳)	野球	ソフトボール	空手、合気道、日本拳法、少林寺拳法	1.7
3.5	3.5	3.3	3.3	2.0		
バレーボール	その他の競技用スポーツ	マリンスポーツ	水泳競技	陸上競技	競技スポーツを除くその他の野外スポーツ	0.9
1.7	1.7	1.5	1.2	1.1		
柔道、剣道	フォークダンス、社交ダンスなど	レスリング、ボクシング	ゲートボール、グラウンドゴルフ	ハンググライダーなど	弓道、アーチェリー	無回答
0.8	0.6	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2

年1回以上スポーツをしていると回答した人に、その種類をたずねたところ、「ウォーキング」が56.3%で最も多い。これに次いで「ゴルフ」が15.5%、「ランニング (ジョギング)」が14.3%となっている。(図表4-2-2①②)

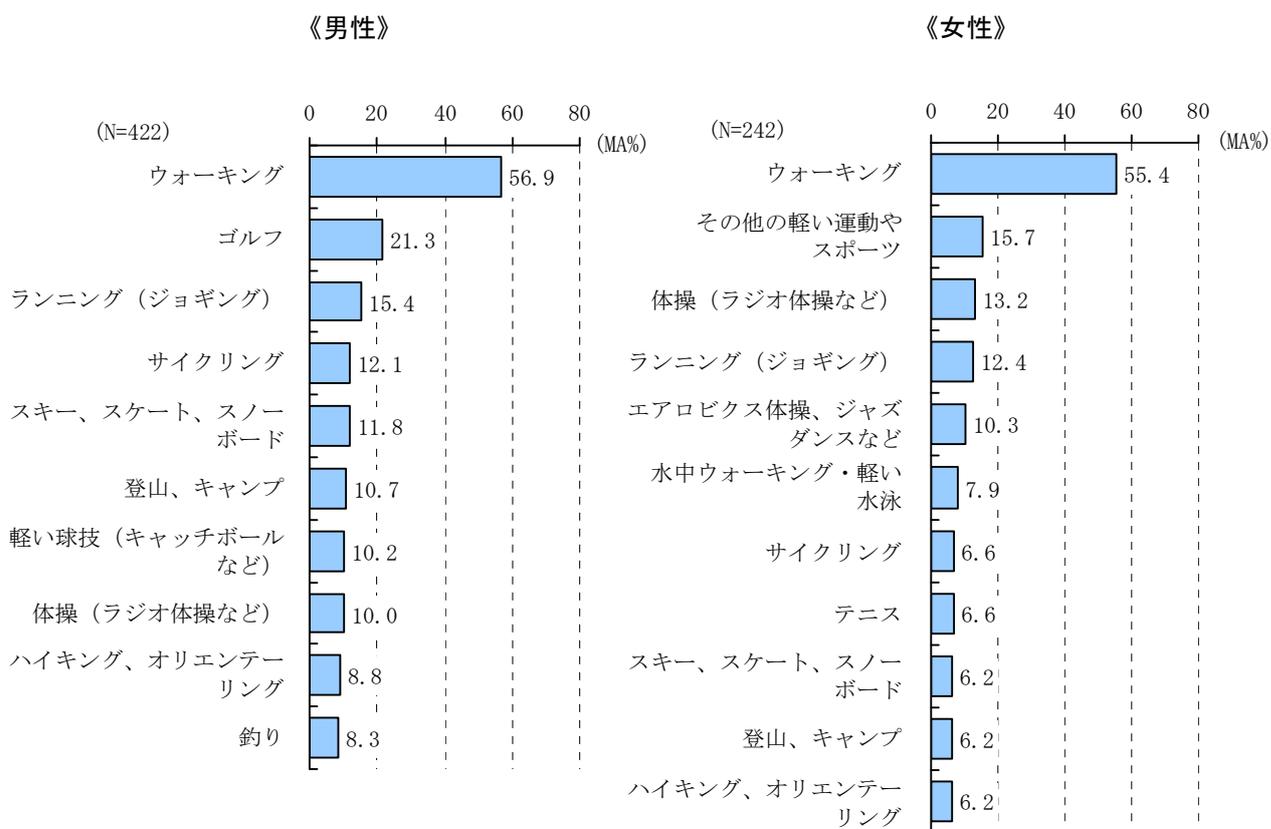
年齢別では、いずれの年代も「ウォーキング」が最も多く、60代以上は7割台を占める。これに次いで、20～40代では「ランニング（ジョギング）」、50代以上では「ゴルフ」の割合が高くなっている。（図表4-2-2③）

【図表4-2-2③ 年齢別 行っている運動やスポーツの種類（上位5項目）】



性別では、男女とも「ウォーキング」が5割台で最も多くなっている。これに次いで、男性では「ゴルフ」(21.3%)や「ランニング(ジョギング)」(15.4%)が、女性では「その他の軽い運動やスポーツ」(15.7%)や「体操(ラジオ体操など)」(13.2%)などの割合が高い。(図表4-2-2④)

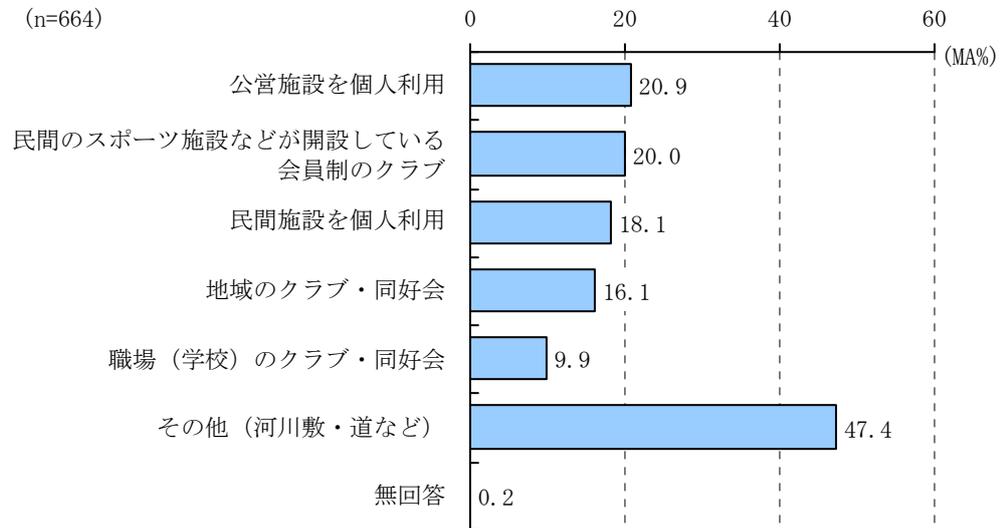
【図表4-2-2④ 性別 している運動やスポーツの種類(上位10項目)】



(3) 運動やスポーツを行う施設や場所

問21 運動・スポーツを行う施設や場所はどこですか。(回答はいくつでも)

【図表4-2-3 運動やスポーツを行う施設や場所】

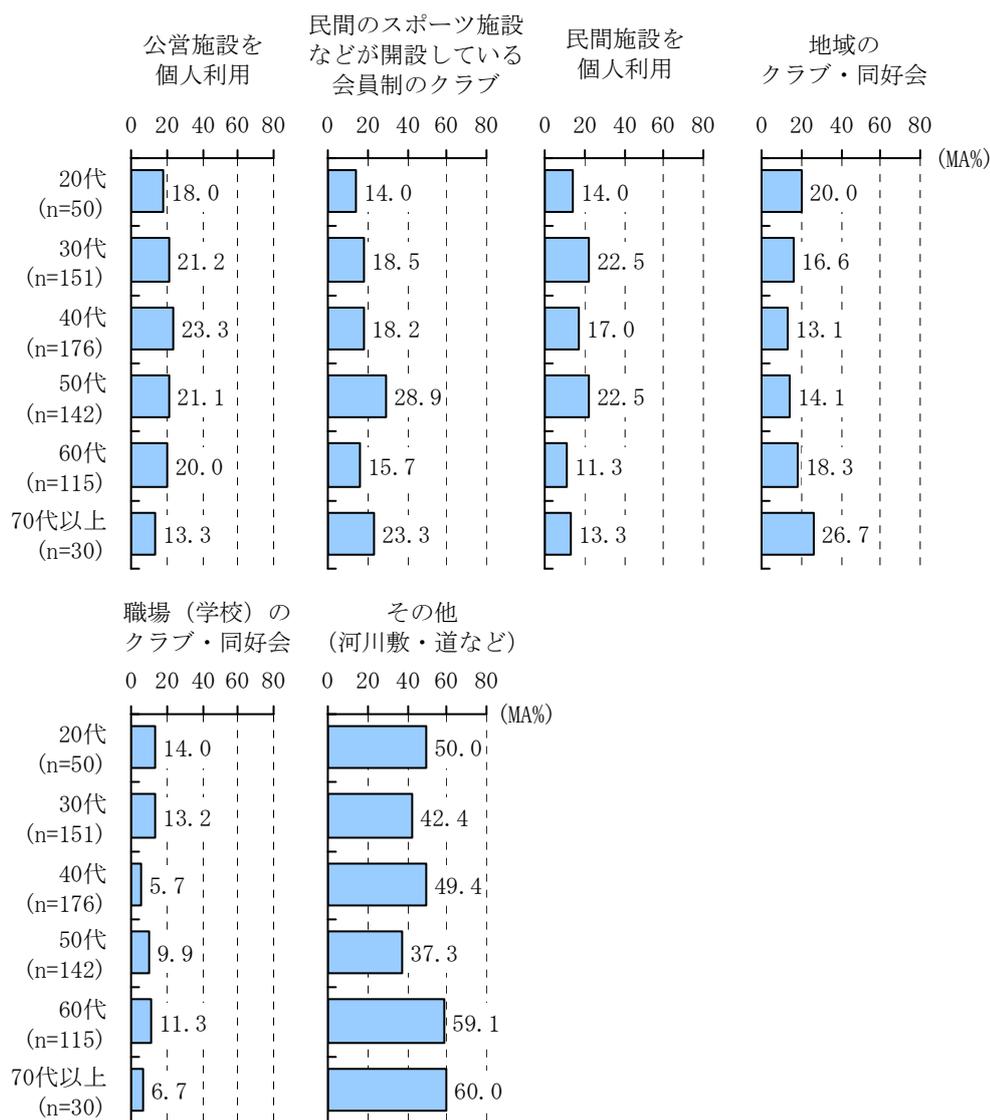


※問21の回答者は、問17で年1回以上スポーツをしていると回答した方のみ。

年1回以上スポーツをしていると回答した人に、運動やスポーツを行う施設や場所をたずねたところ、「その他（河川敷・道など）」が47.4%で最も多い。これに次いで「公営施設を個人利用」（20.9%）や「民間のスポーツ施設などが開設している会員制のクラブ」（20.0%）などが多くなっている。（図表4-2-3）

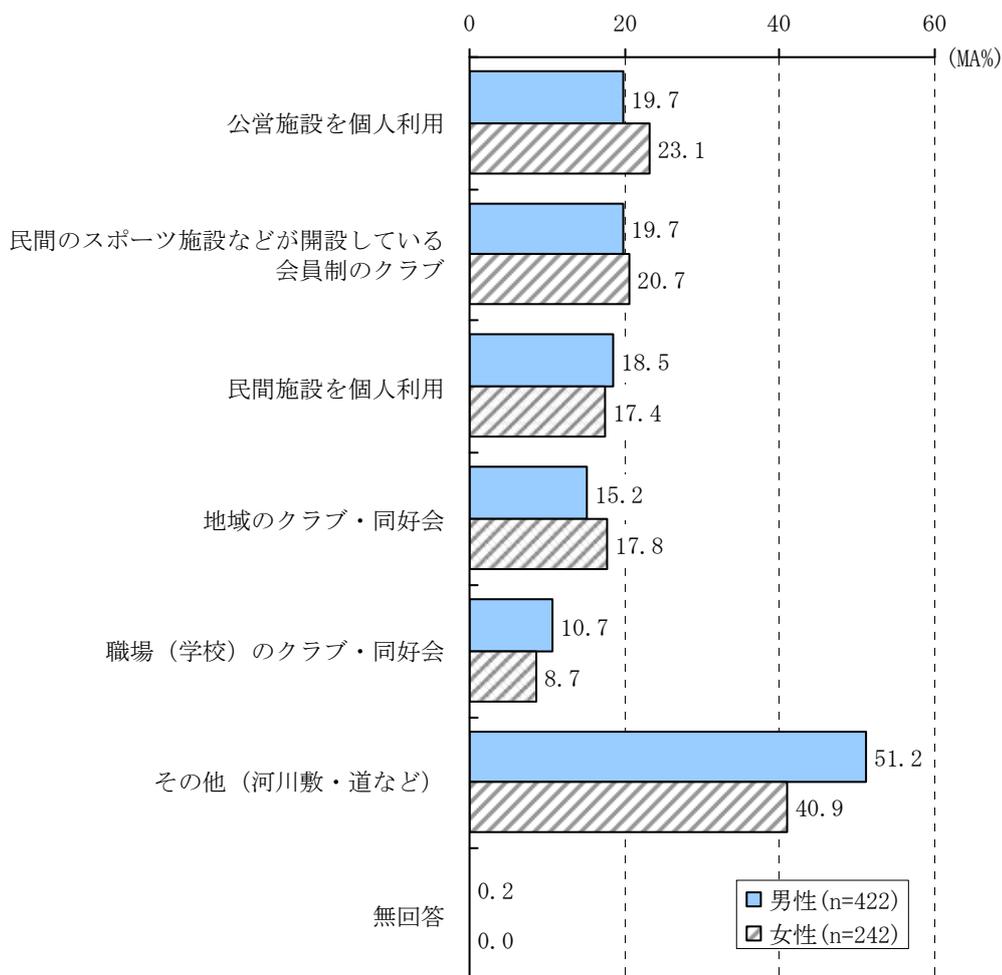
年齢別では、いずれの年代も「その他（河川敷・道など）」が最も多く、特に60代以上の割合が高くなっている。これに次いで、20代は「地域のクラブ・同好会」（20.0%）、30代は「民間施設を個人利用」（22.5%）、40代は「公営施設を個人利用」（23.3%）、50代は「民間のスポーツ施設などが開設している会員制のクラブ」（28.9%）、60代は「公営施設を個人利用」（20.0%）、70代以上は「地域のクラブ・同好会」（26.7%）の各割合がそれぞれ高くなっている。（図表4-2-3①）

【図表4-2-3① 年齢別 運動やスポーツを行う施設や場所】



性別では、男女とも「その他（河川敷・道など）」が最も多く、男性（51.2%）のほうが女性（40.9%）に比べ10.3ポイント高くなっている。また、男性の場合、施設やクラブ・同好会の利用はいずれも2割未満となっているのに対し、女性では「公営施設を個人利用」が23.1%、「民間のスポーツ施設などが開設している会員制のクラブ」が20.7%となっている。（図表4-2-3②）

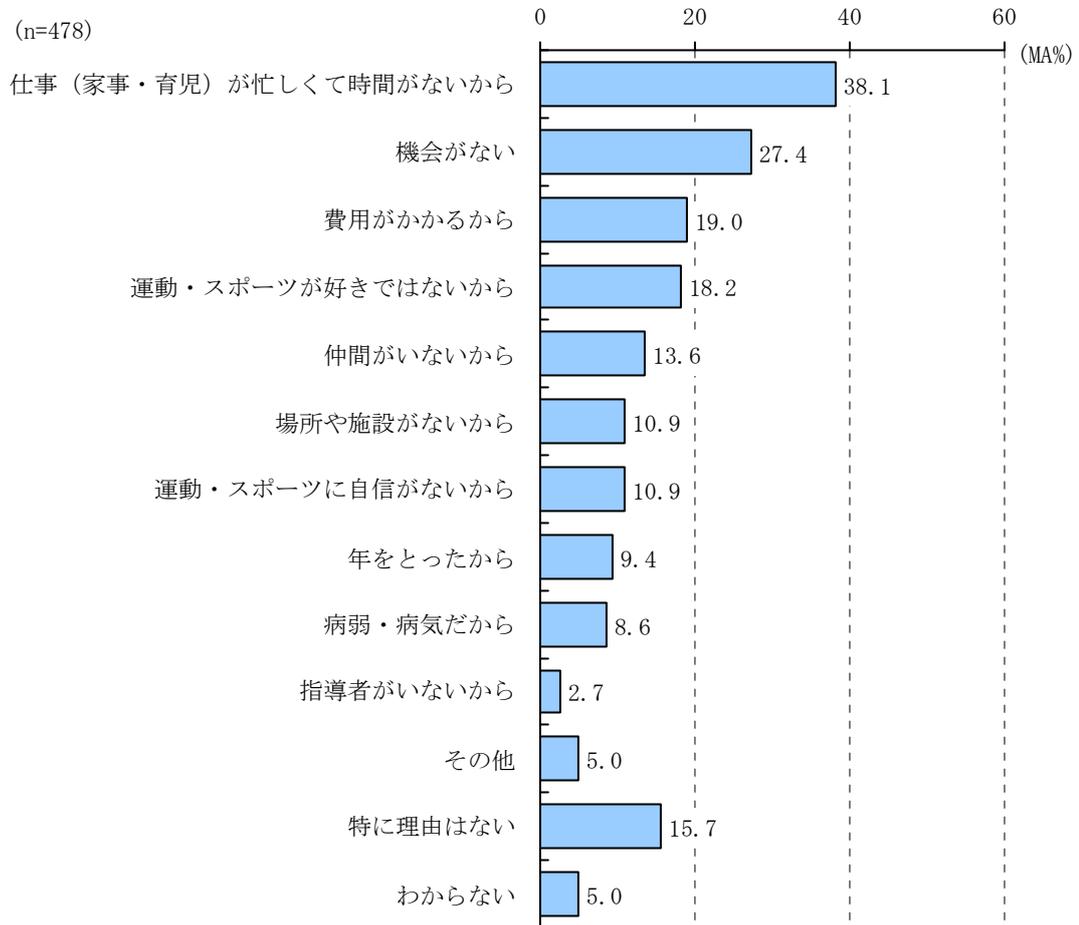
【図表4-2-3② 性別 運動やスポーツを行う施設や場所】



(4) 運動やスポーツをしていない理由

問19 運動やスポーツをしていない理由は何ですか。(回答はいくつでも)

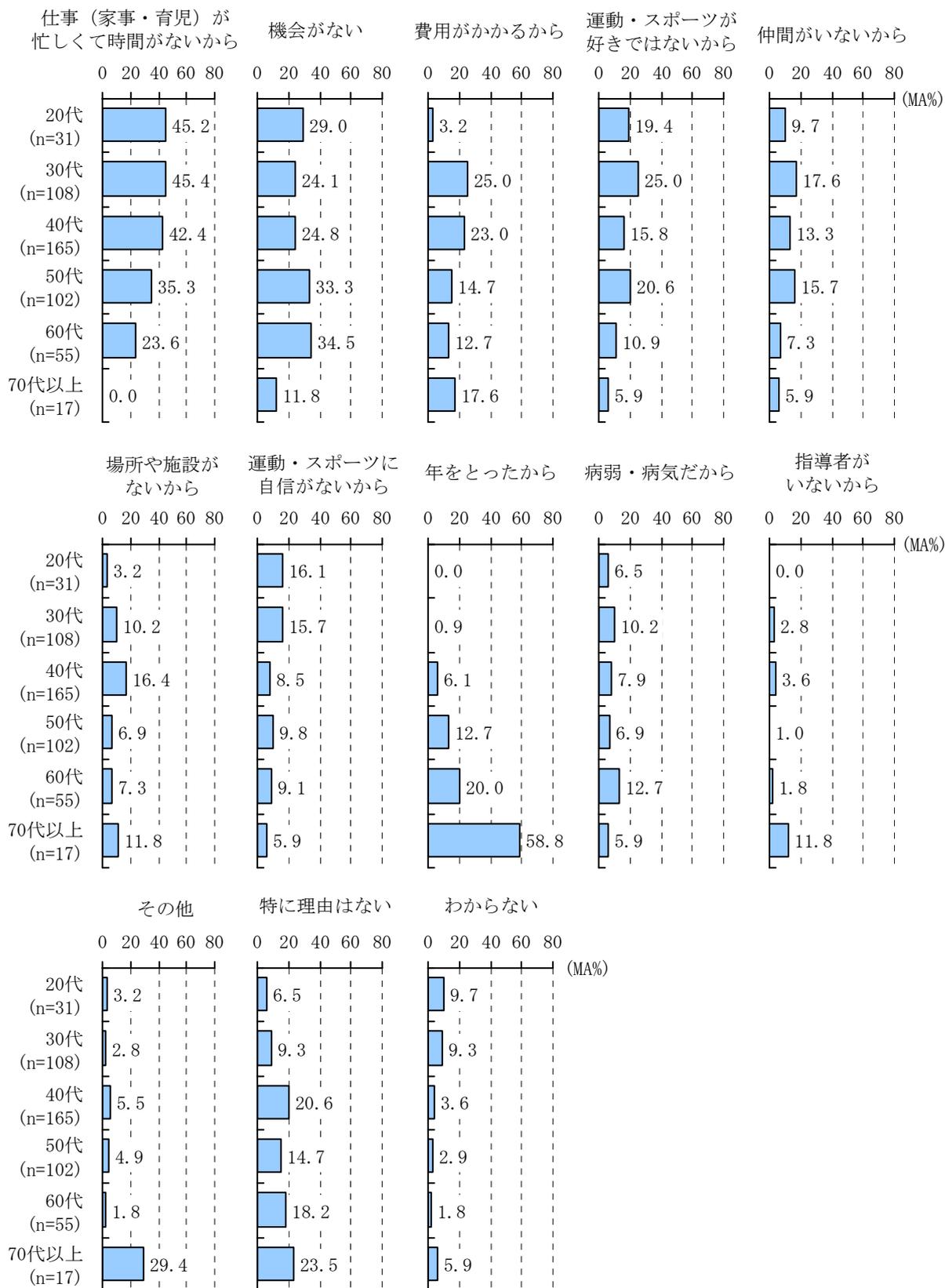
【図表4-2-4 運動やスポーツをしていない理由】



ふだん運動やスポーツをしていないと回答した人に、その理由をたずねると、「仕事（家事・育児）が忙しくて時間がないから」が38.1%で最も多い。これに次いで「機会がない」が27.4%で、以下、「費用がかかるから」が19.0%、「運動・スポーツが好きではないから」が18.2%となっている。（図表4-2-4）

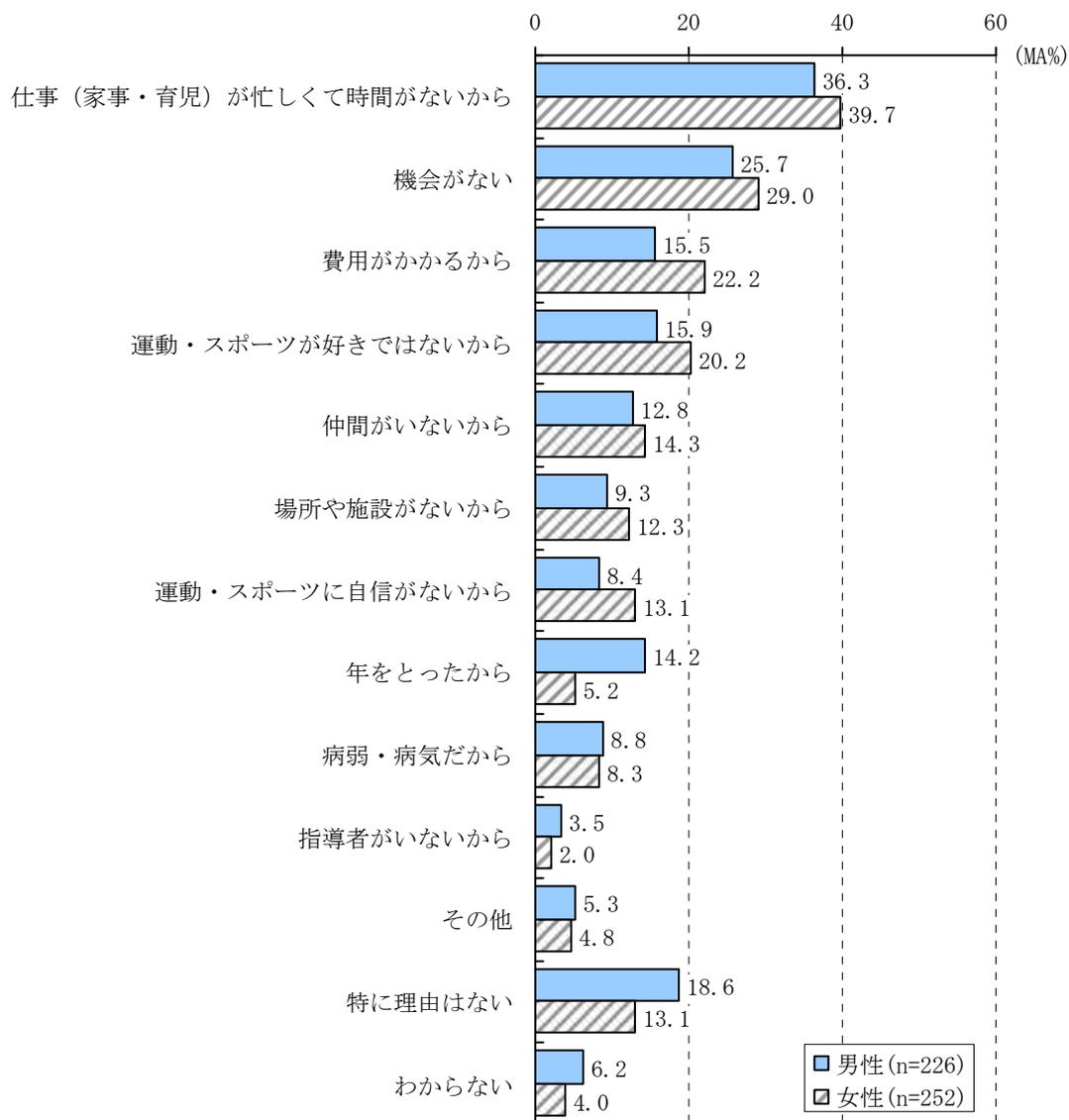
年齢別では、20～50代は「仕事（家事・育児）が忙しくて時間がないから」が4割前後で最も多く、60代は「機会がない」（34.5%）、70代以上では「年をとったから」（58.8% 10人）となっている。（図表4-2-4①）

【図表4-2-4① 年齢別 運動やスポーツをしていない理由】



性別では、男女とも「仕事（家事・育児）が忙しくて時間がないから」（男性 36.3%、女性 39.7%）が最も多くなっている。また、「費用がかかるから」は、女性（22.2%）のほうが男性（15.5%）に比べ6.7ポイント高く、「年をとったから」は、男性（14.2%）のほうが女性（5.2%）に比べ9.0ポイント高くなっている。（図表4-2-4②）

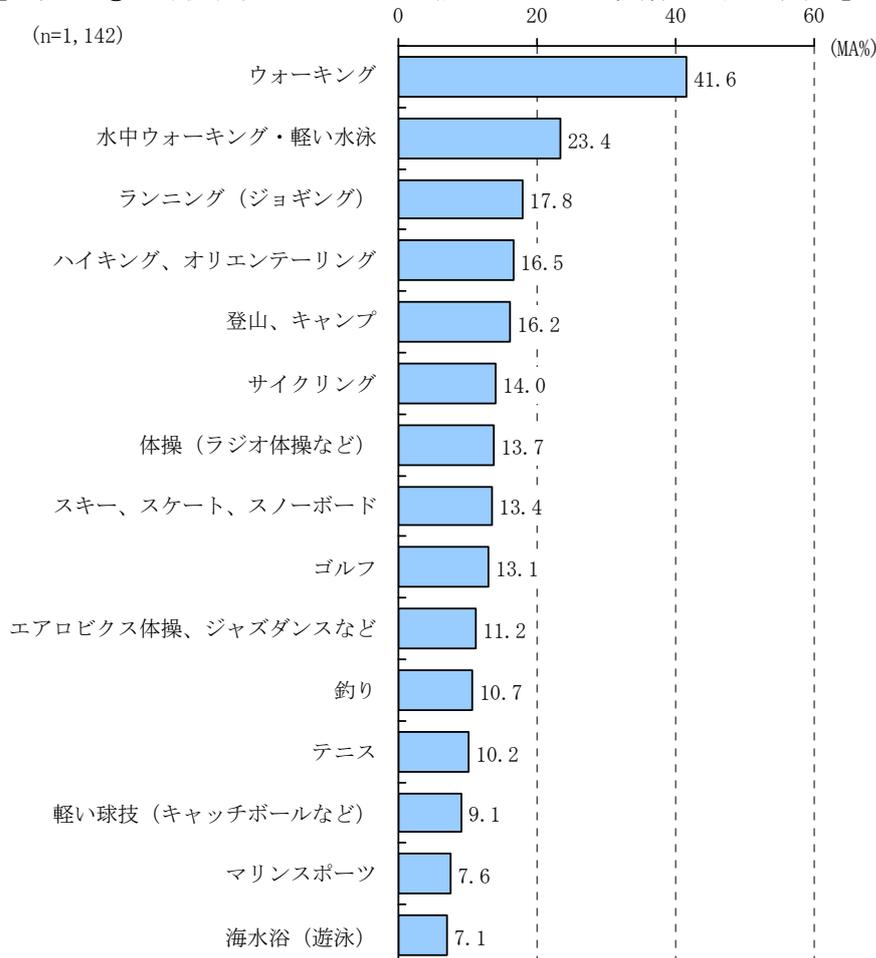
【図表4-2-4② 性別 運動やスポーツをしていない理由】



3 今後、行ってみたい運動やスポーツの種類

問20 現在行っているものも含めて、今後行ってみたい運動やスポーツは何ですか。
(該当するものすべてに回答)

【図表4-3① 今後、行ってみたい運動やスポーツの種類（上位15項目）】



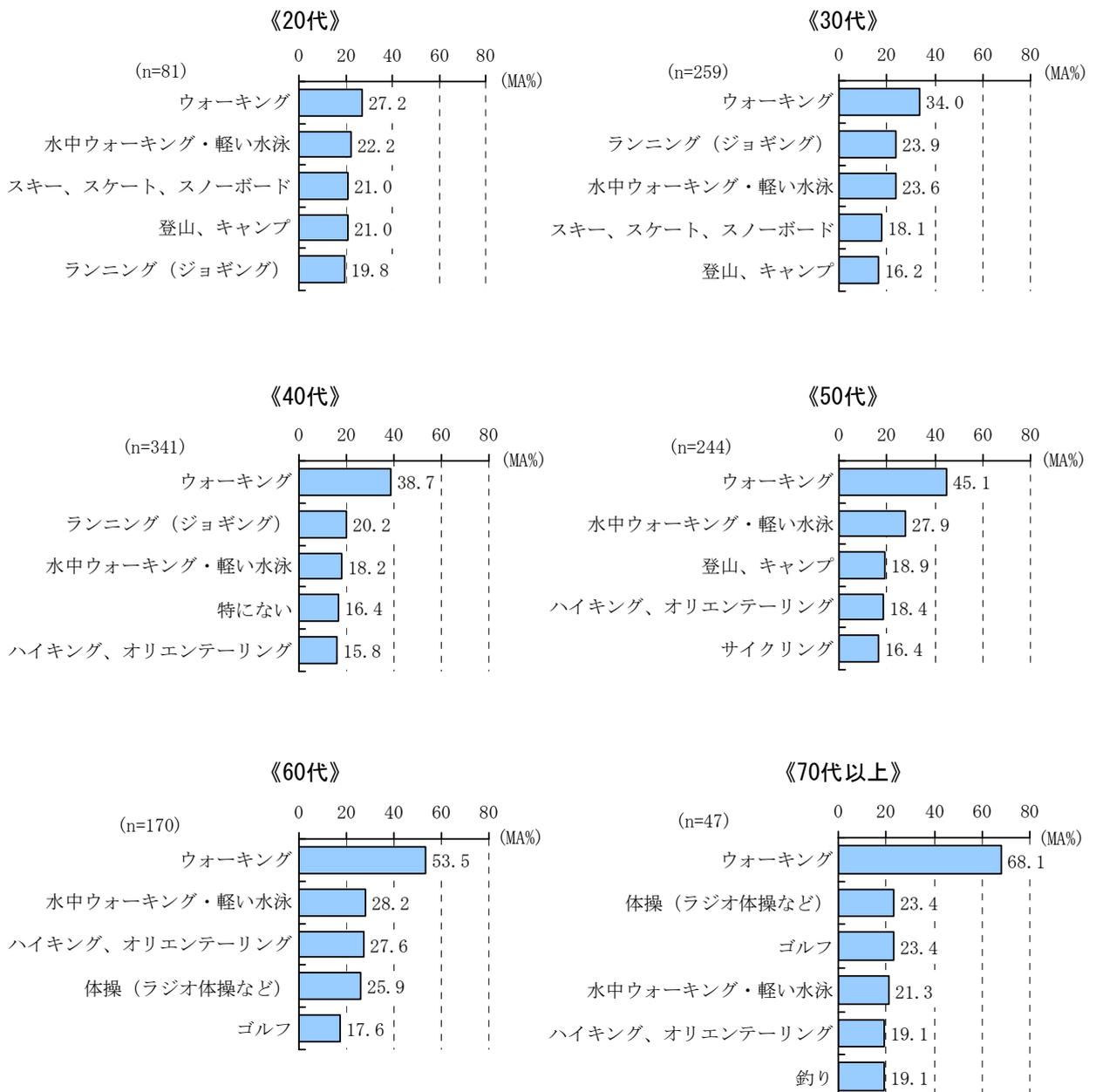
【図表4-3② 今後、行ってみたい運動やスポーツの種類（下位16項目）】

(MA%)							
卓球 6.6	その他の球技スポーツ (ラグビー、 バスケットボール、 バドミントンなど) 4.4	野球 4.1	水泳競技 3.8	その他の軽い 運動やスポーツ 3.7	サッカー、フットサル 3.7		
空手、合気道、 日本拳法、 少林寺拳法 3.5	フォークダンス、 社交ダンスなど 3.3	ハンググライダー など 3.2	バレーボール 3.0	弓道、 アーチェリー 2.8	ソフトボール 2.4		
陸上競技 1.8	柔道、剣道 1.5	その他の競技用 スポーツ 1.1	競技スポーツを 除くその他の 野外スポーツ 1.0	ゲートボール、 グラウンドゴルフ 0.7	レスリング、 ボクシング 0.5	特 に な い 13.1	無 回 答 0.1

今後、行ってみたい運動やスポーツの種類は、「ウォーキング」が41.6%で最も多く、次いで「水中ウォーキング・軽い水泳」が23.4%、「ランニング (ジョギング)」が17.8%となっている。(図表4-3①②)

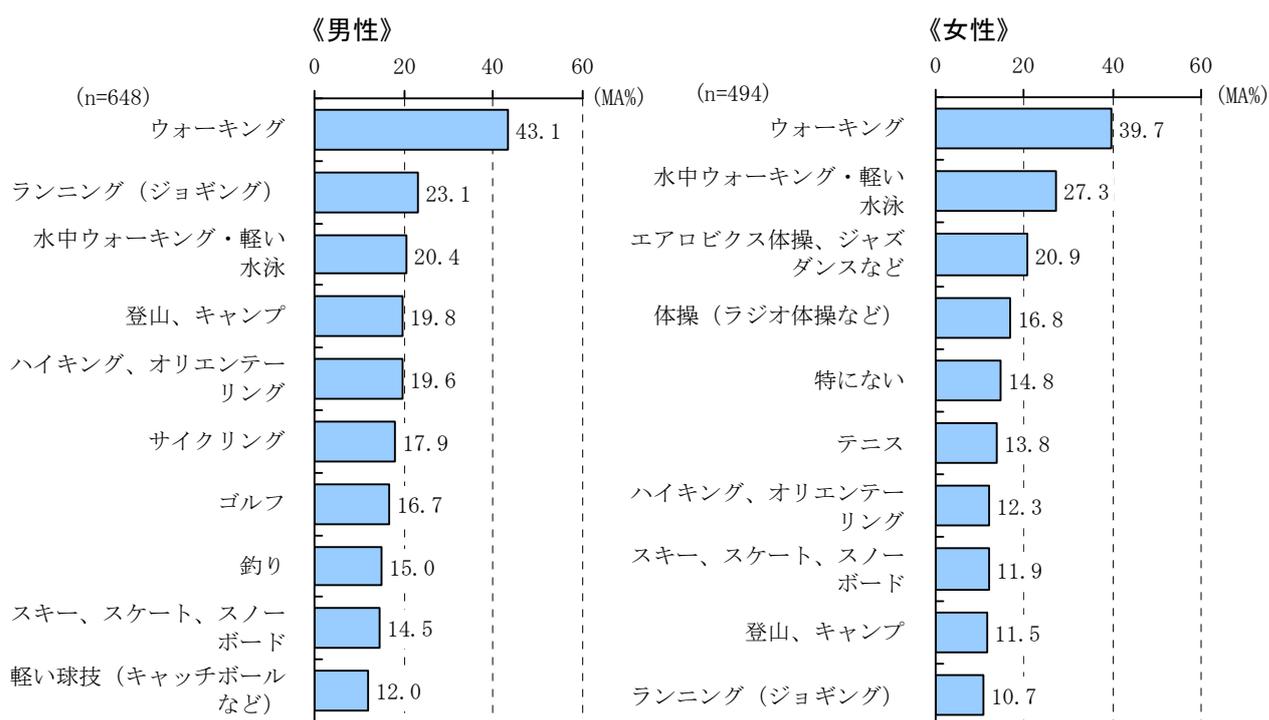
年齢別では、いずれの年代も「ウォーキング」が最も多く、年代が高くなるとともにその割合も上昇しており、70代以上では68.1%となっている。これに次いで、20代では「水中ウォーキング・軽い水泳」(22.2%)が、30~40代は「ランニング(ジョギング)」(30代 23.9%、40代 20.2%)が、50~60代は「水中ウォーキング・軽い水泳」(50代 27.9%、60代 28.2%)が、70代以上は「体操(ラジオ体操など)」(23.4%)と「ゴルフ」(23.4%)が、それぞれ多くなっている。また、20~30代では「スキー、スケート、スノーボード」の割合が他の年代に比べ高い。「ハイキング、オリエンテーリング」は、年代が高くなるとともにその割合も上昇し、60代では27.6%となっている。(図表4-3-1)

【図表4-3-1 年齢別 今後、行ってみたい運動やスポーツの種類(上位5項目)】



性別では、男女とも「ウォーキング」が4割前後で最も多く、男性（43.1%）のほうが女性（39.7%）に比べ3.4ポイント高くなっている。これに次いで、男性では「ランニング（ジョギング）」（23.1%）、「水中ウォーキング・軽い水泳」（20.4%）が、女性では「水中ウォーキング・軽い水泳」（27.3%）、「エアロビクス体操、ジャズダンスなど」（20.9%）が、それぞれ高くなっている。また、女性では「エアロビクス体操、ジャズダンスなど」や「体操（ラジオ体操など）」（16.8%）の割合が男性に比べ高い一方、「特にない」（14.8%）の割合も比較的上位となっている。（図表4-3-2）

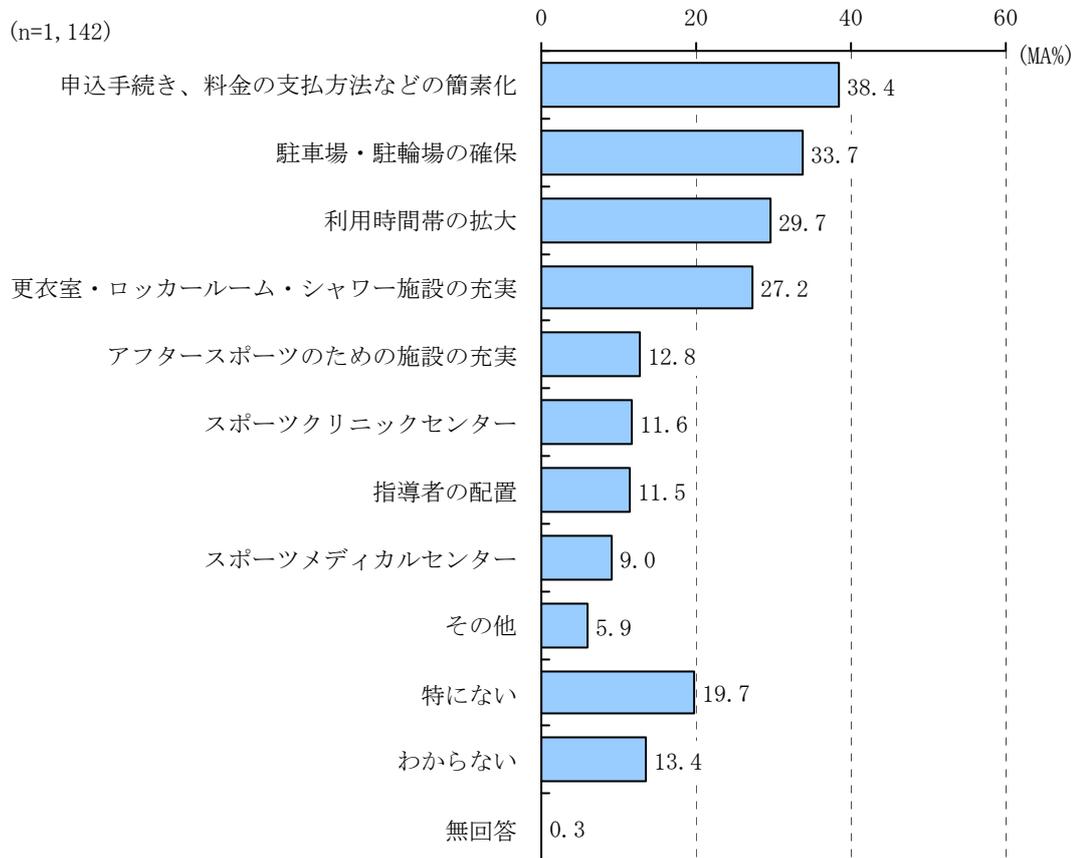
【図表4-3-2 性別 今後、行ってみたい運動やスポーツの種類（上位10項目）】



4 公共スポーツ施設の運営に望むこと

問22 あなたは、本市の体育館、プール、テニスコートなど公共スポーツ施設の運営について何か望むことがありますか。(回答はいくつでも)

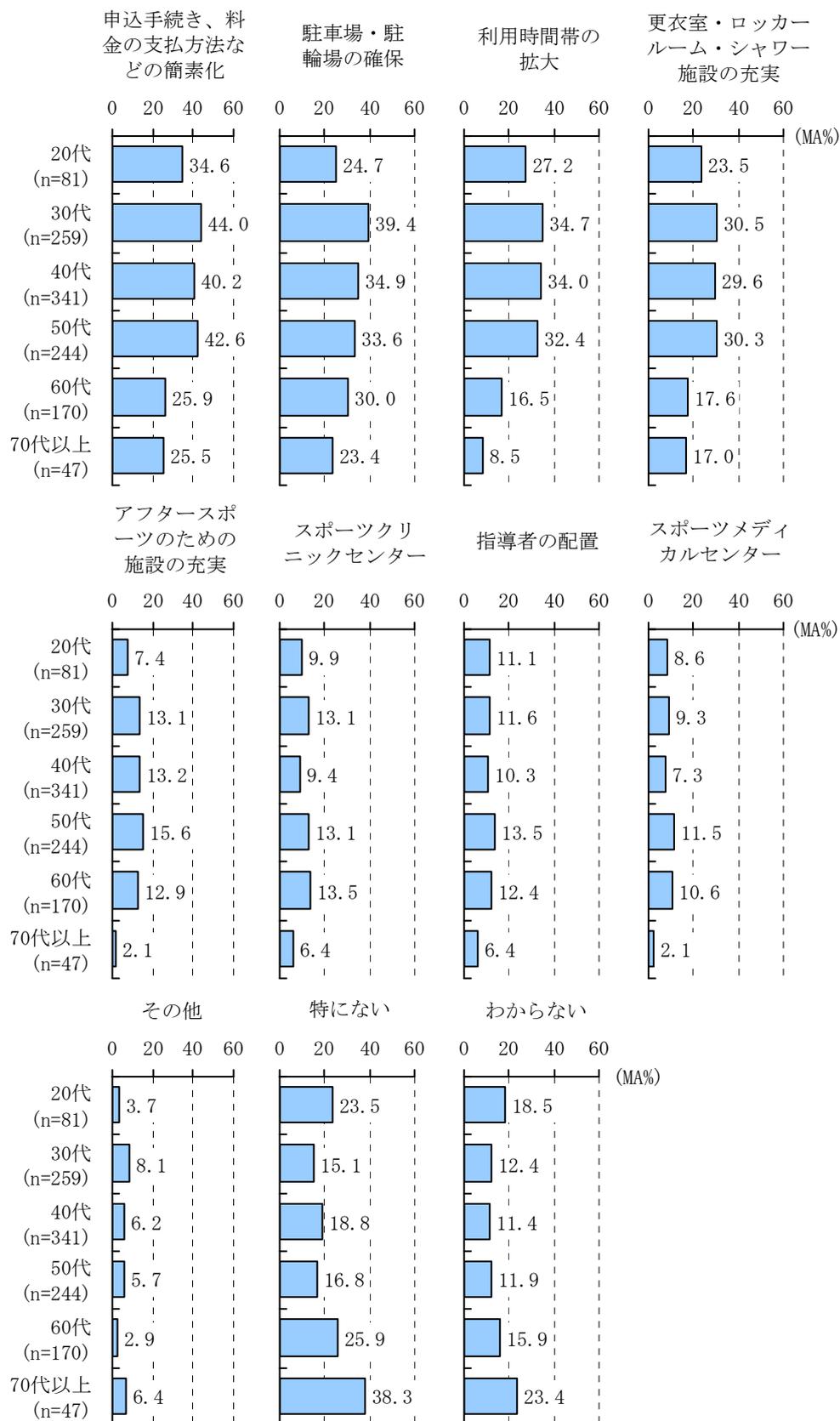
【図表4-4 公共スポーツ施設の運営に望むこと】



公共スポーツ施設の運営に望むことは、「申込手続き、料金の支払方法などの簡素化」が38.4%で最も多く、これに次いで「駐車場・駐輪場の確保」が33.7%、「利用時間帯の拡大」が29.7%、「更衣室・ロッカールーム・シャワー施設の充実」が27.2%となっている。(図表4-4)

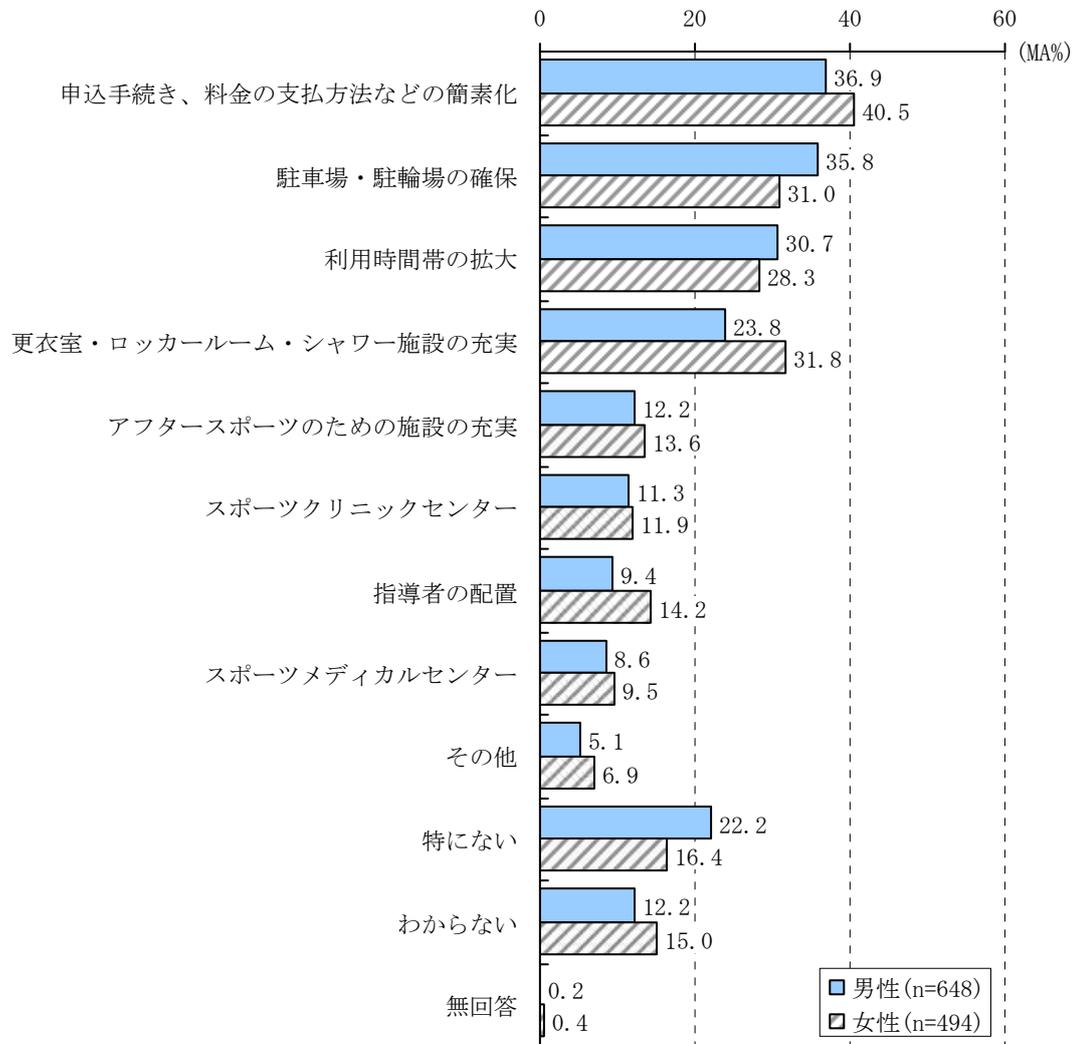
年齢別では、20～50代及び70代以上の各年代では「申込手続き、料金の支払方法などの簡素化」が最も多く、特に30～50代の割合が4割台、「駐車場・駐輪場の確保」や「利用時間帯の拡大」、「更衣室・ロッカールーム・シャワー施設の充実」が3割前後となっている。60代は「駐車場・駐輪場の確保」が30.0%で最も多く、次いで「申込手続き、料金の支払方法などの簡素化」が25.9%となっている。(図表4-4-1)

【図表4-4-1 年齢別 公共スポーツ施設の運営に望むこと】



年齢別では、男女とも「申込手続き、料金の支払方法などの簡素化」（男性 36.9%、女性 40.5%）が最も多く、これに次いで、男性では「駐車場・駐輪場の確保」（35.8%）が、女性では「更衣室・ロッカールーム・シャワー施設の充実」（31.8%）が、それぞれ多くなっている。（図表4-4-2）

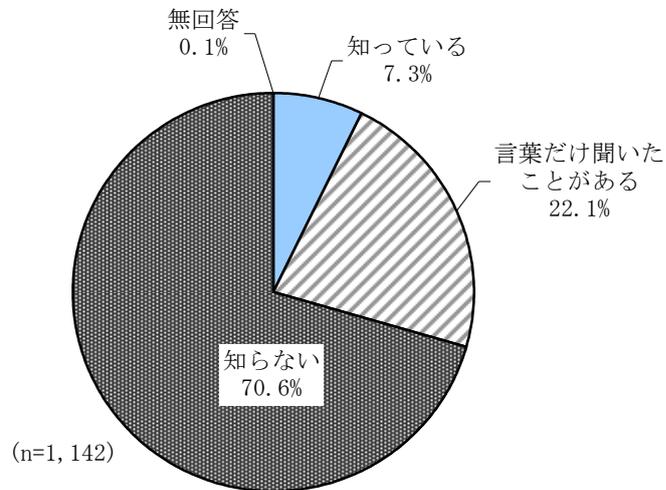
【図表4-4-2 性別 公共スポーツ施設の運営に望むこと】



5 総合型地域スポーツクラブの認知状況

問23 あなたは、総合型地域スポーツクラブについてご存じですか。(回答は1つ)

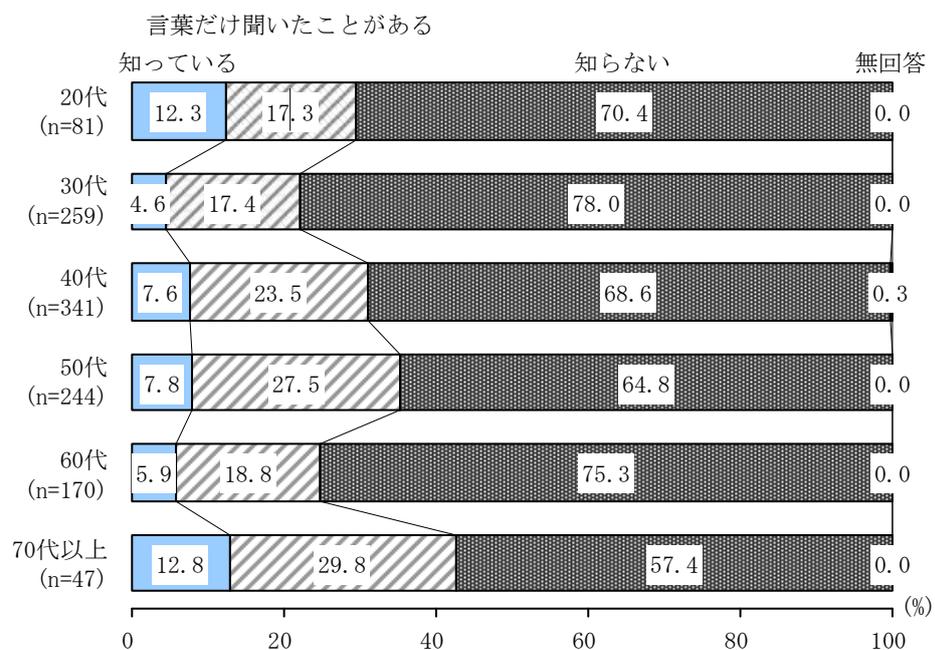
【図表4-5 総合型地域スポーツクラブの認知状況】



総合型地域スポーツクラブを「知っている」は7.3%、「言葉だけ聞いたことがある」は22.1%となっているのに対し、「知らない」が70.6%を占めている。(図表4-5)

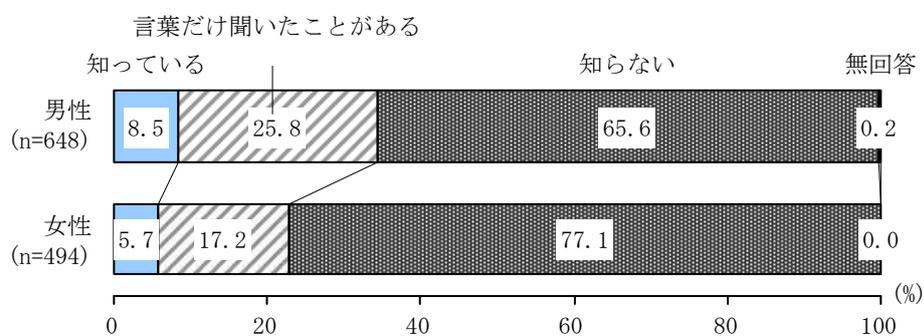
年齢別では、いずれの年代も「知らない」が過半数を占め、「知っている」割合は、20代及び70代以上の各年代で1割程度となっている。「言葉だけ聞いたことがある」の割合は、70代以上が29.8%で最も高く、これに次いで50代が27.5%、40代が23.5%となっている。(図表4-5-1)

【図表4-5-1 年齢別 総合型地域スポーツクラブの認知状況】



性別では、男女とも「知らない」が過半数を占めている。「知っている」及び「言葉だけ聞いたことがある」の各割合は、男性のほうが女性に比べ、いずれも高くなっている。(図表4-5-2)

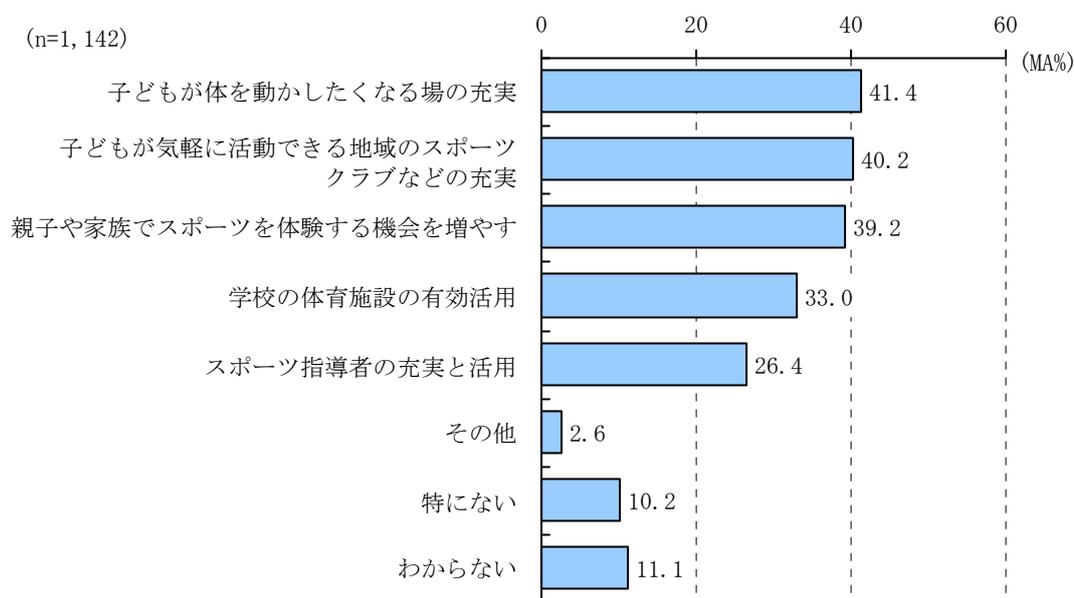
【図表4-5-2 性別 総合型地域スポーツクラブの認知度】



6 子どもの運動やスポーツ活動の充実に力を入れるべき点

問24 あなたは、子どもの運動やスポーツ活動のための環境を充実するために、どのようなことに力を入れたらよいと思いますか。（回答はいくつでも）

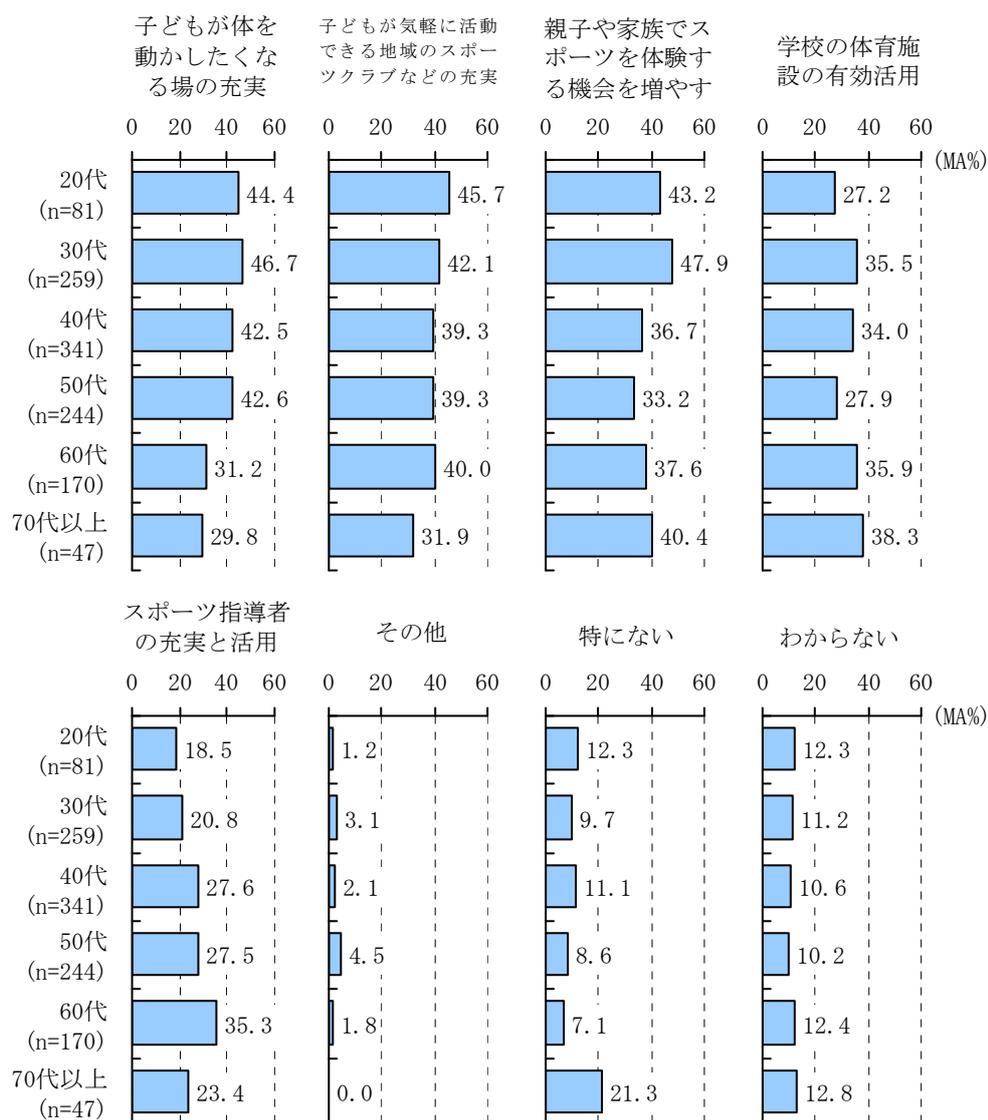
【図表4-6 子どもの運動やスポーツ活動の充実に力を入れるべき点】



子どもの運動やスポーツ活動の充実に力を入れるべきことについて、「子どもが体を動かしたくなる場の充実」（41.4%）、「子どもが気軽に活動できる地域のスポーツクラブなどの充実」（40.2%）、「親子や家族でスポーツを体験する機会を増やす」（39.2%）が各々4割前後で多くなっている。（図表4-6）

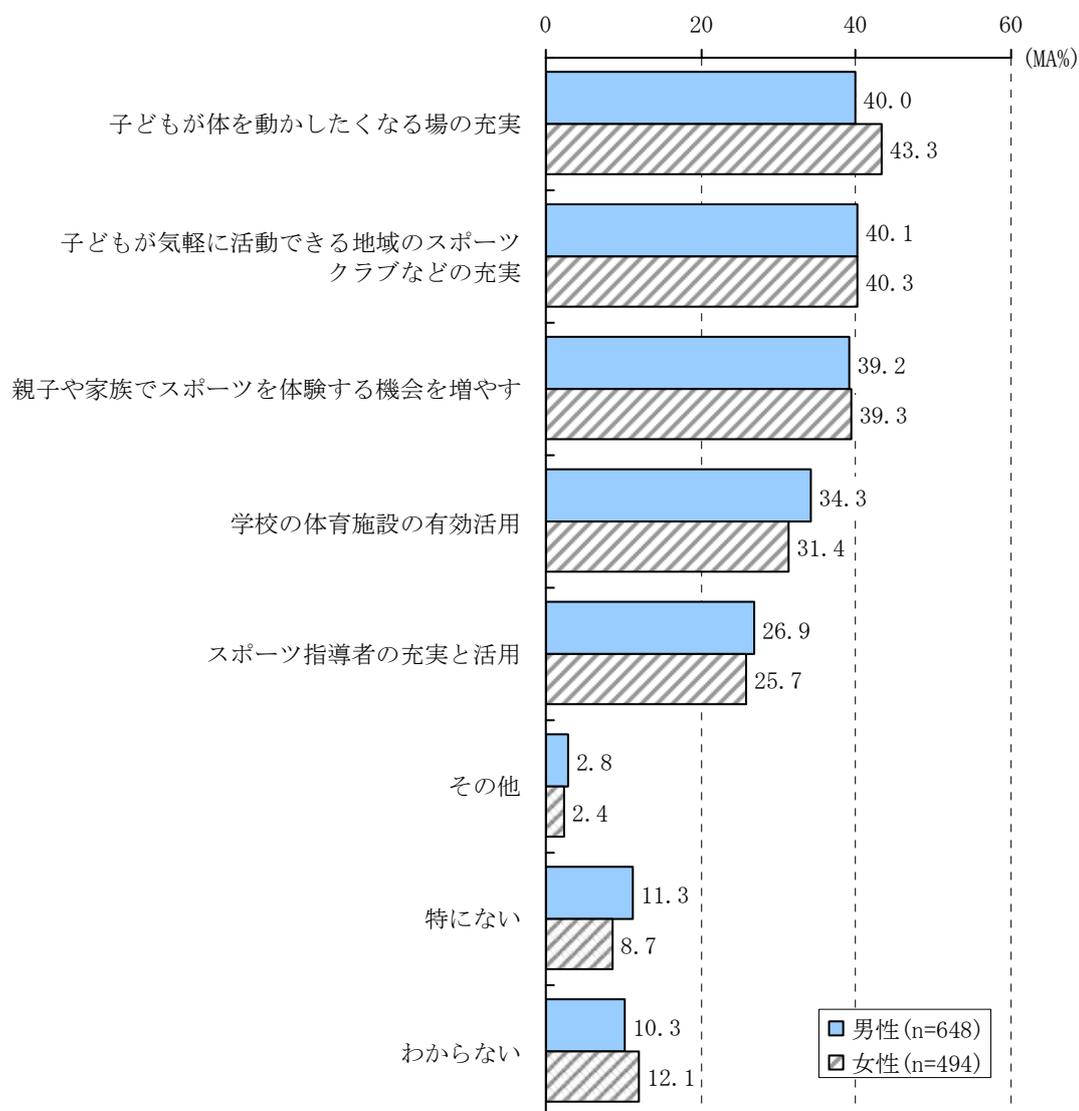
年齢別では、20代は「子どもが気軽に活動できる地域のスポーツクラブなどの充実」(45.7%)が最も多い。30代では「親子や家族でスポーツを体験する機会を増やす」(47.9%)が、40～50代では「子どもが体を動かしたくなる場の充実」(40代 42.5%、50代 42.6%)がそれぞれ最も多くなっている。また、60代では「子どもが気軽に活動できる地域のスポーツクラブなどの充実」(40.0%)が、70代以上では「親子や家族でスポーツを体験する機会を増やす」(40.4%)が、それぞれ最も多い。「スポーツ指導者の充実と活用」の割合は、60代(35.3%)が他の年代に比べて高くなっている。(図表4-6-1)

【図表4-6-1 年齢別 子どもの運動やスポーツ活動の充実に力を入れるべき点】



性別でみると、男女とも「子どもが体を動かしたくなる場の充実」「子どもが気軽に活動できる地域のスポーツクラブなどの充実」「親子や家族でスポーツを体験する機会を増やす」の3項目がいずれも4割前後で多くなっている。(図表4-6-2)

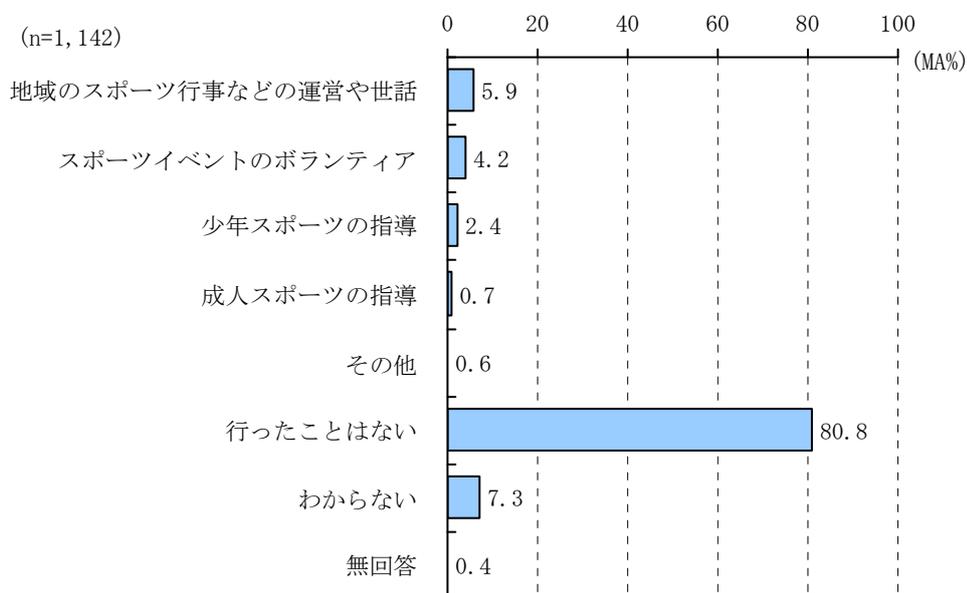
【図表4-6-2 性別 子どもの運動やスポーツ活動の充実にかを入れるべき点】



7 スポーツに関するボランティアとしての活動状況

問25 今までにスポーツに関するボランティアを行ったことがありますか。ある方は、それはどのようなものでしたか。(回答はいくつでも)

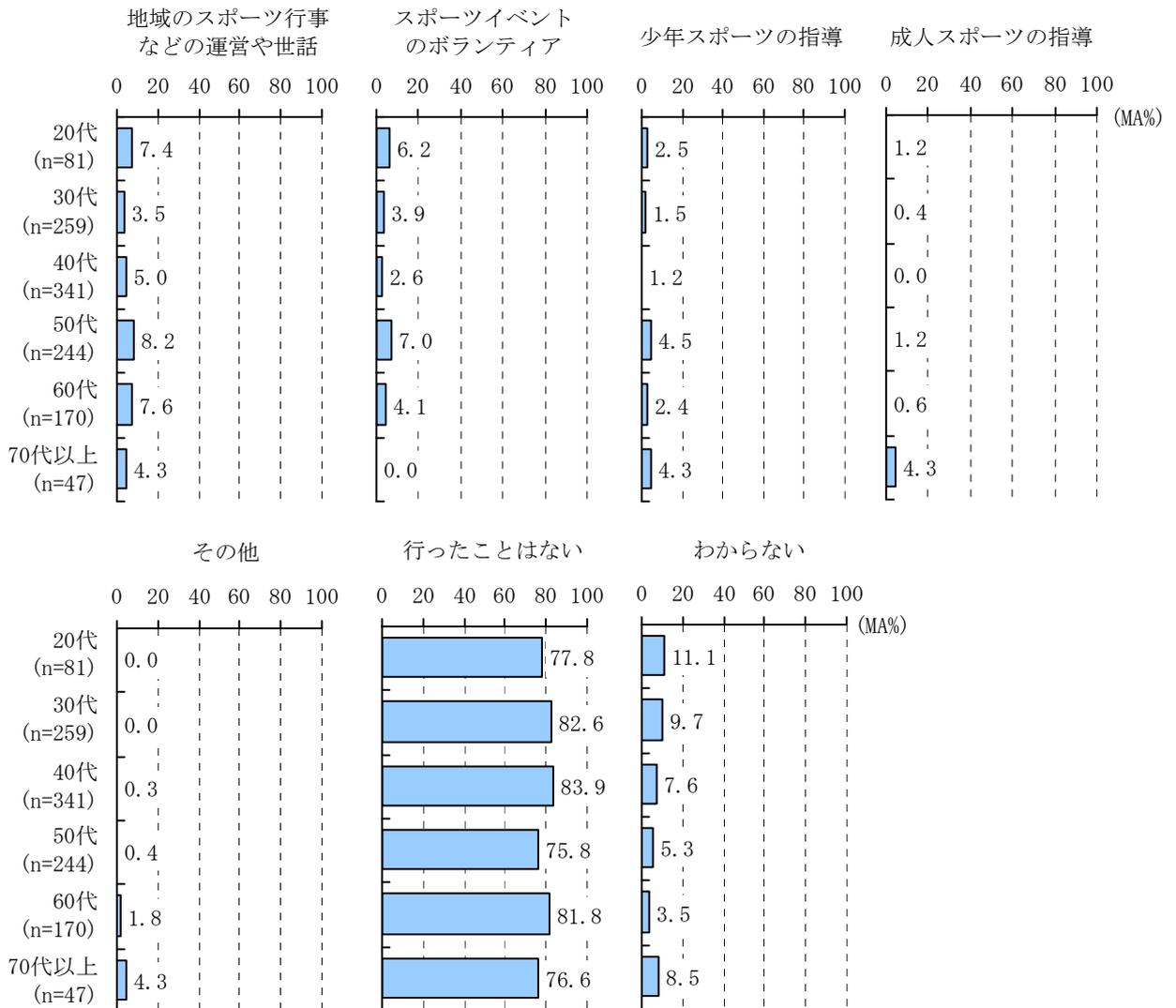
【図表4-7 スポーツに関するボランティアとしての活動状況】



スポーツに関するボランティア活動を「行ったことはない」が80.8%と大部分を占めている。一方、活動を行った経験のある割合は、全体の11.5%で、活動内容は「地域のスポーツ行事などの運営や世話」が5.9%で最も多く、次いで「スポーツイベントのボランティア」が4.2%、「少年スポーツの指導」が2.4%となっている。(図表4-7)

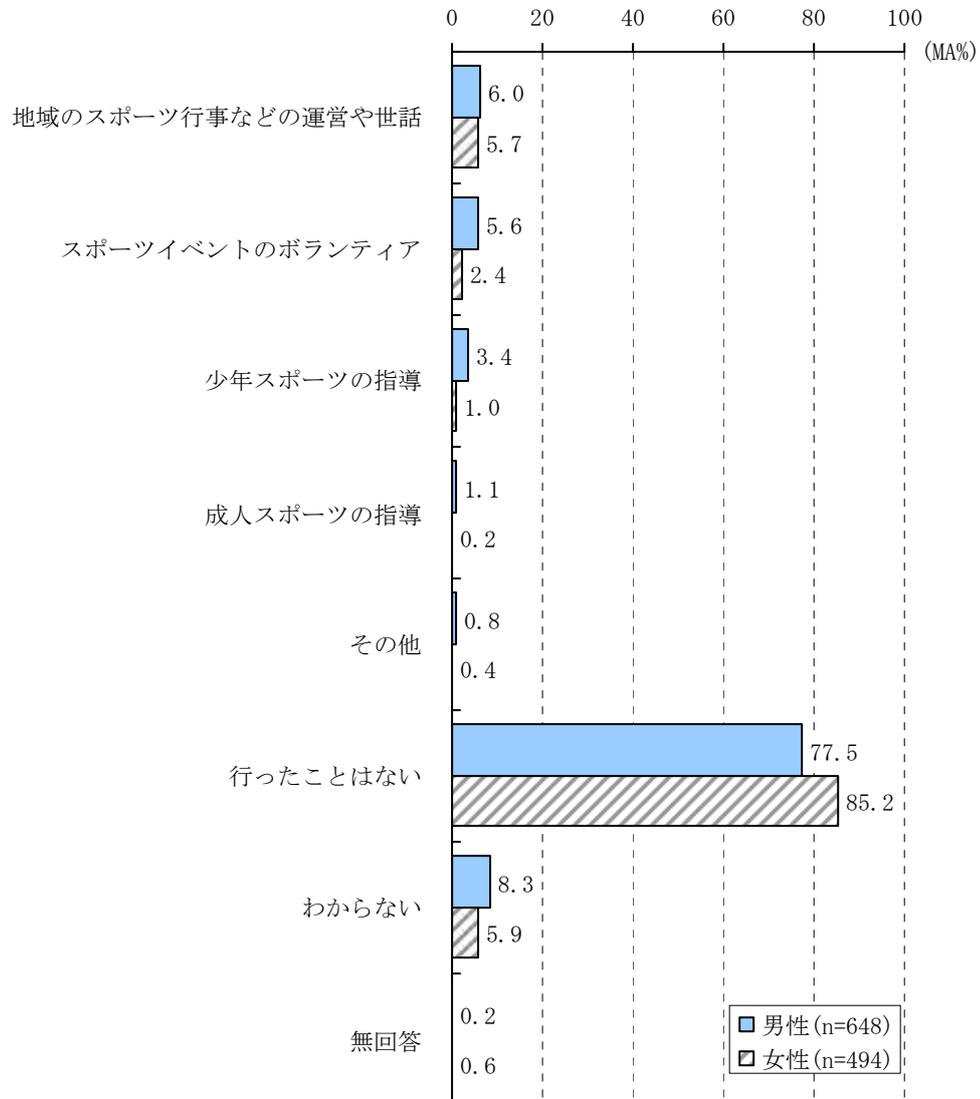
年齢別では、いずれの年代も「行ったことはない」が7割以上を占めている。活動として行ったものは、「地域のスポーツ行事などの運営や世話」がいずれの年代も多い。(図表4-7-1)

【図表4-7-1 年齢別 スポーツに関するボランティアとしての活動状況】



性別では、活動として行ったものは、男女とも「地域のスポーツ行事などの運営や世話」（男性 6.0%、女性 5.7%）が最も多い。（図表4-7-2）

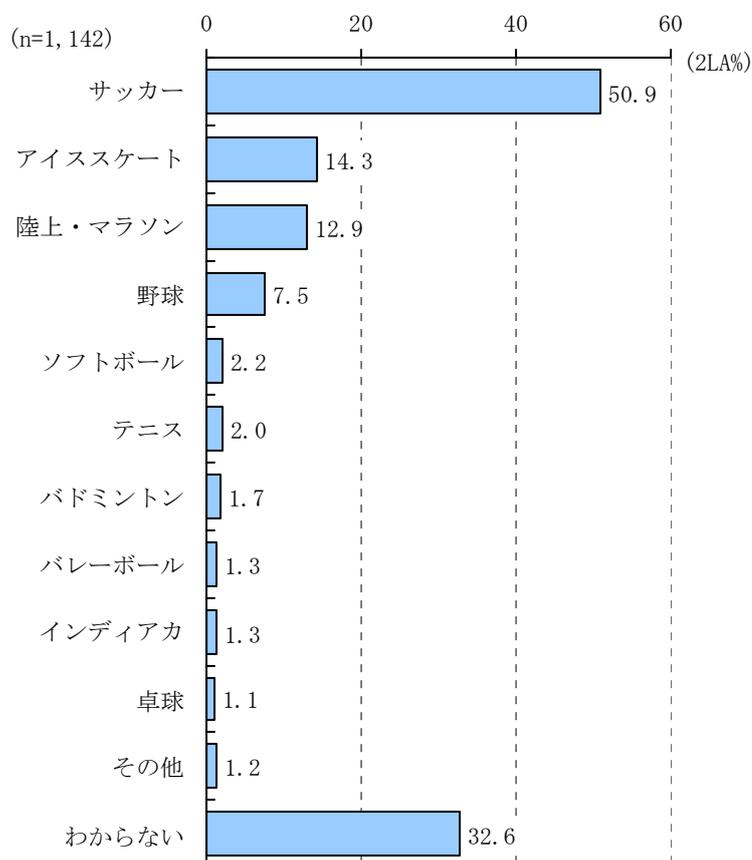
【図表4-7-2 性別 スポーツに関するボランティアとしての活動状況】



8 高槻市の盛んなスポーツとしてイメージするもの

問26 あなたにとって、高槻市の盛んなスポーツとしてイメージするものは何ですか。
(回答は2つまで)

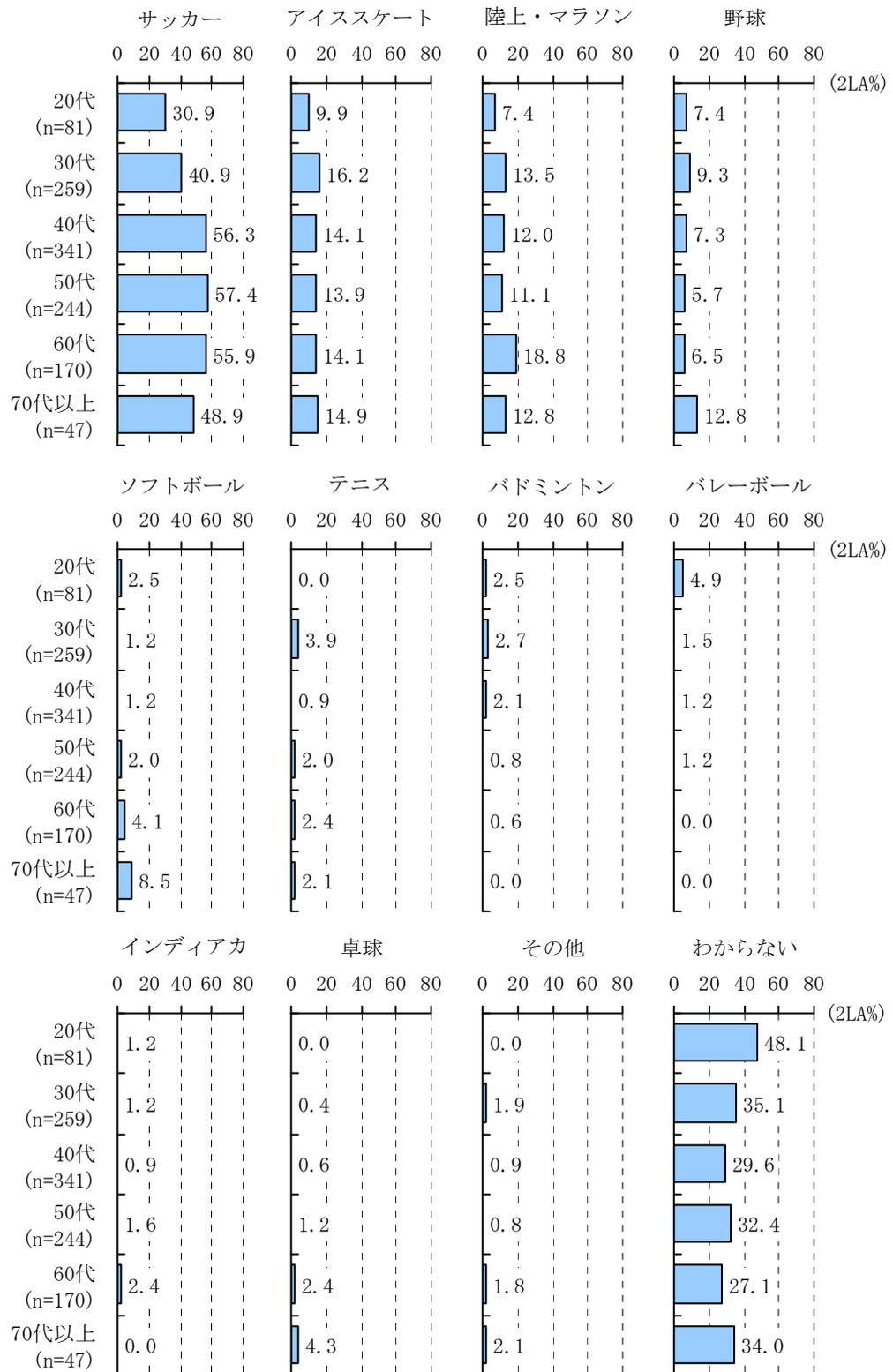
【図表4-8 高槻市の盛んなスポーツとしてイメージするもの】



高槻市の盛んなスポーツとしてイメージするもので最も多いものは、「サッカー」の50.9%である。これに次いで「アイススケート」が14.3%で、以下、「陸上・マラソン」が12.9%、「野球」が7.5%となっている。(図表4-8)

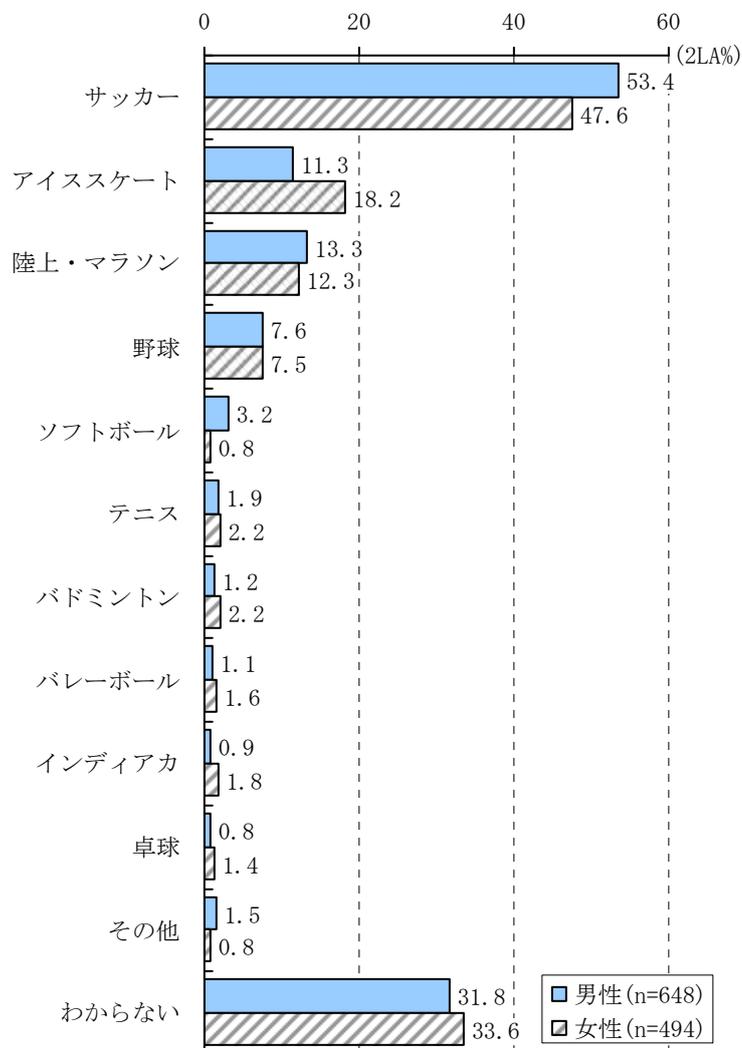
年齢別では、いずれの年代も「サッカー」が最も多く、特に40～60代の各年代では半数以上を占める。(図表4-8-1)

【図表4-8-1 年齢別 高槻市の盛んなスポーツとしてイメージするもの】



性別では、男女とも「サッカー」が最も多く、男性（53.4%）のほうが女性（47.6%）に比べ5.8ポイント高い。これに次いで、男性は「陸上・マラソン」（13.3%）が多く、女性では「アイススケート」（18.2%）で、男性（11.3%）に比べ6.9ポイント高い。（図表4-8-2）

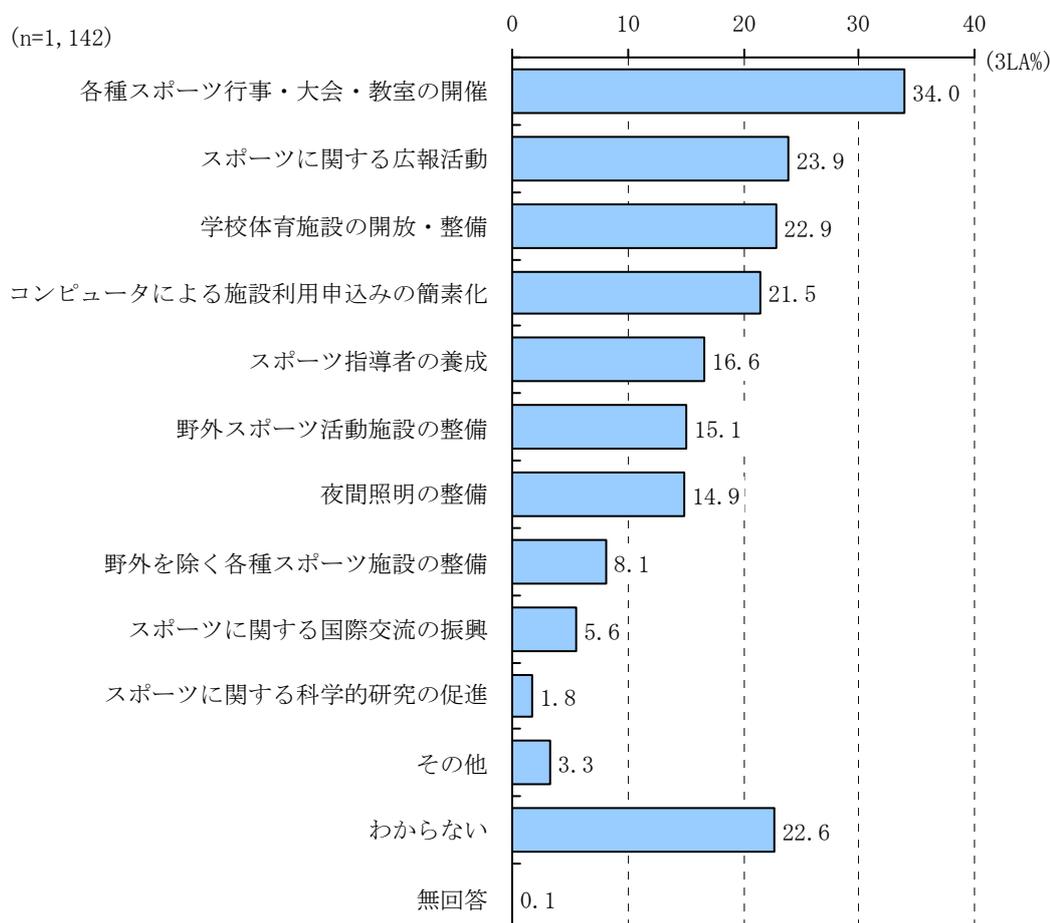
【図表4-8-2 性別 高槻市の盛んなスポーツとしてイメージするもの】



9 スポーツ振興のために力を入れるべき施策

問27 スポーツをもっと振興させるために、市に今後どのようなことに力を入れてもらいたいと思いますか。(回答は3つまで)

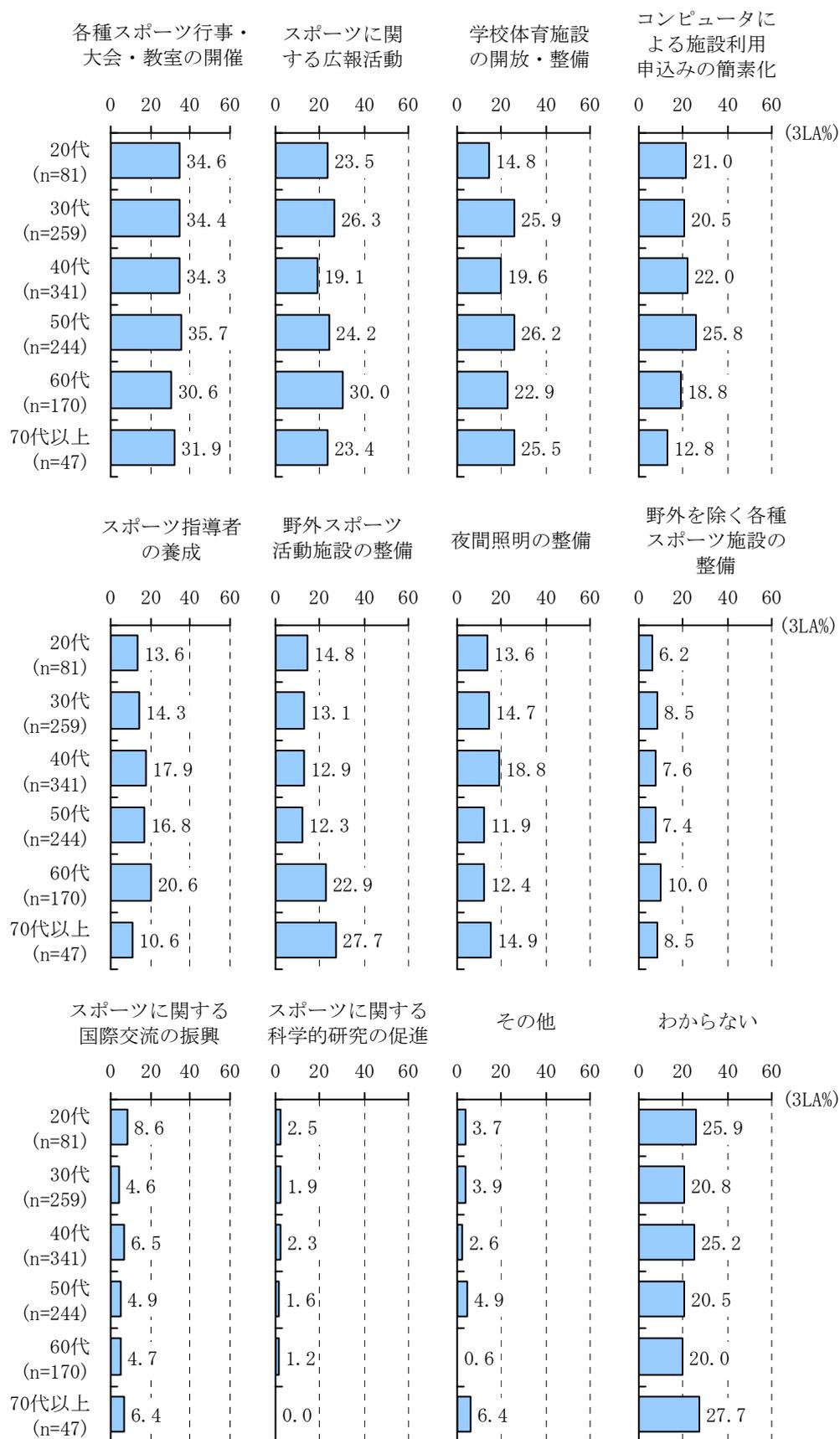
【図表4-9 スポーツ振興のために力を入れるべき施策】



スポーツ振興のために市が今後力を入れるべき施策は、「各種スポーツ行事・大会・教室の開催」が34.0%で最も多い。これに次いで「スポーツに関する広報活動」が23.9%で、以下、「学校体育施設の開放・整備」が22.9%、「コンピュータによる施設利用申込みの簡素化」が21.5%となっている。(図表4-9)

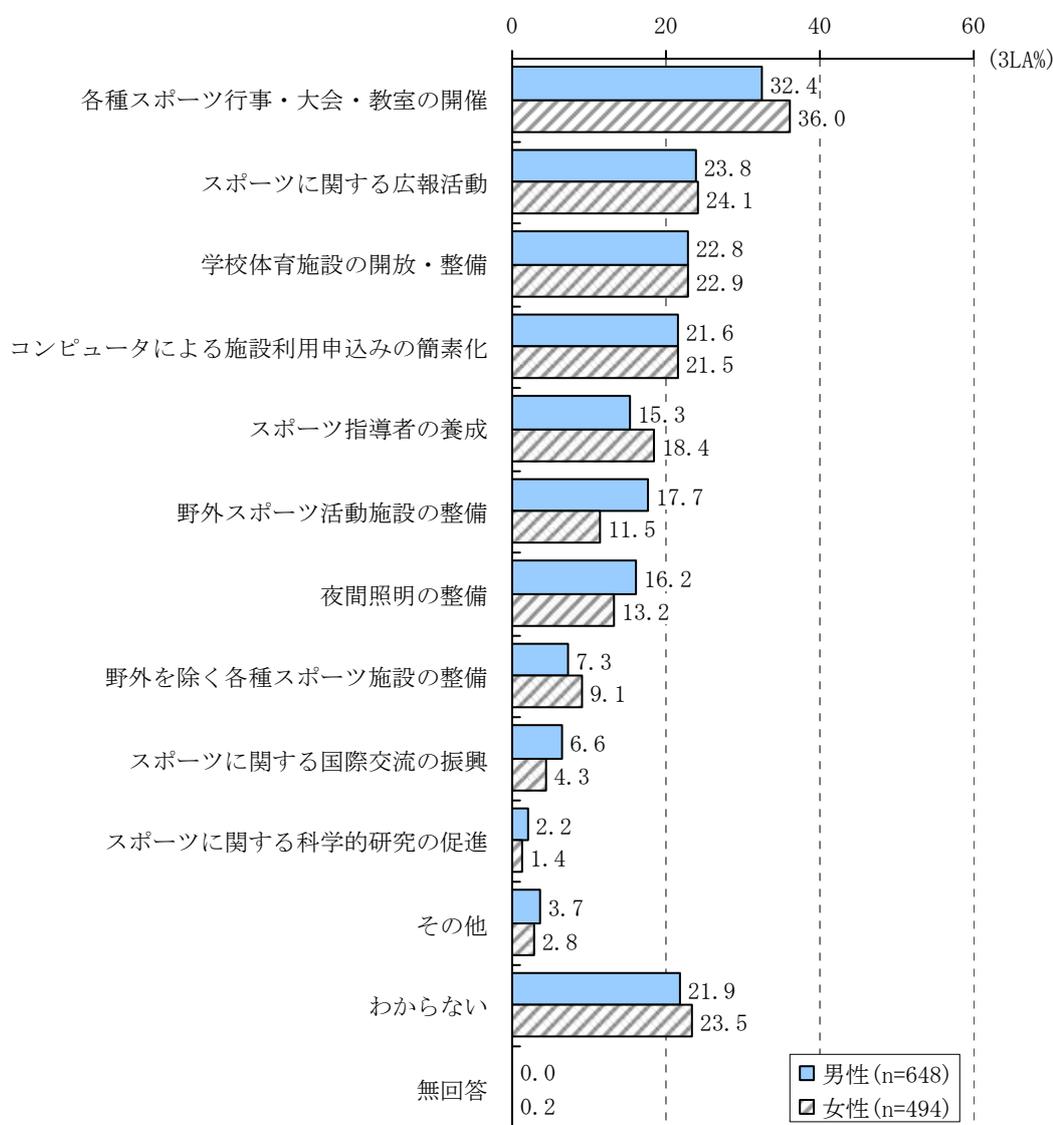
年齢別では、いずれの年代も「各種スポーツ行事・大会・教室の開催」が3割台で最も多くなっている。また、「野外スポーツ活動施設の整備」は、60代以上が2割台で他の年代に比べ高くなっている。(図表4-9-1)

【図表4-9-1 年齢別 スポーツ振興のために力を入れるべき施策】



性別では、男女とも「各種スポーツ行事・大会・教室の開催」(男性 32.4%、女性 36.0%)が最も多くなっている。また、「野外スポーツ活動施設の整備」は、男性(17.7%)のほうが女性(11.5%)に比べ6.2ポイント高い。(図表4-9-2)

【図表4-9-2 性別 スポーツ振興のために力を入れるべき施策】



Ⅱ－５ 自由意見

市の文化・スポーツ施策に関して自由に意見をお聞きしたところ、517人から回答があり、意見記入件数の合計は延べ590件となっている。

『文化芸術』に関する意見は延べ計55件の記入があり、そのうち「著名なアーティストを招くために施設の設備を整え、高槻市の活性化を目指す」（8件）が最も多い。

（表5-1）

『運動・スポーツ』に関する意見は延べ計176件の記入があり、そのうち「世代や障がいなどに関係なく誰もが参加できるような運動・スポーツを企画してほしい」（14件）が最も多い。（表5-2）

『文化活動およびスポーツ活動に共通する意見』は延べ計334件の記入があり、そのうち「施設の利用案内など情報提供の充実、イベント案内などの広報促進」（59件）が最も多く、これに次いで「施設の立地が悪く、交通の便が良くない」（33件）、「施設利用やイベント参加の料金を安くしてほしい、無料にしてほしい」（29件）となっている。（表5-3）

【表5-2 運動やスポーツに関する意見】

内容	件数
世代や障がいなどに関係なく、誰もが参加できるような運動・スポーツを企画してほしい	14
運動公園の自然を生かした施設整備	12
さまざまなスポーツや運動を気軽に体験できるような取組み	11
トレーニング施設・スポーツ教室の増設	10
大規模な大会の開催や、大会の回数を増やすなどしてスポーツに関心を持たせる取組み	10
サッカー場やテニスコートなど球技場の整備・増設	9
子どもが自由に球技などで遊べる環境を増やしてほしい	9
高槻市は比較的運動・スポーツ面に力を入れている	8
健康維持・増進のための活動の充実	8
プロスポーツ選手・ガンバ大阪の誘致	8
ジョギングやウォーキング、ハイキング、サイクリングなどのコース整備	8
総合体育館の設備充実	6
温泉プール・室内プールの増設	5
平日昼間は仕事をしているので施設を利用できない	5
定員オーバーで入れない、受け入れ枠を広げてほしい	4
子どもの体力増強やスポーツに取り組む環境をつくってほしい	4
スポーツ種目別の練習場所の確保	3
夜間施設を拡充してほしい	3
施設の利用時間を延長してほしい	2
プロ女子サッカーチームの認知度を上げる	2
サッカーチームの強化	2
フィギュアスケートショーをもっと市民に見せてほしい	2
グラウンドの芝生化	2
その他	29
合計	176

【表5-3 文化活動およびスポーツ活動に共通する意見】

内容	件数
施設の利用案内など情報提供の充実、イベント案内などの広報促進	59
施設の立地が悪く、交通の便が良くない	33
施設利用やイベント参加の料金を安くしてほしい、無料にしてほしい	29
大会・イベントの開催などの積極的に取り組み	24
もっと気軽に利用・参加できるようにしてほしい	21
施設の利用申込みの簡素化やシステムの充実（インターネット検索、土日の窓口対応等）	21
新規利用には敷居が高い、特定団体や有力者への優先的配慮をやめる	14
高槻市の文化・スポーツの環境に満足している	13
学校施設の自由開放・有効活用	12
具体的な市の取り組みが見えてこない、施策自体知らない	11
親子で遊んだりイベントに参加できる環境をつくってほしい	10
施設の拡充や改装	9
施設の駐車料金が高い、無料化してほしい	9
施設の衛生面やメンテナンスを定期的に整備してほしい	7
駐車場が少ない、駐車場・駐輪場の整備	7
予算の拡充または低コストでの施策	7
子どもが気軽に参加できる環境をつくってほしい	5
高齢者が利用しやすい設備の充実	3
優秀な指導者の育成	3
市民を優先して施設を利用させてほしい	2
市民ボランティアの組織化の促進	2
自由に使える施設がほしい	2
周りに迷惑にならないよう配慮してほしい	2
その他	29
合計	334

【表5-4 その他の意見】

内容	件数
他の施策に取り組んでほしい、税金のムダ使いは止めてほしい	18
その他（各1件）	7
合計	25

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条—第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条—第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条—第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条—第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条—第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長が

スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあつては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的條件の整備等

（指導者等の養成等）

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ施設の整備等）

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

（学校施設の利用）

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ事故の防止等）

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の

資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけ

るスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二條 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三條 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四條 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五條 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六條 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日

本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第六条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項」に改める。

(放送大学学園法の一部改正)

第六条 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

(沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正)

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

高槻市スポーツ推進審議会規則

平成 25 年 3 月 28 日
規 則 第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高槻市附属機関設置条例（平成 24 年高槻市条例第 36 号）第 5 条の規定に基づき、高槻市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長各々 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明等の聴取)

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

高槻市スポーツ推進審議会委員名簿

氏名	選出区分
西山 哲郎	学識経験のある者
中山 健	学識経験のある者
相見 育子	関係団体を代表する者
北山 茂治	関係団体を代表する者
佐藤 幸子	関係団体を代表する者
太甫 正彦	関係団体を代表する者
高畑 稔	関係団体を代表する者
中山 善幸	関係団体を代表する者
馬場 千夏	市民
井上 晴雄	その他市長が適当と認める者

高市文第413号
平成25年5月31日

高槻市スポーツ推進審議会
会長 西山 哲郎 様

高槻市長 濱田 剛史

高槻市スポーツ推進計画について（諮問）

本市では、生涯スポーツ社会づくりを目指し、平成12年に「高槻市スポーツ振興対策および施設整備に関する基本方策」を策定し、これまで生涯スポーツの振興をはかってきました。

しかし、少子超高齢化や人口減少など本市の取り巻く環境は大きく変化し、またスポーツ実施率や子どもの体力が低下していることなど、多くの取り組むべき課題が残されています。

つきましては、これまでの取り組みの成果を活かしつつ、新たに生じた課題に対応するため、高槻市スポーツ推進計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

高槻市スポーツ推進審議会の答申

平成25年11月1日

高槻市長

濱田 剛史 様

高槻市スポーツ推進審議会

会長 西山 哲郎

高槻市スポーツ推進計画について（答申）

平成25年5月31日付け高市文第413号で諮問のあった高槻市スポーツ推進計画について、審議を重ねてまいりました結果、別添の審議会案のとおり結論に達しましたので、答申します。

今後、高槻市を取り巻く社会環境は、少子超高齢化による人口構成の変化をはじめ、医療費の増加などますます厳しくなることが予想されます。

今回策定される高槻市スポーツ推進計画は、市民一人一人がスポーツを通じて、幸福で豊かな生活を営むため、高槻市民・高槻市の将来にとって、非常に重要な計画です。

そのため、スポーツ推進審議会においては、審議会委員一人一人がその重要性を念頭に置き、「スポーツ基本法」の理念、そして近年問題となっている体罰禁止の趣旨を踏まえ、市民の視点あるいは専門的な見地から、慎重に審議を重ねてきました。

その結果、スポーツ推進審議会としての結論を、別添の高槻市スポーツ推進計画(審議会案)としてまとめました。この高槻市スポーツ推進計画(審議会案)及び下記の事項を尊重し、高槻市スポーツ推進計画の策定、計画の推進を図られるようお願いいたします。

記

- 1 高槻市スポーツ推進計画に基づく施策の計画的な実施と適切な進行管理を行い、施策の指標の達成に向けて取り組むこと。
- 2 高槻市スポーツ推進計画が、市民にとってより分かりやすいものとなるよう配慮するとともに、高槻市スポーツ推進計画の周知に努めること。

策定の経過

年月	審議会	検討委員会	幹事会
平成25年 5月	—	5/28 第1回 ・高槻市スポーツ推進計画の策定について	5/28 第1回 ・幹事長、副幹事長の選出について ・高槻市スポーツ推進計画の策定について
	5/31 第1回 ・会長・副会長の選出について ・高槻市スポーツ推進計画の策定について（諮問）	—	—
7月	7/26 第2回 ・高槻市スポーツ推進計画（試案）について	—	7/17 第2回 ・高槻市スポーツ推進計画（試案）について
8月	—	—	8/23 第3回 ・高槻市スポーツ推進計画（試案）について
9月	9/17 第3回 ・高槻市スポーツ推進計画（試案）について	9/3 第2回 ・高槻市スポーツ推進計画（試案）について	—
10月	10/18 第4回 ・高槻市スポーツ推進計画（試案）について	10/8 第3回 ・高槻市スポーツ推進計画（試案）について	10/4 第4回 ・高槻市スポーツ推進計画（試案）について
11月	11/1 ・高槻市スポーツ推進審議会の答申について	11/5 第4回 ・高槻市スポーツ推進審議会からの答申について ・高槻市スポーツ推進計画（素案）について	11/1 第5回 ・高槻市スポーツ推進審議会からの答申について ・高槻市スポーツ推進計画（素案）について
平成26年 1月	—	—	1/30 第6回 ・高槻市スポーツ推進計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について ・高槻市スポーツ推進計画実施計画（案）について
2月	—	2/4 第5回 ・高槻市スポーツ推進計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について	—

高槻市スポーツ推進計画検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 生涯スポーツ社会づくりの実現に向けて、高槻市のスポーツ推進の方向性について検討するため、高槻市スポーツ推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 高槻市スポーツ推進計画の策定に関する総合的な企画及び調整に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長各々1名を置き、委員長は市民生活部担当副市長、副委員長は他の副市長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、委員会の事務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事会)

第4条 委員会の所掌事務について検討調整し、立案させるため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者及び委員長が指名する関係職員（以下「幹事」という。）をもって組織する。

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事の互選によりこれを定める。

4 幹事長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(説明等の聴取)

第5条 委員会及び幹事会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会及び幹事会の事務局は、市民生活部文化スポーツ振興課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月17日から施行する。

別表 1

副市長
政策財政部長
市民生活部長
健康福祉部長
子ども未来部長
都市創造部長
産業環境部長
教育管理部長
教育指導部長

別表 2

部名	職名
政策財政部	政策推進室長の指名する職員
市民生活部	文化スポーツ振興課長
健康福祉部	長寿生きがい課長 障がい福祉課長 健康づくり推進課長
子ども未来部	子ども育成課長
都市創造部	都市づくり推進課長 公園課長 下水河川企画課長
産業環境部	産業振興課長 資源循環推進課長
教育委員会教育管理部	学務課長 地域教育青少年課長
教育委員会教育指導部	教育指導課長